

# 男女共同参画に関する施策の評価について

令和4年度（2022年度）

熊本県男女共同参画年次報告書（案）



# 目次

## 第1章 熊本県における男女共同参画社会づくりの状況

|                             |    |
|-----------------------------|----|
| ○男女共同参画社会実現に向けた新たな動き        | 1  |
| ○第5次熊本県男女共同参画計画の基本的な考え方     | 2  |
| 第1 熊本県の人口・人口構成等             |    |
| 1 熊本県の人口                    |    |
| (1) 総人口                     | 5  |
| 2 熊本県の人口構成                  |    |
| (1) 男女別人口                   | 6  |
| (2) 年齢別人口                   | 6  |
| (3) 高齢化率                    | 7  |
| (4) 合計特殊出生率                 | 7  |
| 3 熊本県における結婚・離婚              |    |
| (1) 平均初婚年齢                  | 8  |
| (2) 婚姻率・離婚率・未婚率             | 8  |
| 第2 熊本県男女共同参画計画の4つの重点目標ごとの現状 |    |
| I あらゆる分野における女性の参画拡大         |    |
| 1 国際的な状況                    |    |
| (1) 日本の女性の参画状況              | 10 |
| 2 政策・方針決定の場における状況           |    |
| (1) 女性の地位向上に関する考え方          | 11 |
| (2) 審議会等委員に占める女性の割合         | 12 |
| (3) 熊本県における女性の参画状況          | 13 |
| (4) 市町村における女性の参画状況          | 14 |
| (5) 教育分野における女性の参画状況         | 14 |
| (6) 政治における女性の参画状況           | 16 |
| (7) 県内事業所における管理職に占める女性の割合   | 16 |
| (8) 大学・短期大学等の教員における女性の参画状況  | 17 |
| 3 就業・雇用分野における状況             |    |
| (1) 雇用者に占める女性の割合            | 17 |
| (2) 労働者の雇用形態                | 18 |
| (3) 男女別所定内給与                | 18 |
| (4) 男女別勤続年数                 | 19 |
| トピック①                       | 19 |
| 4 農林水産業における状況               |    |
| (1) 農林水産業における女性の参画状況        | 20 |
| 5 地域における状況                  |    |
| (1) 地域活動における女性の参画状況         | 21 |
| II 男女共同参画の視点からの安全・安心な暮らしの実現 |    |
| 1 女性に対する暴力の状況               |    |
| (1) DV（ドメスティック・バイオレンス）      | 22 |
| (2) ストーカー・性犯罪               | 24 |
| トピック②                       | 24 |
| 2 自殺、児童虐待の状況                |    |
| (1) 自殺者の推移                  | 25 |
| (2) 児童虐待相談件数の推移             | 26 |
| 3 女性の健康の状況                  |    |
| (1) 人工妊娠中絶件数・実施率            | 26 |

|  |    |
|--|----|
| (2) 子宮がん（子宮頸がん）、乳がんの検診受診率・死亡率……………     | 27 |
| 4 地域の防災力における状況                         |    |
| (1) 地域の防災における女性の参画状況……………              | 28 |
| トピック③……………                             | 28 |
| <b>III 男女共同参画社会実現のための意識改革・就業環境の充実</b>  |    |
| 1 県民の男女共同参画に対する意識                      |    |
| (1) 男女の地位の平等感……………                     | 29 |
| (2) 固定的性別役割分担意識……………                   | 30 |
| (3) 仕事と家庭・地域生活の両立（理想と現実）……………          | 32 |
| (4) 「男女共同参画社会」に関する用語の周知度……………          | 32 |
| 2 教育における状況                             |    |
| (1) 大学等進学率……………                        | 33 |
| (2) 男女混合名簿（出席簿）の使用状況……………              | 33 |
| (3) 男女共同参画を校内研修（教員向け）のテーマに採用した学校数…………… | 34 |
| 3 仕事と生活の両立の状況                          |    |
| (1) 夫婦の生活時間……………                       | 34 |
| (2) 県内事業所の状況……………                      | 35 |
| (3) 育児休業……………                          | 37 |
| (4) 子育て支援……………                         | 37 |
| <b>IV 推進体制の整備・強化</b>                   |    |
| 1 市町村の取組状況                             |    |
| (1) 推進体制の整備状況……………                     | 38 |
| 2 県民、NPO等との協働による取組状況                   |    |
| (1) 男女共同参画推進団体数……………                   | 39 |

## 第2章 熊本県が実施した男女共同参画施策の実施状況（令和3年度）

|                                   |    |
|-----------------------------------|----|
| I 施策評価について……………                   | 40 |
| II 重点目標別施策の実施状況                   |    |
| 1 あらゆる分野における女性の参画拡大……………          | 45 |
| 2 男女共同参画の視点からの安全・安心な暮らしの実現……………   | 53 |
| 3 男女共同参画社会実現のための意識改革・就業環境の充実…………… | 60 |
| 4 推進体制の整備・強化……………                 | 65 |

## 第3章 市町村・男女共同参画推進団体・事業所の取組状況

|                         |    |
|-------------------------|----|
| 1 市町村の取組状況……………         | 67 |
| 2 男女共同参画推進団体……………       | 71 |
| 3 熊本県男女共同参画推進事業者表彰…………… | 72 |

# 第 1 章

## 熊本県における男女共同参画社会づくりの状況

男女共同参画社会とは、性別にかかわらず、すべての人が個性と能力を発揮できる社会であり、そのような社会を実現するためには、幅広い分野にまたがる様々な課題を一つ一つ解決していかなければなりません。

ここでは、第5次熊本県男女共同参画計画の体系に基づき、様々な統計を用いながらその進捗状況を明らかにし、現状における課題を抽出します。

|                                |    |
|--------------------------------|----|
| ○男女共同参画社会実現に向けた新たな動き           | 1  |
| ○第5次熊本県男女共同参画計画の基本的な考え方        | 2  |
| 第1 熊本県の人口・人口構成等                | 5  |
| 第2 熊本県男女共同参画計画の4つの重点目標ごとの現状    |    |
| I あらゆる分野における女性の参画拡大            | 10 |
| II 男女共同参画の視点からの安全・安心な暮らしの実現    | 22 |
| III 男女共同参画社会実現のための意識改革・就業環境の充実 | 29 |
| IV 推進体制の整備・強化                  | 38 |

# 男女共同参画社会実現に向けた新たな動き

## 1 国の動き

社会経済のグローバル化に伴う諸外国との競争激化、国内の少子高齢化等による家庭生活や地域社会の多様化など急速に変化する中、経済状況を安定した成長軌道に乗せ、豊かさを実感できる社会を実現する必要があります。

そのため、国は「日本再興戦略（平成25年（2013年）6月策定）」の中核に「女性の活躍」を位置づけ、女性の力を「我が国最大の潜在力」と捉えた取組を推進するとともに、平成27年（2015年）9月に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」を公布・施行しました。

また、令和3年度（2021年度）に、「あらゆる分野における女性の参画拡大」、「安全・安心な暮らしの実現」、「男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備」及び「推進体制の整備・強化」の4つの政策領域を定めた、5年間を計画期間とする第5次男女共同参画基本計画の策定が行われました。

令和3年（2021年）6月には、「育児介護休業法」が改正、令和4年（2022年）4月から段階的に施行され、「産後パパ育休制度」の創設など出産・育児による離職の防止や育児休業が取得しやすい枠組み・体制等が整備されました。また、「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が改正され、女性候補者増加に向けた人材育成やハラスメントへの対策、男女共同参画推進に向けた積極的な環境整備などが求められました。更に、令和4年（2022年）7月に女性活躍推進法が改正され、一定規模の民間事業主に男女の賃金の差異の情報を公開するよう義務付けるなど、女性活躍の加速化に向けた動きが進んでいます。

## 2 本県の動き

本県においても、平成26年（2014年）8月、県内の経済界をはじめとする関係機関・団体など産学官の多様なメンバーの連携による「熊本県女性の社会参画加速化会議」を設置し、女性の活躍を更に加速化させるため様々な事業を進めています。

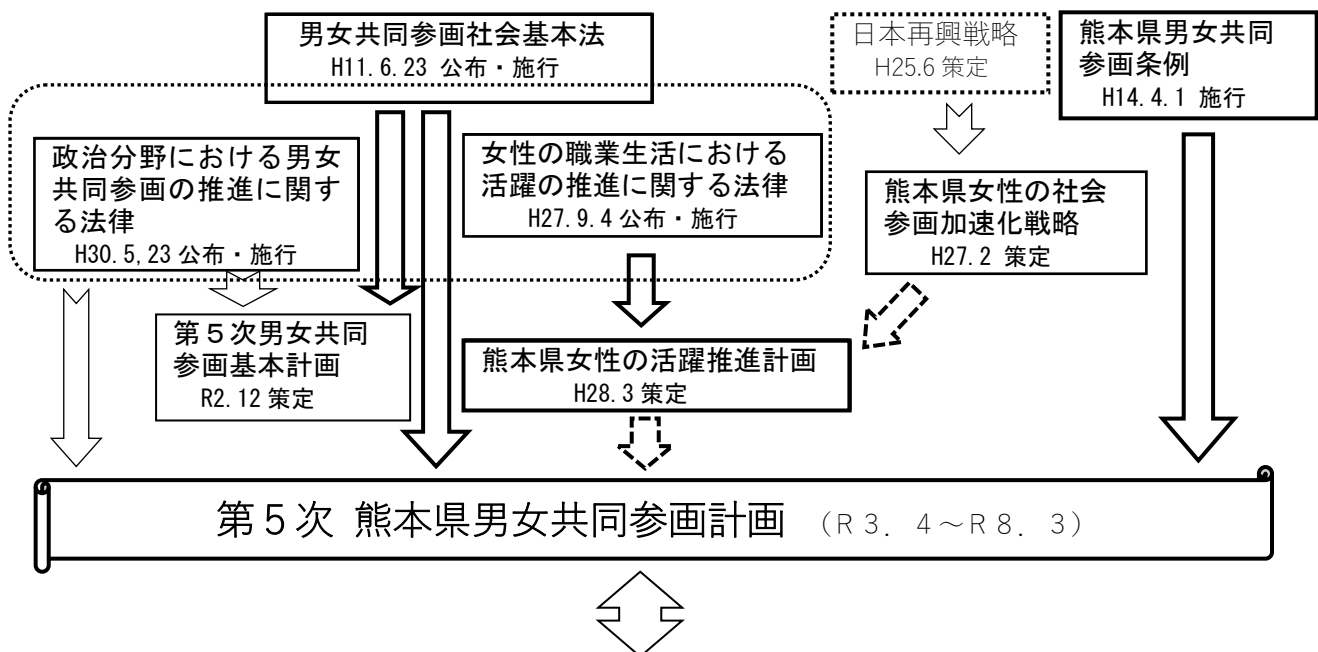
当会議において、各参加団体が連携して取り組む施策・事業等を取りまとめた「熊本県女性の社会参画加速化戦略」を平成27年（2015年）2月に策定しました。この戦略は、女性の社会参画を加速化するうえでの課題である「出産・育児に伴う女性の退職」、「役員・管理職への登用の遅れ」及び「固定的性別役割分担意識」などに対応し、『熊本が変わる』ため、『企業、女性・男性、社会が“変わる”』という視点から成っています。

また、この熊本県女性の社会参画加速化戦略、国の第5次男女共同参画基本計画や、国連で採択された持続可能な開発目標（SDGs）を踏まえ、令和3年度（2021年度）から5年間の第5次熊本県男女共同参画計画を策定しました。4つの重点目標の達成に向けて、更なる男女共同参画社会の実現につながる取組を進めています。

# 第5次熊本県男女共同参画計画の基本的な考え方

## 1 計画の位置付け

この計画は、男女共同参画社会基本法第14条及び熊本県男女共同参画推進条例第15条の規定に基づく、県における男女共同参画社会の形成に関する施策についての基本的な計画であり、国の第5次男女共同参画基本計画を踏まえて策定しました。また、女性の活躍をより効果的に推進するため、女性活躍推進法に基づく都道府県推進計画としても位置付けています。



## ～ 第5次計画関連の主な計画等 ～

- \* 新しいくまもと創造に向けた基本方針
- \* 熊本県労働・人材育成計画
- \* 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）推進構想
- \* 熊本県農山漁村男女共同参画推進プラン
- \* 熊本県特定事業主行動計画
- \* 熊本県DV対策基本計画
- \* 熊本県人権教育・啓発基本計画
- \* 熊本県高齢者福祉計画・介護保険事業支援計画
- \* くまもと子ども・子育てプラン
- \* くまもと「夢への架け橋」教育プラン
- \* 熊本県地域福祉支援計画
- \* 熊本県保健医療計画
- \* 熊本県健康増進計画
- \* 熊本県障害者計画

など

## 2 計画期間

令和3年（2021年）4月から令和8年（2026年）3月までの5カ年間

## 3 基本目標

『男女が互いを尊重し支えあう、多様性に富んだ持続可能な社会の実現』

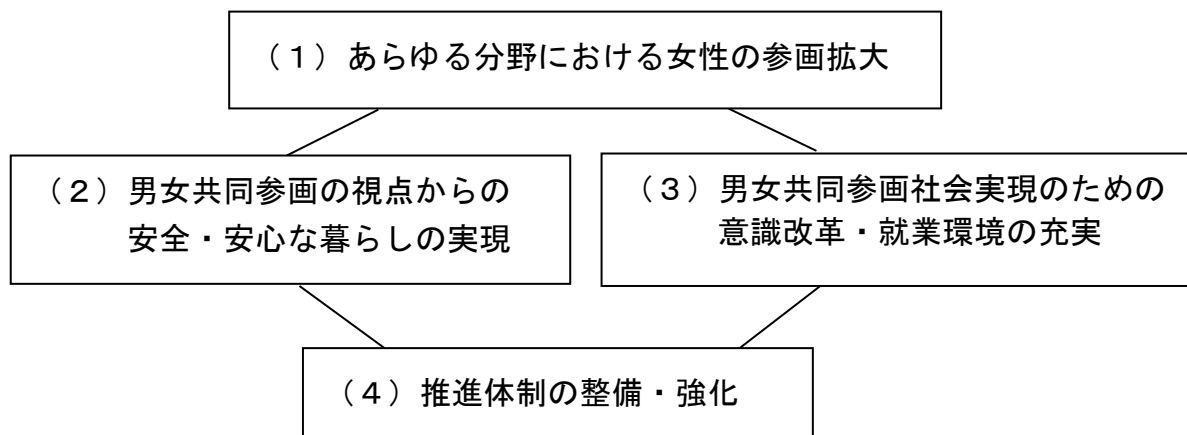
熊本県男女共同参画推進条例が目指す基本理念を踏まえて、第5次熊本県男女共同参画計画の目標とします。

## 4 重点目標

社会経済情勢等が急速に変化する中で、男女が互いを尊重し支えあう、多様性に富んだ持続可能な社会を実現するためには、政治・行政、経済・雇用及び農林水産分野並びに地域での「あらゆる分野における女性の参画拡大」が重要となります。

また、県民一人ひとりの考え方や生き方が尊重され、皆が安全に安心して暮らすことのできる社会の実現が必要です。

そのためには、大きな阻害要因である固定的性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）の解消をはじめ、男性片働き世帯が多かった時代から残る男性中心の社会制度や、長時間労働や転勤等を当然とする働き方などの見直しも進めていくことが重要です。さらに、子育てや介護環境等を支える社会基盤も充実させる必要があり、国、県及び市町村の連携とともに、企業、県民及び各種団体の組織的な対応が不可欠です。





## 5 第5次熊本県男女共同参画計画の施策体系

【基本目標】男女が互いを尊重し支えあう、多様性に富んだ持続可能な社会の実現

【重点目標及び主要な施策】

| 重点目標                         | 施策の方向                                | 主要施策                                    |
|------------------------------|--------------------------------------|---|
| 1 あらゆる分野における女性の参画拡大          | (1)政策・方針決定過程への女性の参画拡大                | ① 政治や行政分野における意思決定への女性の参画拡大              |
|                              |                                      | ② 企業における役員や管理職等への女性の積極的な登用や人材育成         |
|                              |                                      | ③ 女性の参画が少ない分野での活躍促進                     |
|                              | (2)就業や雇用分野における男女共同参画の推進              | ② 経営者層の意識改革                             |
|                              |                                      | ③ 女性の積極的な採用と公平なチャレンジ機会の付与等の促進           |
|                              |                                      | ④ 女性の活躍を推進するための一般事業主行動計画の策定支援や自主宣言の推進   |
|                              |                                      | ⑤ 女性の積極的な能力開発、ネットワークづくりの支援              |
|                              |                                      | ⑥ 職場におけるハラスメント等の防止に向けた相談体制の充実           |
|                              |                                      | ⑦ ライフステージや個別の事情等に対応した多様で柔軟な働き方の促進       |
|                              | (3)仕事と生活の調和(両立)のための多様で柔軟な働き方の支援      | ② 男性の家事・育児への参画、介護休業・休暇の取得促進             |
|                              |                                      | ③ テレワークの導入など多様で新しい働き方による女性の活躍促進         |
|                              |                                      | ④ 女性の起業支援                               |
|                              |                                      | ⑤ 農林水産業分野における意思決定への女性の参画拡大              |
|                              | (4)農林水産業における男女共同参画の推進                | ② 女性の経営への主体的参画や起業化、働きやすい環境の整備等の推進       |
|                              |                                      | ③ 女性の活動分野の拡大                            |
| (5)地域社会における男女共同参画の推進         | ② 地域におけるリーダーの育成                      |   |
|                              | ③ DV被害者に対する支援や、若年層へのデートDVに関する予防啓発の推進 |   |
| 2 男女共同参画の視点からの安全・安心な暮らしの実現   | (1)女性に対するあらゆる暴力の根絶                   | ② 性犯罪・性暴力及びストーカー等被害者への適切な保護・支援体制の整備     |
|                              |                                      | ③ ハラスメントを許さない社会づくりの推進                   |
|                              |                                      | ④ ひとり親家庭や貧困など生活上の困難に直面する女性等への支援         |
|                              | (2)生涯を通じた女性等の暮らしや健康への支援              | ② 高齢者、障がい者、外国人等で困難を抱える人々が安心して暮らせる環境づくり  |
|                              |                                      | ③ ライフステージに応じた健康の包括的な支援                  |
|                              |                                      | ④ 妊娠・出産等に関する健康支援                        |
|                              |                                      | ⑤ 防災・復興の各段階における男女共同参画の取組を推進             |
|                              | (3)男女共同参画の視点からの防災・復興の推進              | ② 防災・復興の現場における女性の参画拡大                   |
|                              |                                      | ① 固定的性別役割分担意識や無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)の解消 |
| 3 男女共同参画社会実現のための意識改革・就業環境の充実 | (1)男女共同参画の実現に向けた意識啓発の推進              | ② メディアにおける男女の人権の尊重                      |
|                              |                                      | ③ 社会制度や慣行の見直し                           |
|                              |                                      | ④ 妊娠・出産に伴う就業環境整備の推進                     |
|                              | (2)男女の子育て・介護環境の整備                    | ② 子育てに伴う就業環境整備の推進                       |
|                              |                                      | ③ 介護に伴う就業環境整備の推進                        |
|                              |                                      | ④ 男性の家事・育児への参画、介護休業・休暇の取得促進(再掲)         |
|                              |                                      | ⑤ 子ども・若年層に対する男女共同参画教育の充実                |
|                              | (3)男女共同参画の視点に立った教育・学習の充実、人権尊重の理解促進   | ② 社会教育の推進                               |
|                              |                                      | ③ メディアにおける男女の人権の尊重(再掲)                  |
|                              |                                      | ④ 相談体制の充実及び周知                           |
|                              |                                      | ① 県における推進体制                             |
|                              | 4 推進体制の整備・強化                         | (1)県・市町村の推進体制の強化、国との連携                  |
| ③ 国との連携                      |                                      |   |
| ④ 企業や各種団体等との連携               |                                      |   |
| (3)国際協調等に向けた国施策との連携          |                                      |   |

# 第1 熊本県の人口・人口構成等

我が国の人口は年々減少傾向にある。本県においても、今後長期的に人口減少と年齢構成の変化が続くとともに、家族形態や地域社会が変化していくことが確実視されている。

ここでは、熊本県の人口、人口構成等についてみていく。

## ポイント

- 1 本県では人口減少が進んでいく中で、長期的には労働力不足の深刻化が予想されており、地域の活力を維持していくには、女性や高齢者の就業機会の拡大、能力活用が重要な課題となっている。
- 2 少子化の一因である未婚化及び晩婚化が男女ともに進む中、令和3年(2021年)の本県の合計特殊出生率は、前年より0.01ポイント減の1.59であった(全国6位)。出生率の向上につなげるために、子どもを産み、育てやすい環境をつくる更なる取組が必要である。

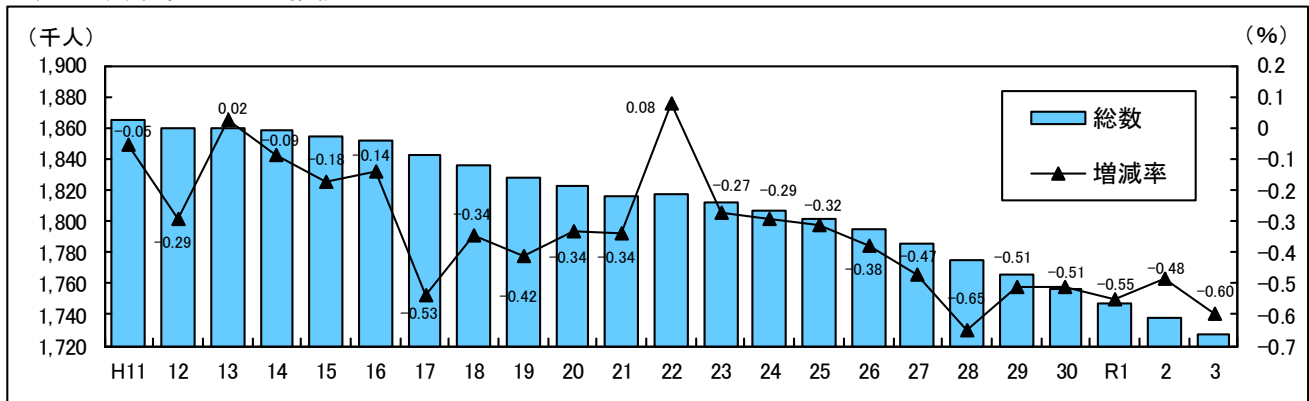
## 1 熊本県の人口

### (1) 総人口

#### ●人口減少は今後さらに加速

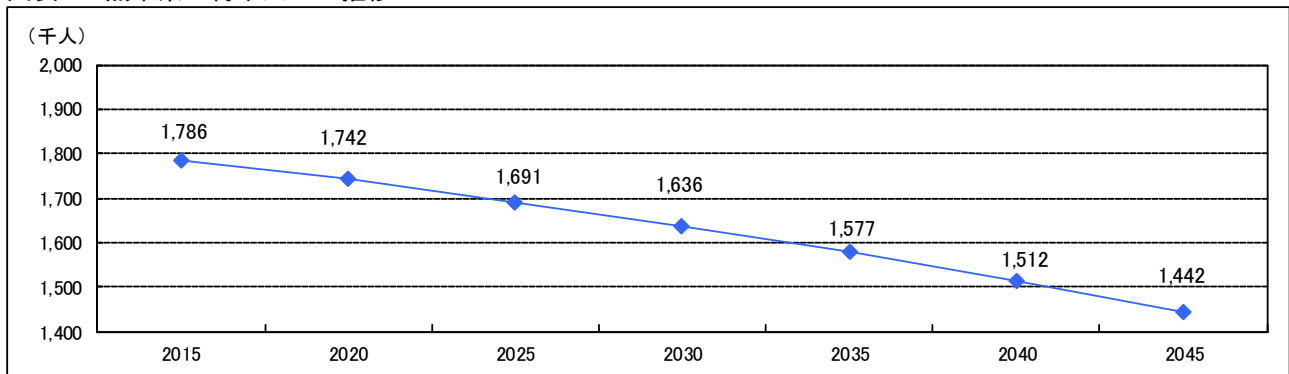
本県の総人口(推計人口調査)は、令和3年(2021年)10月1日現在、1,727,902人で、前年(1,738,301人)に比べ10,399人減少(▲0.60%)した(図表1)。今後も減少傾向は続き、本県の総人口は、2045年には約144万人になると見込まれている(図表2)。

図表1 熊本県の人口の推移



熊本県統計調査課「令和3年熊本県推計人口調査」

図表2 熊本県の将来人口の推移



国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口 (H30.3月推計)」の出生中位・死亡中位推計人口

## 2 熊本県の人口構成

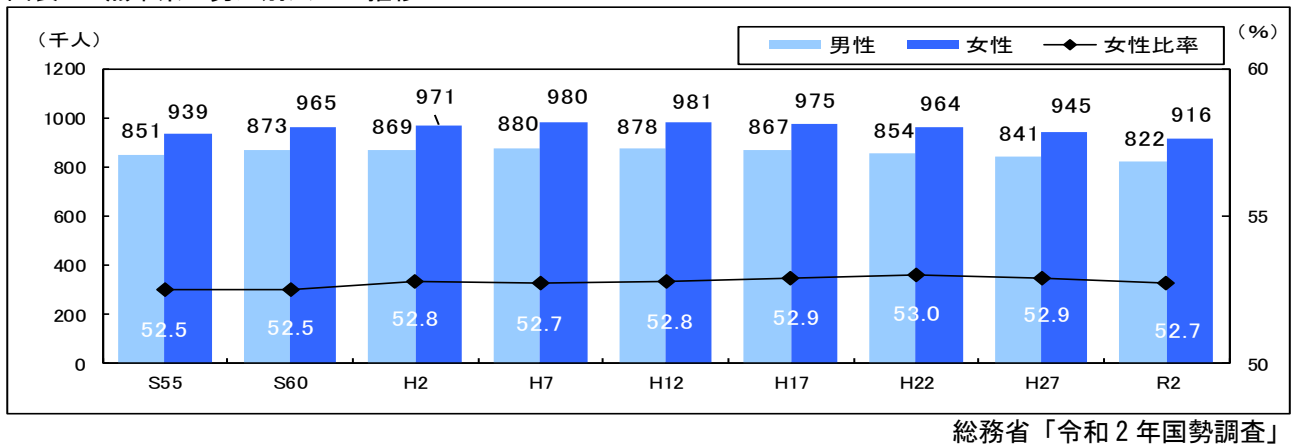
### (1) 男女別人口

#### ●男女構成比の女性の割合は52%～53%で推移

本県の男女別人口（国勢調査）は、令和2年(2020年)10月1日現在、男性約82万2千人、女性約91万6千人で5年前と比べ男性は約1万9千人、女性は約2万9千人減少した。

男女構成比をみると、女性の割合は長期に渡り52%～53%で推移している（図表3）。

図表3 熊本県の男女別人口の推移

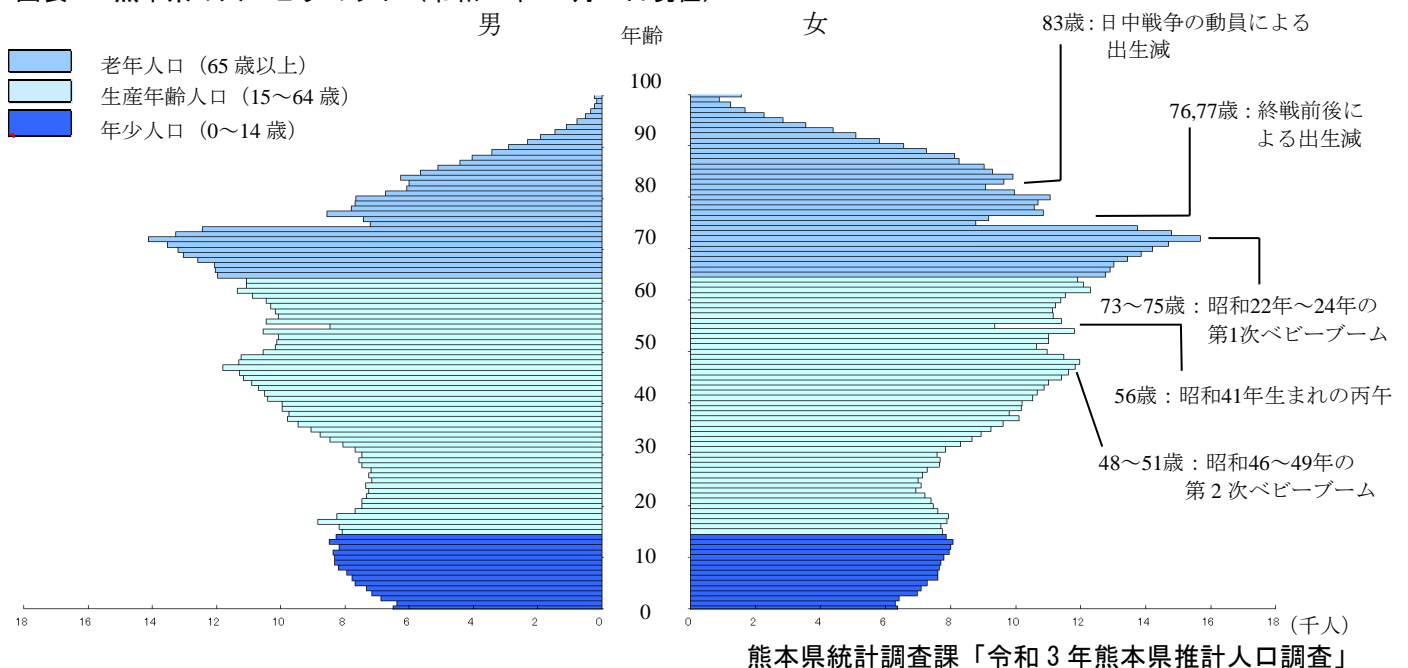


### (2) 年齢別人口

#### ●生産年齢人口は減少傾向

熊本県の令和3年(2021年)10月1日現在の人口ピラミッド（図表4）によると、生産年齢人口は第1次ベビーブーム期（昭和22～24年）をピークとして減少傾向にあり、ピラミッドの裾野が次第に狭まってきているため、長期的には労働力不足の深刻化が懸念されている。労働力を維持するためには、働く意欲のある女性や高齢者の就業機会の拡大や能力の活用が不可欠である。

図表4 熊本県の人口ピラミッド（令和3年10月1日現在）



### (3) 高齢化率

#### ●高齢化率（総人口に占める65歳以上人口の割合）は増加

令和2年(2020年)の本県の高齢化率は31.6%となり、年々増加傾向にある。

65歳以上に占める女性の割合は約6割、85歳以上では約7割となり、高齢社会の問題は女性に深く関わる問題でもある(図表5)。

図表5 高齢化率

|                             | 県 [%] |      |      |      | 全国 [%] |      |      |      |
|-----------------------------|-------|------|------|------|--------|------|------|------|
|                             | H17   | H22  | H27  | R2   | H17    | H22  | H27  | R2   |
| 高齢化率<br>(総人口に占める65歳以上人口の割合) | 23.7  | 26.0 | 28.8 | 31.6 | 20.1   | 23.1 | 26.6 | 28.7 |
| 高齢者に占める女性の割合                | 59.8  | 59.0 | 58.5 | 57.6 | 57.6   | 57.3 | 56.7 | 56.6 |
| 高齢者に占める単身者の割合               | 14.0  | 14.7 | 16.3 | 17.1 | 15.1   | 15.6 | 17.7 | 19.0 |
| 高齢単身者に占める女性の割合              | 78.5  | 71.5 | 72.0 | 67.8 | 72.8   | 71.5 | 67.5 | 65.6 |
| 85歳以上に占める女性の割合              | 72.8  | 69.2 | 70.9 | 69.4 | 72.3   | 71.8 | 70.1 | 68.5 |

総務省「令和2年国勢調査」

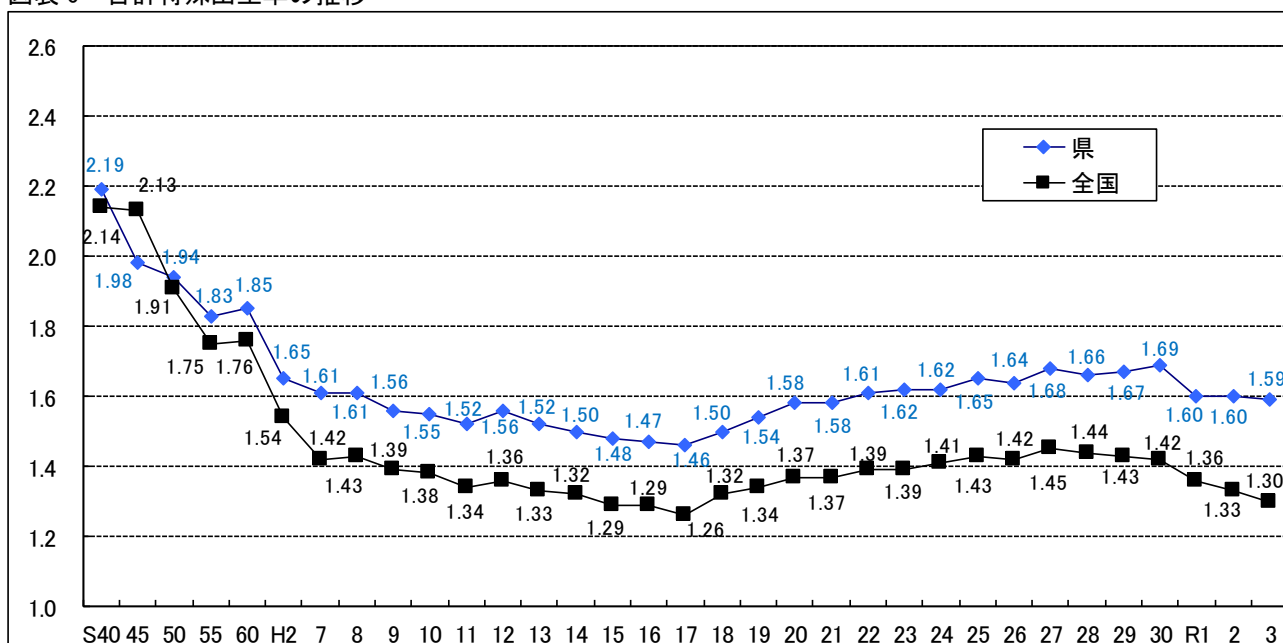
### (4) 合計特殊出生率(※)

#### ●前年より0.01ポイント減の1.59、少子化問題への更なる取組が必要

令和3年(2021年)の本県の合計特殊出生率は、1.59で前年より0.01ポイント減少した(図表6)。都道府県別にみると、沖縄県(1.80)、鹿児島県(1.65)、宮崎県(1.64)の順となっており、本県は全国第6位(前年8位)で全国平均を0.29ポイント上回っている。

今後も子どもを産み、育てやすい環境をつくり、更なる出生率の向上につながる取組が必要である。

図表6 合計特殊出生率の推移



※合計特殊出生率：15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもの

厚生労働省「令和3年人口動態調査」

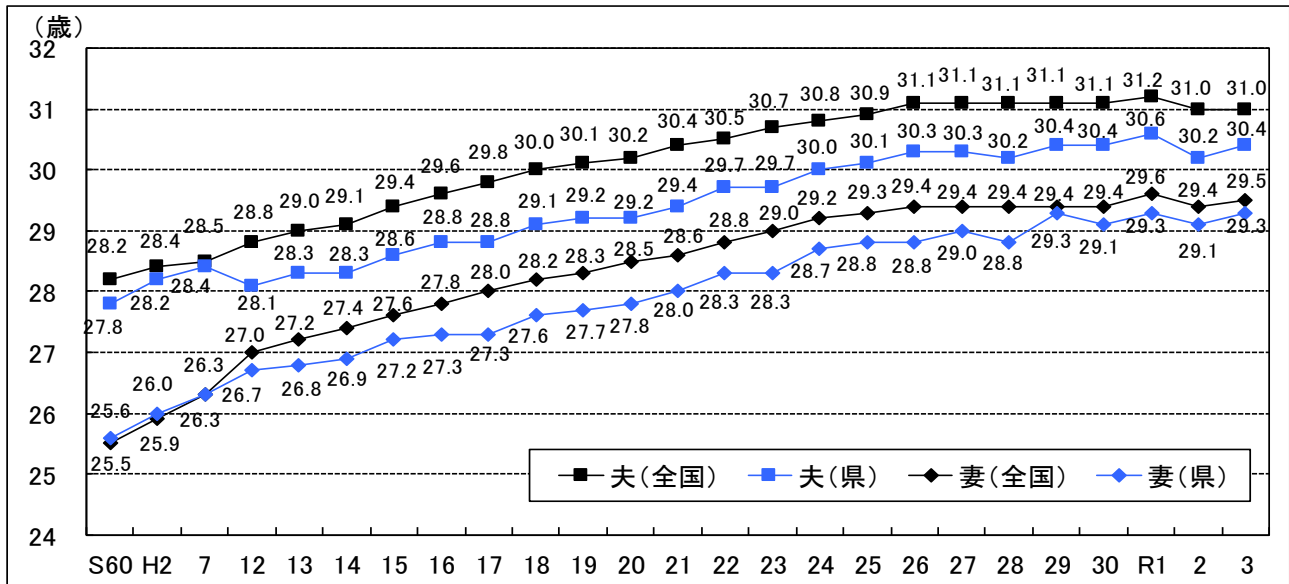
### 3 熊本県における結婚・離婚

#### (1) 平均初婚年齢(※)

##### ●緩やかではあるが、晩婚化が進行

前年より若干年齢が上昇しており、緩やかに晩婚化が進んでいる。本県における男女の平均初婚年齢の推移を見ると、令和3年(2021年)は男性30.4歳、女性29.3歳といずれも全国平均を下回っているものの、全国と同様の傾向にある(図表7)。

図表7 平均初婚年齢の推移



※平均初婚年齢：結婚式を挙げた時又は同居を始めた時のうち早い方の年齢

厚生労働省「令和3年人口動態調査」

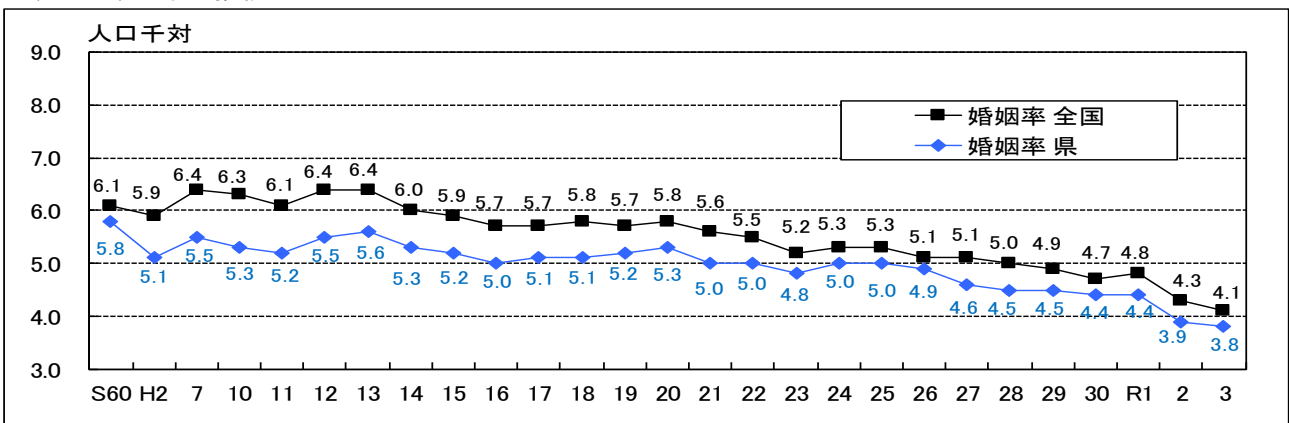
#### (2) 婚姻率・離婚率・未婚率

##### ●婚姻率は前年より0.1ポイント減少し3.8と低下傾向が続く

本県における令和3年(2021年)の婚姻率(人口千対)は前年より0.1ポイント減の3.8と低下傾向が続くとともに、過去一貫して全国平均を下回っている(図表8)。

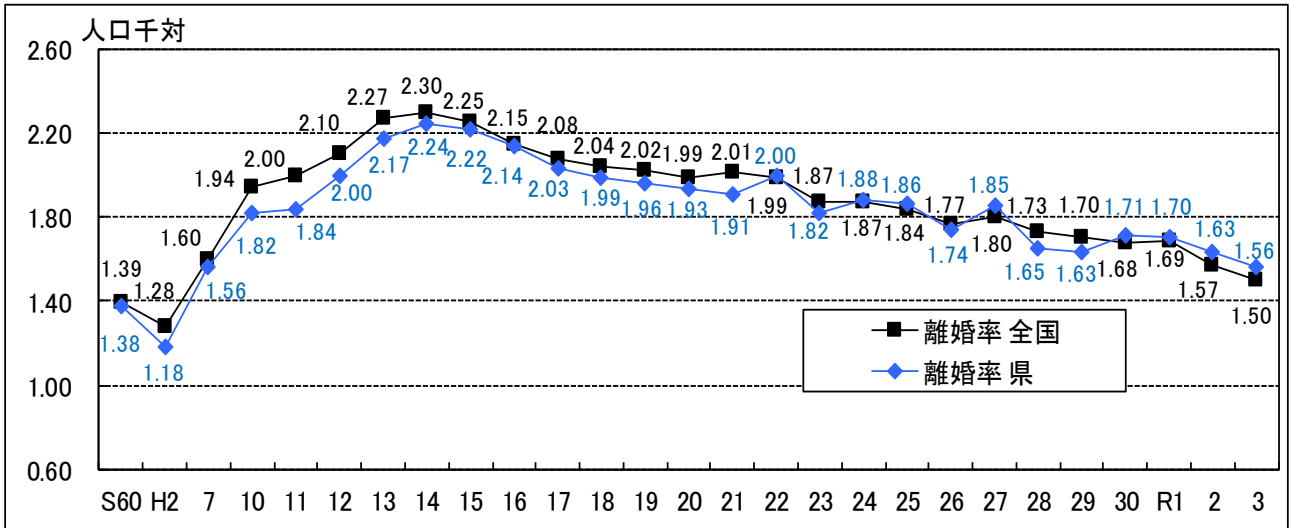
一方で、本県における令和3年(2021年)の離婚率(人口千対)は1.56と前年より0.07ポイント減となったが、全国平均をわずかに上回っている(図表9)。

図表8 婚姻率の推移



厚生労働省「令和3年人口動態調査」

図表9 離婚率の推移



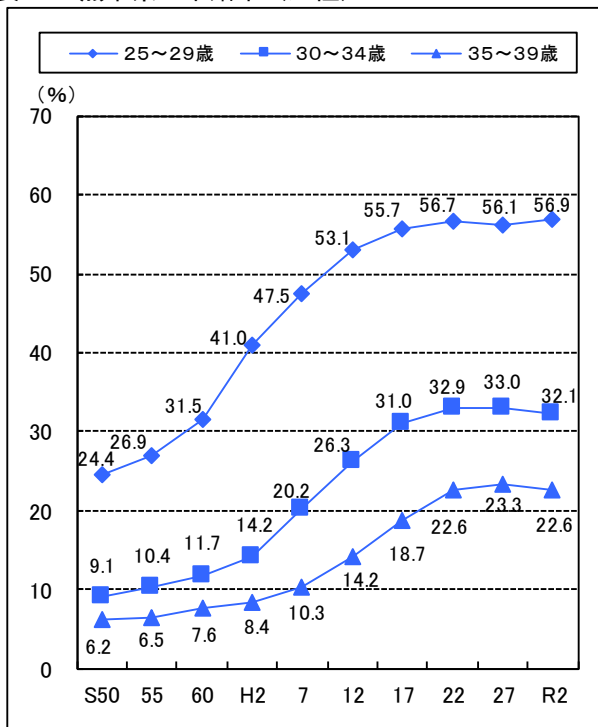
厚生労働省「令和3年人口動態調査」

●未婚率は、各年齢層で女性より男性が高い

本県の未婚率は全体的に見ると増加傾向にある。昭和50年(1975年)と令和2年(2020年)と比較すると、女性では35～39歳の未婚率が6.2%から22.6%と約3.6倍に、男性では35～39歳の未婚率が4.8%から31.0%と約6.5倍に増えている。

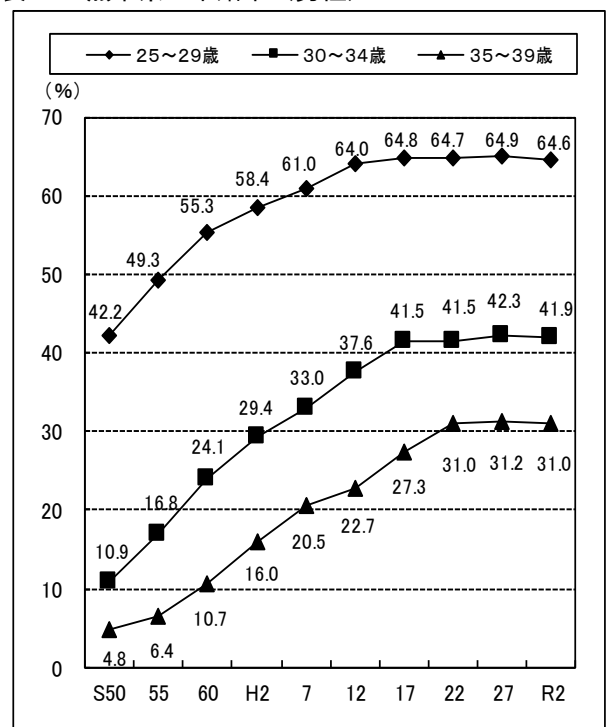
また、各年齢層で男性は女性より7～10ポイント程度未婚率が高くなっている(図表10・11)。

図表10 熊本県の未婚率(女性)



総務省「令和2年国勢調査」

図表11 熊本県の未婚率(男性)



総務省「令和2年国勢調査」

## 第2 熊本県男女共同参画計画の4つの重点目標ごとの現状

### I あらゆる分野における女性の参画拡大

男女共同参画社会を実現するためには、男女が対等な関係を築き、様々な分野で政策や方針を決定する場に共同して参画することが必要である。国では、社会のあらゆる分野において指導的地位に占める女性の割合を少なくとも30%にすることを目標に掲げており、本県においても、県・市町村をはじめ、企業・団体等において長期的視点を持って、女性の参画を推進していく必要がある。

ここでは、行政、政治、就業分野等における女性の参画状況や市町村の男女共同参画への取組状況をみていく。

#### ポイント

- 1 日本のジェンダー・ギャップ指数（GGI）は、146か国中116位と前回より順位を4つ上げたが低迷している。国際的にみて、政治・経済分野における男女の格差はいまだに大きい。
- 2 県民の8割以上が政策・方針決定の場への女性の参画を望んでいるが、現実とは大きく乖離している。
- 3 本県の審議会等委員への女性の登用率は、前年より0.2ポイント増の39.6%となった。
- 4 本県の管理職（課長級以上）に占める女性の割合は、前年より0.2ポイント増の9.8%となっている。
- 5 県内事業所の管理職に占める女性の割合は、全体で前年より1.6ポイント増加し、27.3%となっている。
- 6 女性労働者が雇用者の約半数近くを占めるほどの増加傾向にある中で、女性労働者における非正規職員の割合は半数を占め、男性の約2.5倍となっている。

### 1 国際的な状況

#### （1）日本の女性の参画状況

##### ●国際的に見ても低い水準にある我が国の女性の参画状況

令和4年(2022年)9月に国連開発計画が発表した「人間開発報告書」によると、日本は人間開発指数（HDI）が191か国中19位で前回と同順位となっている。

また、令和4年(2022年)7月に世界経済フォーラムが発表したジェンダー・ギャップ指数（GGI）は、146か国中116位と前回より順位を4つ上げたが低迷している（図表12）。

日本は、人間開発の達成度では実績を上げているが、政治・経済分野における男女の格差はいまだに大きく、女性が政治・経済活動等に参画し、意思決定に携わる機会や環境の整備が不十分であると言える。

#### ※HDI 人間開発指数 とは・・・ (Human Development Index)

国連開発計画（UNDP）による指数で、「長寿で健康な生活」、「知識」及び「人間らしい生活水準」という人間開発の3つの側面を測定したもの。具体的には、出生時の平均寿命、知識（平均就学年数及び予想就学年数）、1人当たり国内総所得を用いて算出している。

#### ※GGI ジェンダー・ギャップ指数とは・・・ (Gender Gap Index)

世界経済フォーラムが、各国内の男女間の格差を数値化しランク付けしたもので、経済分野、教育分野、政治分野及び保健分野のデータから算出され、0が完全不平等、1が完全平等を意味しており、性別による格差を明らかにできる。

図表 12 HDI、GGIにおける日本の順位

| HDI(人間開発指数) |         |       | GGI(ジェンダー・ギャップ指数) |          |       |
|-------------|---------|-------|-------------------|----------|-------|
| 順位          | 国名      | HDI値  | 順位                | 国名       | GGI値  |
| 1           | スイス     | 0.962 | 1                 | アイスランド   | 0.908 |
| 2           | ノルウェー   | 0.961 | 2                 | フィンランド   | 0.860 |
| 3           | アイスランド  | 0.959 | 3                 | ノルウェー    | 0.845 |
| 4           | 香港      | 0.952 | 4                 | ニュージーランド | 0.841 |
| 5           | オーストラリア | 0.951 | 5                 | スウェーデン   | 0.822 |
| 6           | デンマーク   | 0.948 | 6                 | ルワンダ     | 0.811 |
| 7           | スウェーデン  | 0.947 | 7                 | ニカラグア    | 0.810 |
| 8           | アイルランド  | 0.945 | 8                 | ナミビア     | 0.807 |
| 9           | ドイツ     | 0.942 | 9                 | アイルランド   | 0.804 |
| 10          | オランダ    | 0.941 | 10                | ドイツ      | 0.801 |
| :           | :       | :     | :                 | :        | :     |
| 17          | ルクセンブルク | 0.930 | 27                | 米国       | 0.769 |
| 18          | 英国      | 0.929 | :                 | :        | :     |
| 19          | 日本      | 0.925 | 99                | 韓国       | 0.689 |
| 19          | 韓国      | 0.925 | :                 | :        | :     |
| 21          | 米国      | 0.921 | 116               | 日本       | 0.650 |
| :           | :       | :     | :                 | :        | :     |

国連開発計画（UNDP）「人間開発報告書 2021/2022」（2022年9月）及び世界経済フォーラム「The Global Gender Gap Report2022」（2022年7月）より作成  
測定可能な国数は、HDIは191か国、GGIは146か国

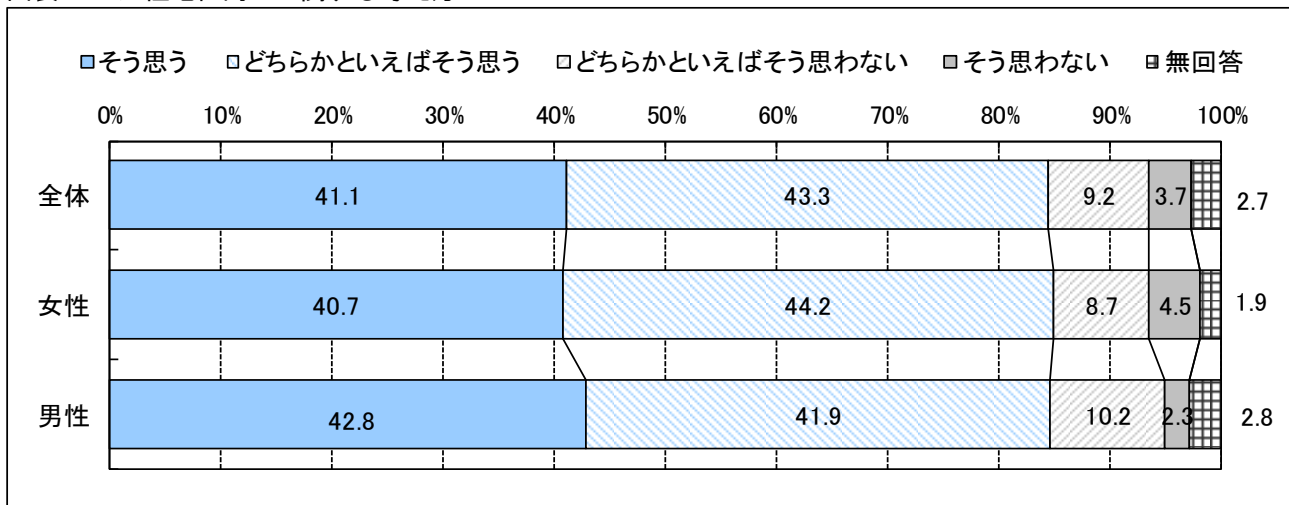
## 2 政策・方針決定の場における状況

### (1) 女性の地位向上に関する考え方

#### ●男女ともに8割以上が政策企画立案や方針決定の場への女性の参画を望んでいる

「女性が自治体の首長や議会議員、企業の管理職や農協の役員、自治会長やPTAの会長などになって、政策企画立案や方針決定の場に女性の意見が反映されるようになればよいと思うか」の問に対し「そう思う」又は「どちらかといえばそう思う」と答えた人の割合は、前回調査（H26.11実施）から6.9%増加し84.4%となった（図表13）。

図表 13 女性地位向上に関する考え方



熊本県男女参画・協働推進課「男女共同参画に関する県民意識調査（R1.11実施）」



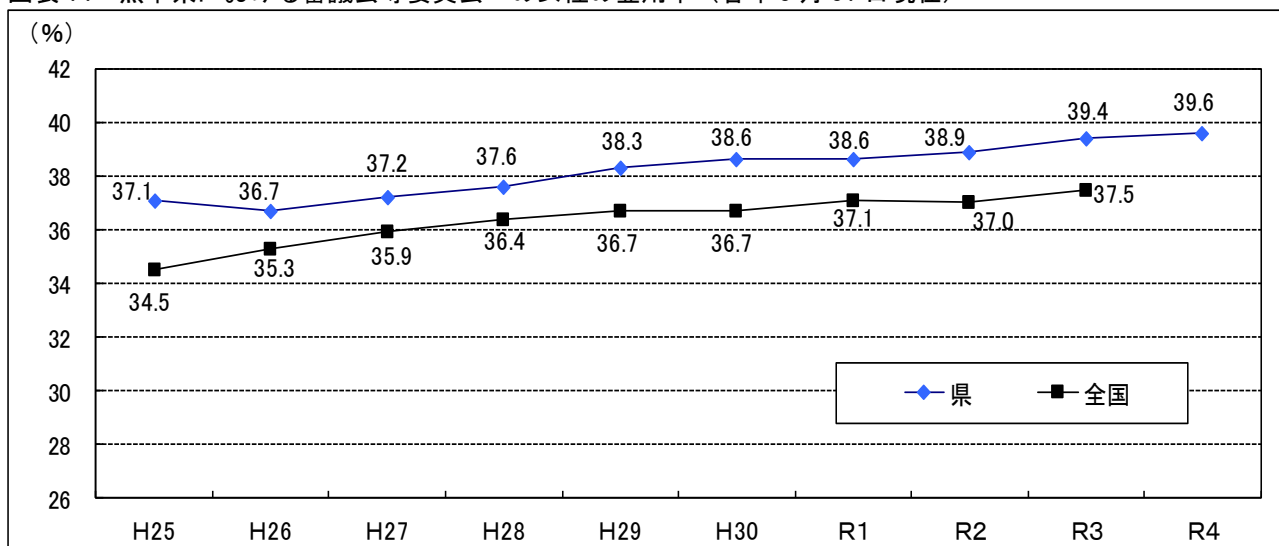
## (2) 審議会等委員に占める女性の割合

### ●本県における女性登用率は前年より0.2ポイント増の39.6%

本県における審議会等委員への女性の登用率は、令和4年(2022年)3月31日現在、前年より0.2ポイント増加の39.6%となった(図表14)。

市町村においては、令和4年(2022年)3月31日現在、24.2%と前年より1.4ポイント増加したものの低い状況にあるため、女性登用率向上に向けては、目標値設定や積極的な女性登用などを行う必要がある(図表15)。

図表14 熊本県における審議会等委員会への女性の登用率(各年3月31日現在)

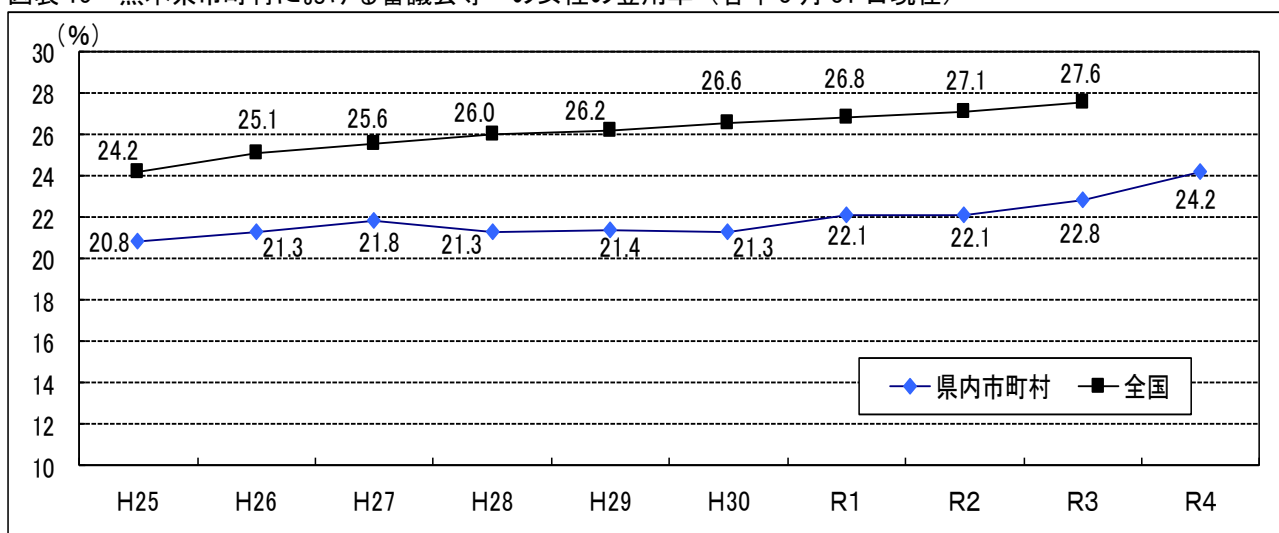


※熊本県の数値は、登用目標の対象である審議会等への女性の登用率

※全国の数値は、令和4年の調査結果が出ていないため空欄としている

内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況調査」  
熊本県男女参画・協働推進課調べ

図表15 熊本県市町村における審議会等への女性の登用率(各年3月31日現在)



※県内市町村及び全国ともに地方自治法第202条の3に基づく審議会等(広域を含む)への女性の登用率

※政令指定都市、特別区を含む

※全国の数値は、令和4年の調査結果が出ていないため空欄としている

内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況調査」  
熊本県男女参画・協働推進課調べ

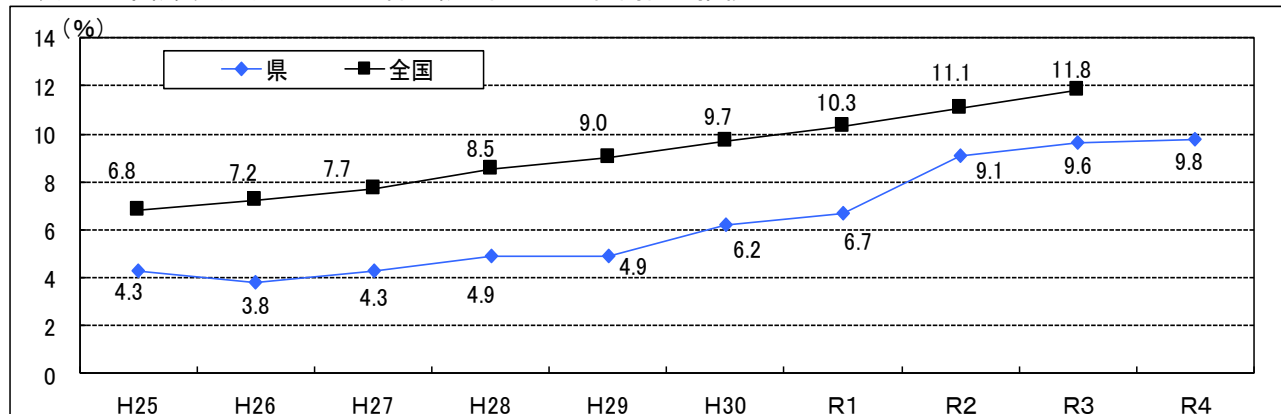
### (3) 熊本県における女性の参画状況

#### ●管理職（課長級以上）に占める女性職員の割合は増加

熊本県の管理職（課長級以上）に占める女性の割合は、令和4年(2022年)4月1日現在、前年より0.2ポイント増の9.8%となった（図表16）。

なお、令和4年(2022年)4月1日現在、新規採用職員に占める女性の割合は、熊本県全体（教職員除く）で42.7%、知事部局のみで47.4%だった（図表17）。

図表16 県職員（※）における管理職に占める女性割合の推移



※対象：知事部局等職員、県警職員、教育委員会事務局職員

※平成27年以降は一般行政職以外の職員も計上

※令和4年の全国の数値は、調査結果が出ていないため空欄

内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況調査」

熊本県男女参画・協働推進課調べ

#### 【参考】

#### 県職員（※）における女性の登用状況の推移

本県における教職員、警察官を除いた管理職（課長級以上）に占める女性の割合は前年より0.1ポイント増の11.6%となった。

また、役付職員（係長級以上）に占める女性の割合は前年より0.8ポイント増の26.1%となった。

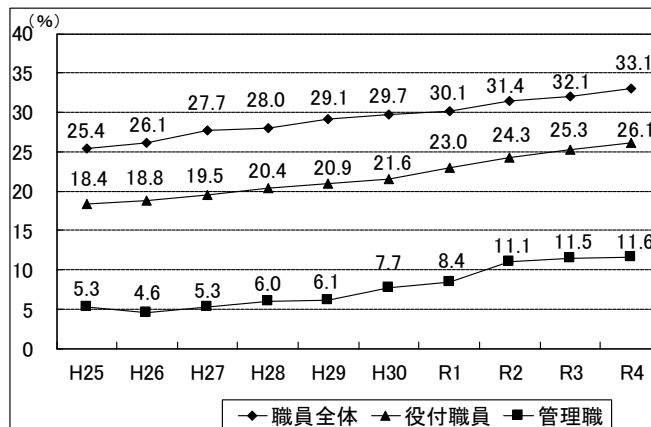
※対象：知事部局等職員、県警職員の

うち事務職員等（警察官を除く）、

教育委員会事務局職員

※平成27年以降は一般行政職以外の職員

も計上



熊本県男女参画・協働推進課調べ

図表17 新規採用職員（教職員除く）に占める女性割合の全国比較（各年4月1日現在）

(%)

|          | H25  | H26  | H27  | H28  | H29  | H30  | R1   | R2   | R3   | R4   |
|----------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|
| 熊本県      | 25.0 | 29.7 | 38.9 | 33.1 | 32.4 | 34.4 | 39.0 | 38.5 | 33.3 | 42.7 |
| 全国       | 30.3 | 32.6 | 31.9 | 34.4 | 35.3 | 35.1 | 35.3 | 36.6 | 38.5 | -    |
| 【参考】知事部局 | 32.7 | 39.7 | 42.3 | 42.3 | 42.0 | 38.1 | 40.9 | 38.5 | 32.3 | 47.4 |

※対象：知事部局等職員、県警職員、教育委員会事務局職員

※全国の数値は、令和4年の調査結果が出ていないため空欄としている

内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況調査」

熊本県男女参画・協働推進課調べ

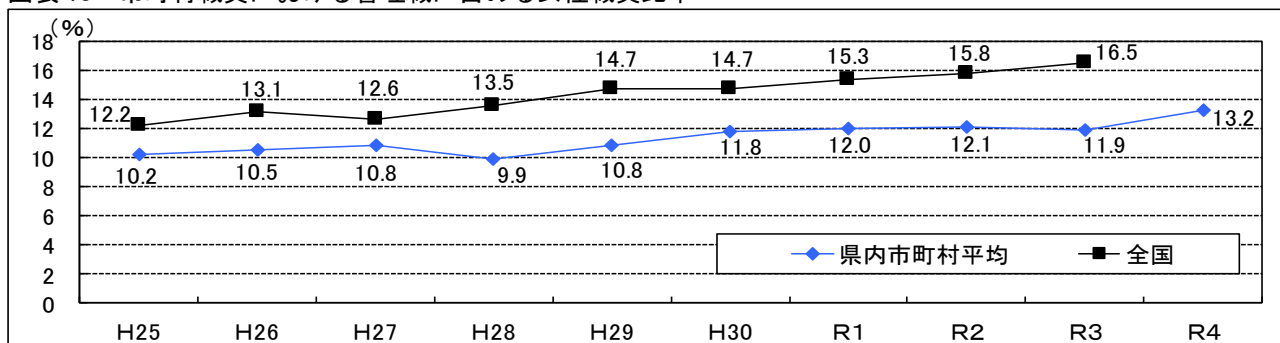
## (4) 市町村における女性の参画状況

### ●市町村の管理職（※）に占める女性の割合は前年より増加

市町村の管理職に占める女性の割合は、令和4年(2022年)4月1日現在、県内市町村平均で13.2%となり、前年度より1.3ポイント増加した(図表18)。

また、県内市町村新規採用職員に占める女性の割合は、前年度より3.8ポイント増加し42.4%となった(図表19)。

図表18 市町村職員における管理職に占める女性職員比率



※管理職：管理職手当を支給されている職員（管理または監督の地位）にある職員のうち、条例等で指定する職（内閣府推進状況調査による定義）概ね課長級以上が該当

※政令指定都市、特別区を含む

※全国の数値は、令和4年の調査結果が出ていないため空欄としている

内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況調査」

熊本県男女参画・協働推進課調べ

図表19 市町村新規採用職員に占める女性の割合（各年4月1日現在）

| 採用区分   | H28 |     |       | H29 |     |       | H30 |     |       | R1  |     |       | R2  |     |       | R3  |     |       | R4  |     |       |
|--------|-----|-----|-------|-----|-----|-------|-----|-----|-------|-----|-----|-------|-----|-----|-------|-----|-----|-------|-----|-----|-------|
|        | 総数  | 女性数 | 女性の割合 | 総数  | 女性数 | 女性の割合 | 総数  | 女性数 | 女性の割合 | 総数  | 女性数 | 女性の割合 | 総数  | 女性数 | 女性の割合 | 総数  | 女性数 | 女性の割合 | 総数  | 女性数 | 女性の割合 |
| 大学卒業程度 | 306 | 121 | 39.5% | 266 | 89  | 33.5% | 251 | 100 | 39.8% | 296 | 99  | 33.4% | 250 | 103 | 41.2% | 203 | 76  | 37.4% | 232 | 87  | 37.5% |
| 短大卒業程度 | 45  | 39  | 86.7% | 30  | 28  | 93.3% | 21  | 20  | 95.2% | 40  | 33  | 82.5% | 35  | 28  | 80.0% | 25  | 16  | 64.0% | 23  | 15  | 65.2% |
| 高校卒業程度 | 144 | 55  | 38.2% | 149 | 53  | 35.6% | 185 | 86  | 46.5% | 148 | 52  | 35.1% | 168 | 73  | 43.5% | 181 | 66  | 36.5% | 191 | 87  | 45.5% |
| 計      | 495 | 215 | 43.4% | 445 | 170 | 38.2% | 457 | 206 | 45.1% | 484 | 184 | 38.0% | 453 | 204 | 45.0% | 409 | 158 | 38.6% | 446 | 189 | 42.4% |

熊本県男女参画・協働推進課調べ

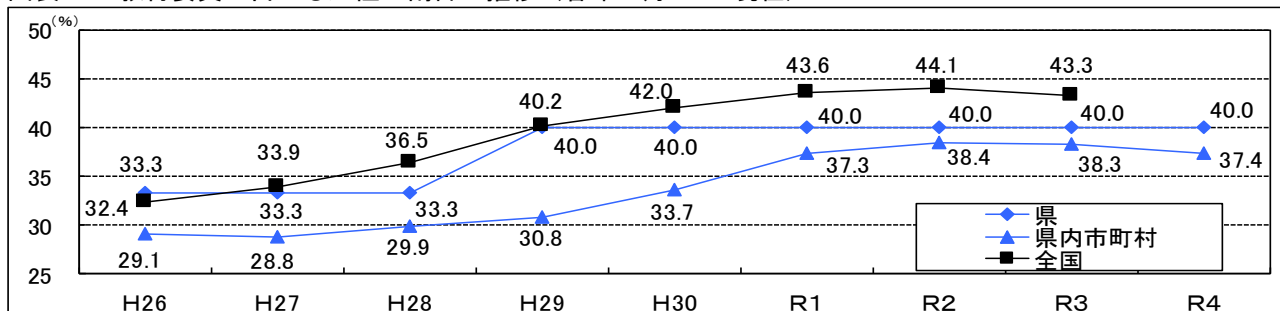
## (5) 教育分野における女性の参画状況

### ●本県教育委員に占める女性の割合は40.0%

本県の教育委員は、5人中女性は2人である。

一方、県内市町村の教育委員に占める女性の割合は37.4%となり、前年より0.9ポイント減少した(図表20)。

図表20 教育委員に占める女性の割合の推移（各年3月31日現在）



※県教育委員の総数は、平成28年までは6名、平成29年からは5名

※全国の数値は都道府県の平均値であり、令和4年の調査結果が出ていないため空欄としている

内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況調査」

熊本県男女参画・協働推進課調べ

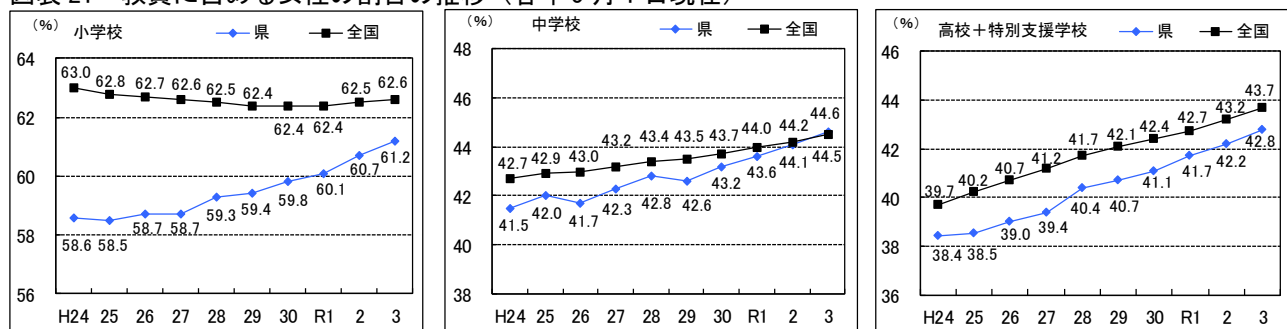
●管理職（校長、副校長、教頭）に占める女性の割合は、全ての校種において全国平均を下回っている

公立学校教員に占める女性の割合は、令和3年度(2021年度)は小学校が61.2%、中学校が44.5%、高校・特別支援学校は42.8%となり、年々上昇し全国平均に近づきつつある(図表21)。

また、管理職(校長、副校長、教頭)の女性比率は、令和3年度(2021年度)は小学校22.0%、中学校7.5%、高校・特別支援学校14.1%となっており、全国平均を下回っている(図表22)。このことから、管理職候補者に対する研修会の実施や、管理職の多忙感の解消など勤務環境の整備を行い、男女を問わず適材適所へ登用を行う必要がある。

新規採用教員に占める女性の割合は、全体で55.7%となり前年度より2.0ポイント減少した(図表23)。

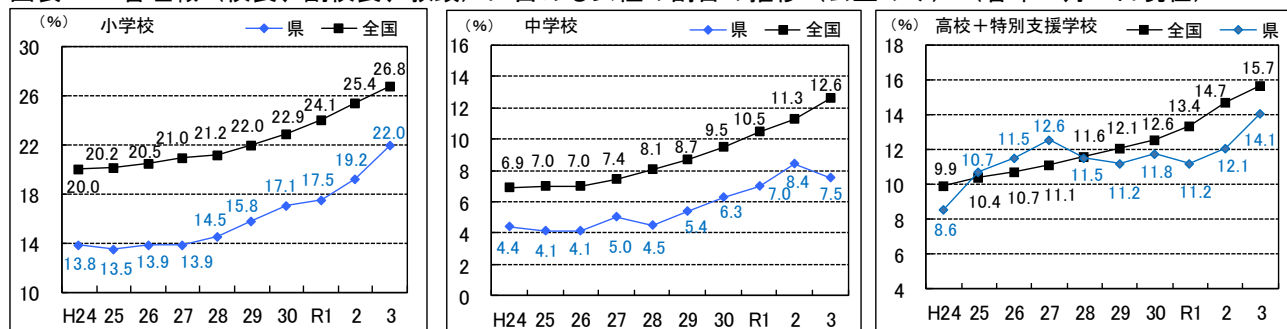
図表21 教員に占める女性の割合の推移(各年5月1日現在)



※公立学校の教員(本務者)を集計

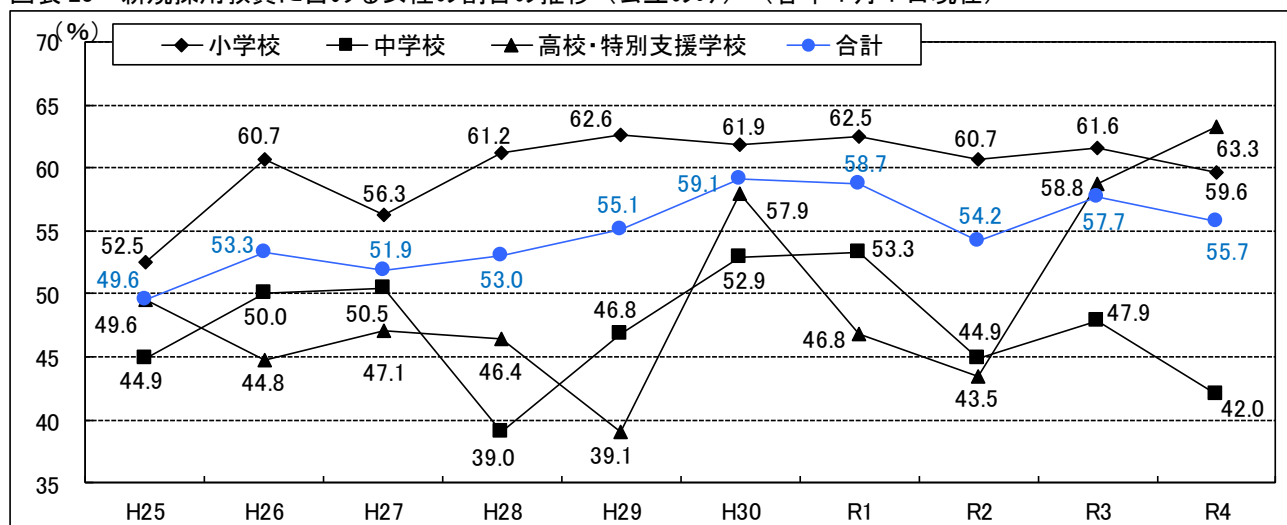
文部科学省「令和3年度学校基本調査」

図表22 管理職(校長、副校長、教頭)に占める女性の割合の推移(公立のみ)(各年5月1日現在)



文部科学省「令和3年度学校基本調査」

図表23 新規採用教員に占める女性の割合の推移(公立のみ)(各年4月1日現在)



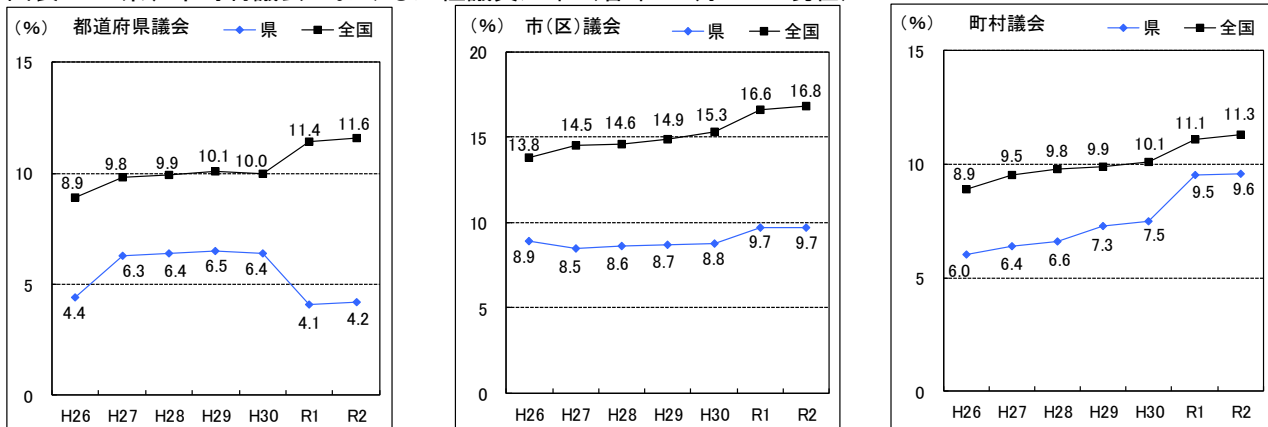
熊本県男女参画・協働推進課調べ

## (6) 政治における女性の参画状況

### ●女性議員の割合は、県、市、町村いずれも全国平均を下回っている

県議会、市、町村議会における女性議員比率は前年とほぼ同値となった。割合は10%未満であり、いずれも全国平均を下回っている（図表24）。

図表24 県、市町村議会における女性議員比率（各年12月31日現在）



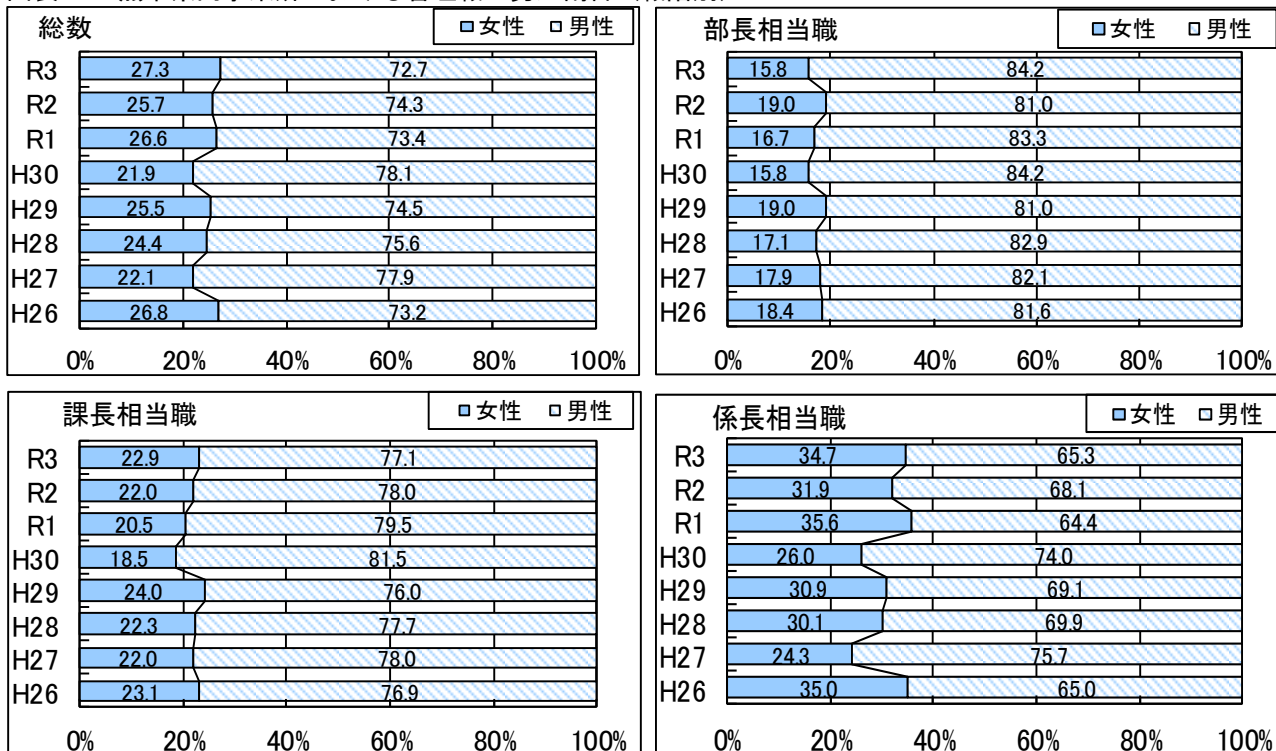
内閣府「令和3年度地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況調査」

## (7) 県内事業所における管理職に占める女性の割合

### ●管理職に占める女性の割合は27.3%で、前年比1.6ポイント増加

県内事業所における管理職に占める女性の割合は、課長相当職及び係長相当職の職階で増加し、全体では27.3%となり前年より1.6ポイント増加した。（図表25）。

図表25 熊本県内事業所における管理職の男女割合（職階別）



熊本県労働雇用創生課「令和3年度熊本県労働条件等実態調査」

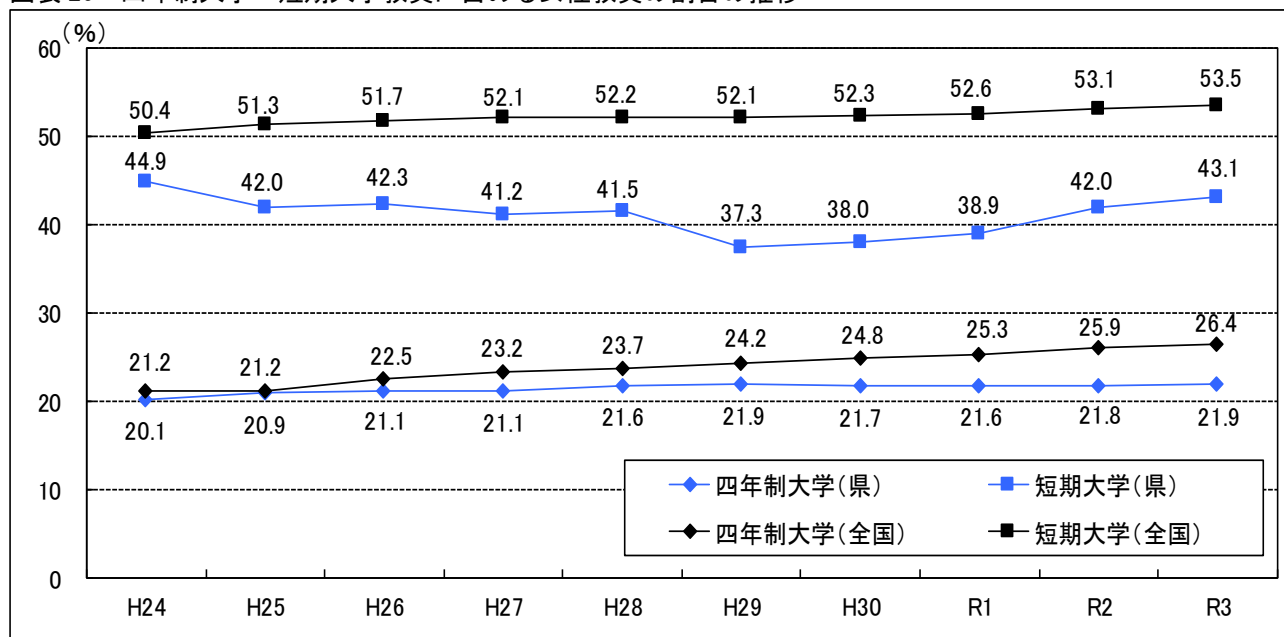
## (8) 大学・短期大学等の教員における女性の参画状況

### ●四年制大学教員に占める女性の割合は、全国平均を下回る

本県の四年制大学における女性教員の割合は、21.9%と前年度より0.1ポイント増加したが、依然として全国平均を下回っている。

また、短期大学においては、43.1%と前年度よりも1.1ポイント増加したものの、依然として全国との差は開いている（図表26）。

図表26 四年制大学・短期大学教員に占める女性教員の割合の推移



文部科学省「令和3年学校基本調査」

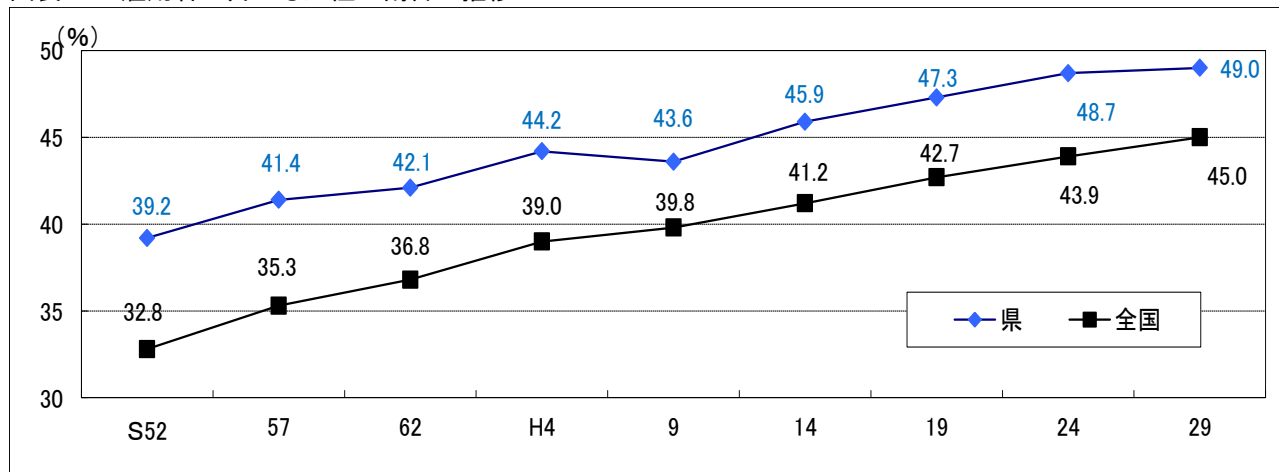
## 3 就業・雇用分野における状況

### (1) 雇業者に占める女性の割合

#### ●雇業者に占める女性の割合は、全国平均を上回り、増加傾向

本県の雇業者に占める女性の割合は増加傾向にあり、平成29年(2017年)には49.0%と、雇業者の半数近くが女性となった（図表27）。

図表27 雇業者に占める女性の割合の推移



総務省「平成29年就業構造基本調査」

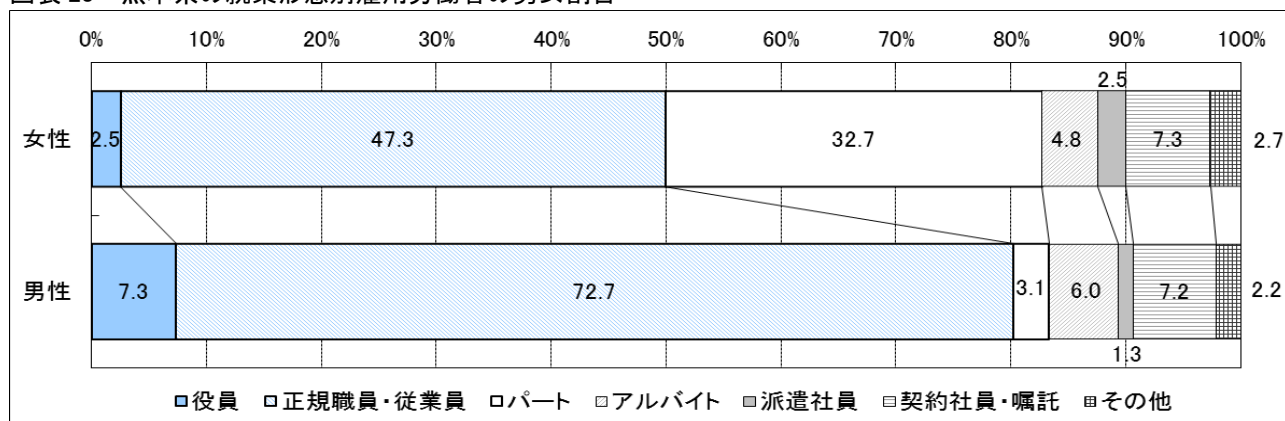
## (2) 労働者の雇用形態

### ●女性労働者のうち、非正規職員の割合は約半分

本県の労働者の雇用形態を男女別にみると、正規職員・従業員である割合は、男性 72.7%に対し女性 47.3%となっている。

また、女性労働者のうちパート等非正規職員の割合は約半分以上を占めている（図表 28）。これは、女性が出産や育児のために一度退職し、再就職する際には、パートタイム等の労働者となる傾向にあることが一因と考えられる。

図表 28 熊本県の就業形態別雇用労働者の男女割合



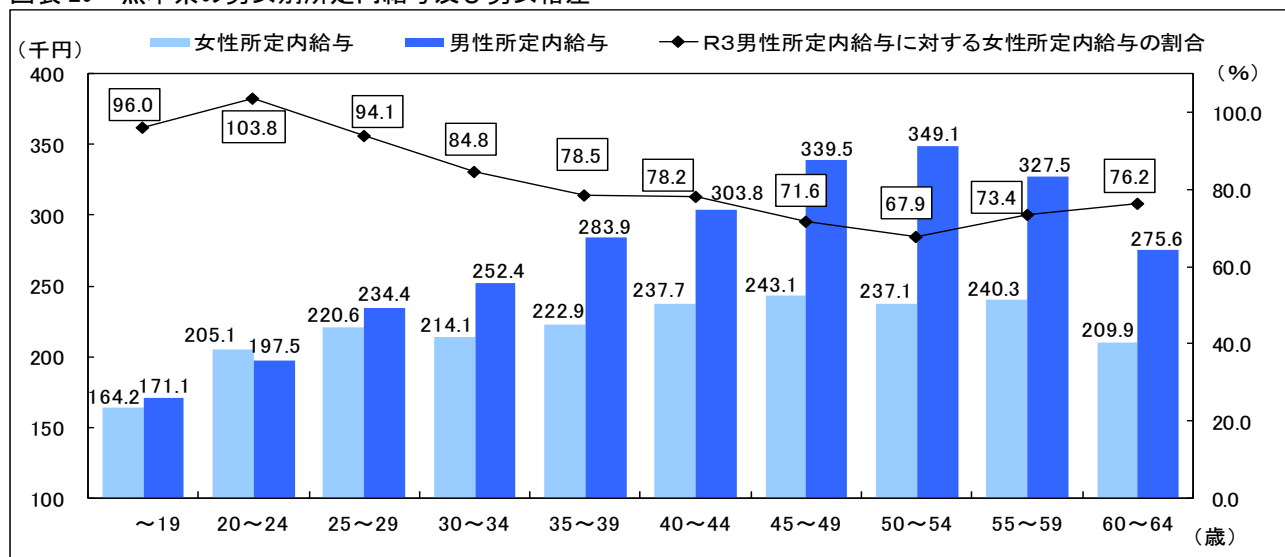
総務省「平成 29 年就業構造基本調査」

## (3) 男女別所定内給与

### ●男性と女性の給与の割合は 30 歳代から差が開きはじめる

10 歳代、20 歳代では、女性の所定内給与と男性の所定内給与との差は比較的小さいが、30 歳代から差が開き始める。また、男性の所定内給与は 50～54 歳まで一貫して増加しているが、女性の所定内給与は 20 歳代後半以降ほぼ横ばい状態である。そのうち男性がピークを迎える 50～54 歳の所定内給与では、男性 349.1 千円に対し女性 237.1 千円と 112.0 千円の差が生じている。この状況の背景としては、正規雇用者の男女間での賃金格差があることに加え、賃金水準の低いパートタイム労働等に女性が多いことが一因と考えられる（図表 29）。

図表 29 熊本県の男女別所定内給与及び男女格差



※所定内給与：定額給与（月間決まって支給する現金給与額）から超過労働給与額（時間外手当、早朝出勤手当、休日出勤手当、深夜手当等）を除いたもの

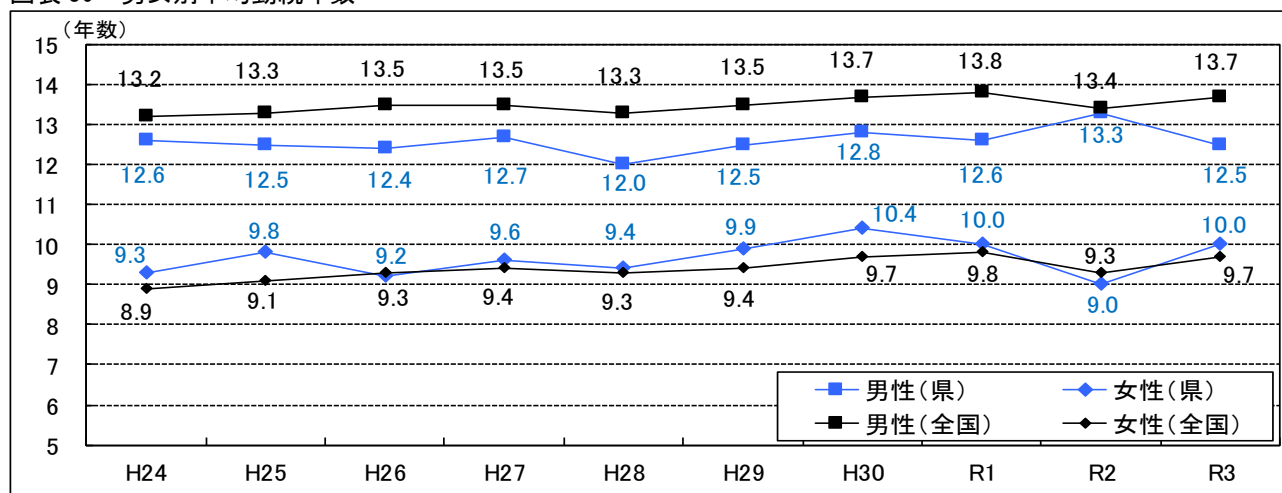
厚生労働省「令和 3 年賃金構造基本統計調査」

## (4) 男女別勤続年数

### ●本県の女性の平均勤続年数は増加

男女の平均勤続年数を比較すると、本県における女性の平均勤続年数は前年より1.0年増の10.0年、男性は0.8年減の12.5年となり、その差は2.5年と縮小した。ここ数年の変化は新型コロナウイルス感染症の影響も考えられることから、引き続き注視するとともに、女性が結婚・出産・育児を経ても働き続けることができるよう、男女がともに仕事と家庭の両立ができる働きやすい環境を整備することが必要である(図表30)。

図表30 男女別平均勤続年数



厚生労働省「令和3年賃金構造基本統計調査」



## 4 農林水産業における状況

### (1) 農林水産業における女性の参画状況

#### ●農協役員は横ばい、農業委員の割合は年々増加傾向にあるものの依然として低い

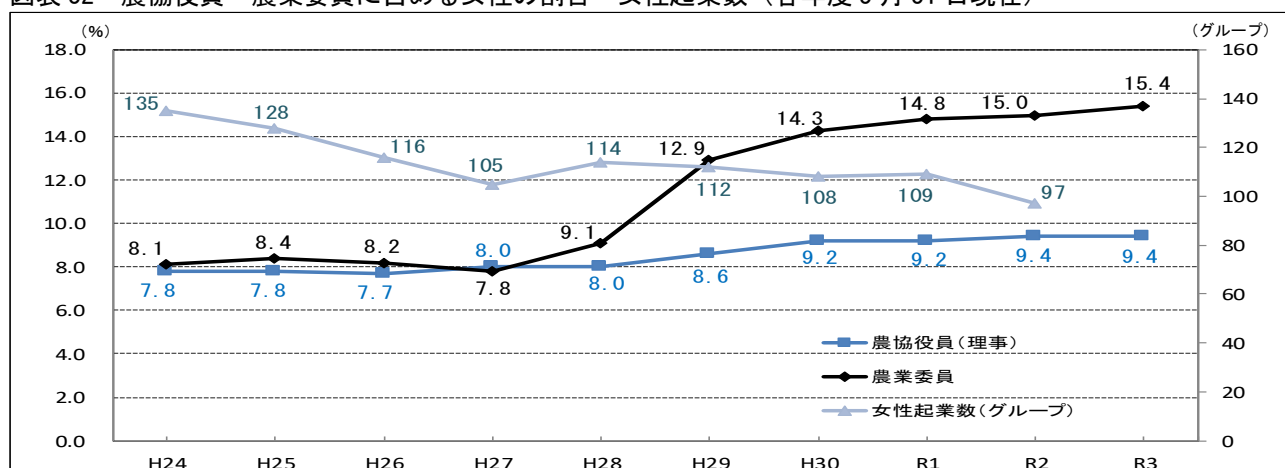
農業就業人口に占める女性の割合は44.3%とほぼ半数となっており、重要な担い手となっている。また、家族経営協定農家数は昨年に比べ若干減少したものの、女性が経営に参画できる環境が整えられてきている。

一方で、農協役員に占める女性の割合は9.4%と横ばい、農業委員に占める女性の割合は15.4%と増加したが、就業比率からみると依然として低い(図表31~33)。本県の農業においては女性が重要な担い手であることから、政策・方針決定への女性の参画を加速していく必要がある。

図表31 農林水産業の女性従業者

|        | 調査時点     | 女性の割合 | 出典        |
|--------|----------|-------|-----------|
| 農業就業人口 | R2.2.1   | 44.3% | R2農林業センサス |
| 林業就業者  | R2.10.1  | 16.4% | R2年国勢調査   |
| 漁業就業者  | H30.11.1 | 22.2% | H30漁業センサス |

図表32 農協役員・農業委員に占める女性の割合・女性起業数(各年度3月31日現在)

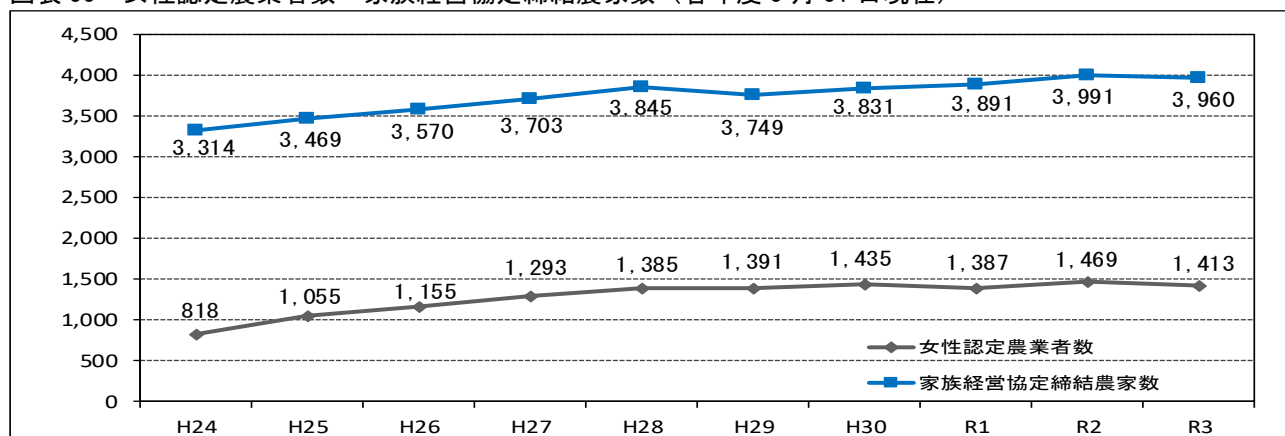


※農業委員において平成27年度以前は9月1日現在

※女性起業数(グループ)は令和2年の調査をもって終了

熊本県団体支援課、農地・担い手支援課調べ

図表33 女性認定農業者数・家族経営協定締結農家数(各年度3月31日現在)



※R3年の「女性認定農業者数」「家族経営協定締結農家数」は暫定値

熊本県農地・担い手支援課調べ

## 5 地域における状況

### (1) 地域活動における女性の参画状況

#### ●自治会長、PTA会長に占める女性の割合は依然として低い

民生委員・児童委員に占める女性の割合は6割を超えて増え続けており、多くの女性が地域活動に携わっている。しかし、令和4年(2022年)4月時点の自治会長に占める女性の割合は、3.3%と依然として低い状況のまま推移している。また、PTA会長に占める女性の割合は、特別支援学校を含め14.4%と増加傾向が続いているが、方針決定過程への女性の参画は十分とは言えない(図表34)。

地域活動を担う人材として女性は貴重な存在であることを全ての人が認識し、まちづくりなど各分野で女性が活躍できる環境づくりが必要である。

図表34 熊本県の地域活動における女性割合

|           | 調査時点  | 全体<br>[人] | うち女性<br>[人] | 女性の割合<br>[%] | 備 考   |
|-----------|-------|-----------|-------------|--------------|---|
| 自治会長      | H25.4 | 4,647     | 120         | 2.6          | 熊本県男女参画・協働推進課調べ   |
|           | H26.4 | 4,558     | 121         | 2.7          |   |
|           | H27.4 | 4,461     | 115         | 2.6          |   |
|           | H28.4 | 4,606     | 111         | 2.4          |   |
|           | H29.4 | 4,616     | 129         | 2.8          |   |
|           | H30.4 | 4,572     | 129         | 2.8          |   |
|           | H31.4 | 4,575     | 136         | 3.0          |   |
|           | R2.4  | 4,558     | 151         | 3.3          |   |
|           | R3.4  | 4,556     | 156         | 3.4          |   |
| R4.4      | 4,654 | 155       | 3.3         |              |   |
| PTA会長     | H25.6 | 606       | 36          | 5.9          | 熊本県社会教育課調べ<br>※公立の小学校・中学校・高校<br>※H31.4より特別支援学校含む                            |
|           | H26.6 | 632       | 44          | 7.0          |   |
|           | H27.6 | 589       | 43          | 7.3          |   |
|           | H28.6 | 596       | 39          | 6.5          |   |
|           | H29.4 | 596       | 39          | 6.5          |   |
|           | H30.4 | 566       | 48          | 8.5          |   |
|           | H31.4 | 567       | 70          | 12.3         |   |
|           | R2.6  | 561       | 65          | 11.6         |   |
|           | R3.4  | 564       | 68          | 12.1         |   |
| R4.4      | 569   | 82        | 14.4        |              |   |
| 民生委員・児童委員 | H25.4 | 4,072     | 2,462       | 60.5         | 熊本県健康福祉政策課調べ<br>(~H28)<br>熊本県社会福祉課調べ<br>(H29~R3)<br>熊本県地域支え合い支援室調べ<br>(R4~) |
|           | H26.4 | 4,080     | 2,485       | 60.9         |   |
|           | H27.4 | 4,100     | 2,509       | 61.2         |   |
|           | H28.4 | 4,095     | 2,524       | 61.6         |   |
|           | H29.4 | 4,097     | 2,578       | 62.9         |   |
|           | H30.4 | 4,106     | 2,588       | 63.0         |   |
|           | H31.4 | 4,107     | 2,601       | 63.3         |   |
|           | R2.4  | 4,070     | 2,651       | 65.1         |   |
|           | R3.4  | 4,068     | 2,663       | 65.5         |   |
| R4.4      | 4,081 | 2,677     | 65.6        |              |   |

## II 男女共同参画の視点からの安全・安心な暮らしの実現

ドメスティック・バイオレンス（DV）などの女性に対する暴力、セクシュアル・ハラスメント等の行為が依然として後を絶たない。このため、意識啓発はもとより、被害者の救済及び自立支援策の充実が求められている。

DVについては、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律」（平成26年(2014年)1月3日施行）で、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及びその被害者についても、配偶者からの暴力及びその被害者に準じて、法の適用対象となった。

ここでは、熊本県における女性の人権をめぐる状況を中心にみていく。

### ポイント

- 1 県内の主な相談窓口におけるDV相談件数は4,600件となり、昨年より107件減少した。
- 2 40歳以上の男性自殺者が自殺者全体の50%以上を占めている。
- 3 児童虐待相談件数は前年より若干減少し2,352件となった。

## 1 女性に対する暴力の状況

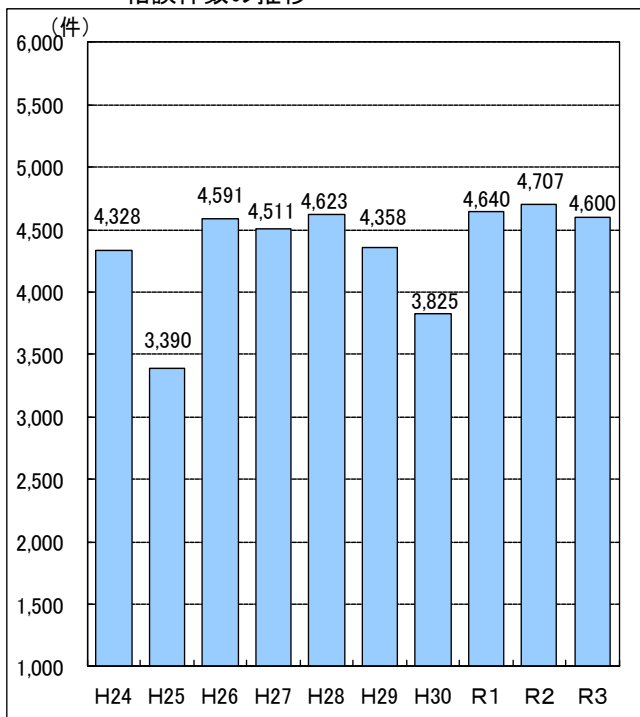
### (1) DV（ドメスティック・バイオレンス）

#### ●DV相談件数は昨年から減少

県内の主な相談窓口におけるDV相談延べ件数の合計は、前年から107件減少し、4,600件となった（図表35）。

相談窓口別に見ると県地域振興局が大幅に増加しており、県女性相談センター及び県警察本部、県男女共同参画相談室が微増となった（図表36）。

図表35 熊本県内の主な相談窓口におけるDV相談件数の推移



熊本県男女参画・協働推進課調べ

図表36 熊本県内の主な相談窓口別DV相談延べ件数

|     | 熊本県女性相談センター<br>(配偶者暴力相談支援センター)<br>○県福祉総合相談所 | 県男女共同参画相談室 | 県警察本部<br>○各警察署対応分も含む<br>(*1、*2) | 女性の人権ホットライン<br>○熊本地方方法務局 (*1) | 熊本市男女共同参画センター<br>総合相談室 (*3) | 各市福祉事務所等 | 県地域振興局 | 合計    |
|-----|---|------------|---------------------------------|-------------------------------|-----------------------------|----------|--------|-------|
| H24 | 1,138                                       | 88         | 421                             | 55                            | 122                         | 2,392    | 112    | 4,328 |
| H25 | 896   | 81         | 390                             | 118                           | 167                         | 1,646    | 92     | 3,390 |
| H26 | 1,015                                       | 47         | 773                             | 108                           | 156                         | 2,402    | 90     | 4,591 |
| H27 | 990   | 49         | 781                             | 80                            | 114                         | 2,351    | 146    | 4,511 |
| H28 | 885   | 41         | 626                             | 76                            | 100                         | 2,812    | 83     | 4,623 |
| H29 | 794   | 79         | 485                             | 35                            | 97                          | 2,785    | 83     | 4,358 |
| H30 | 892   | 41         | 511                             | 44                            | 45                          | 2,224    | 68     | 3,825 |
| R1  | 848   | 17         | 448                             | 23                            | —                           | 3,242    | 62     | 4,640 |
| R2  | 656   | 24         | 641                             | 52                            | —                           | 3,271    | 63     | 4,707 |
| R3  | 676   | 26         | 651                             | 43                            | —                           | 3,064    | 140    | 4,600 |

※1 暦年集計、※2 新規認知事案件数、

※3 令和元年度から「一般相談」を廃止しDV相談のみを熊本市に移管したため対象となる数値計上なし

熊本県男女参画・協働推進課調べ

## ●DV事案対応件数は依然として高い水準にある

令和3年(2021年)に熊本県警が対応したDV事案件数は、651件で前年に比べ10件増加した。(図表37)

図表37 熊本県警察本部におけるDV事案対応状況(暦年集計)

|     | 対応件数 | 書面提出要求※ | 裁判所からの保護命令通知 |             |               |             |    | 裁判所からの保護命令違反検挙 |             |               |             |    | 他法令検挙 |
|-----|------|---------|--------------|-------------|---------------|-------------|----|----------------|-------------|---------------|-------------|----|-------|
|     |      |         | 被害者への接近禁止    | 被害者の子への接近禁止 | 被害者の親族等への接近禁止 | 被害者への電話等の禁止 | 退去 | 被害者への接近禁止      | 被害者の子への接近禁止 | 被害者の親族等への接近禁止 | 被害者への電話等の禁止 | 退去 |       |
| H24 | 421  | 59      | 50           | 27          | 30            | 49          | 12 | 1              | 0           | 1             | 0           | 0  | 37    |
| H25 | 390  | 51      | 49           | 26          | 25            | 48          | 14 | 1              | 0           | 0             | 0           | 0  | 25    |
| H26 | 773  | 61      | 55           | 37          | 29            | 55          | 19 | 1              | 0           | 0             | 0           | 0  | 122   |
| H27 | 781  | 90      | 73           | 43          | 22            | 69          | 20 | 1              | 0           | 0             | 0           | 0  | 127   |
| H28 | 626  | 56      | 55           | 33          | 15            | 53          | 16 | 1              | 0           | 0             | 0           | 1  | 163   |
| H29 | 485  | 53      | 42           | 26          | 15            | 40          | 17 | 0              | 0           | 0             | 1           | 0  | 94    |
| H30 | 511  | 32      | 28           | 20          | 10            | 27          | 14 | 1              | 0           | 0             | 0           | 0  | 113   |
| R1  | 448  | 52      | 46           | 28          | 20            | 43          | 22 | 2              | 0           | 0             | 0           | 1  | 102   |
| R2  | 641  | 33      | 29           | 18          | 10            | 28          | 9  | 0              | 1           | 0             | 1           | 0  | 82    |
| R3  | 651  | 26      | 23           | 12          | 7             | 21          | 9  | 0              | 0           | 0             | 1           | 1  | 91    |

※警察が裁判所から「申立人が相談した際の状況等を記載した書面」の提出を求められた件数

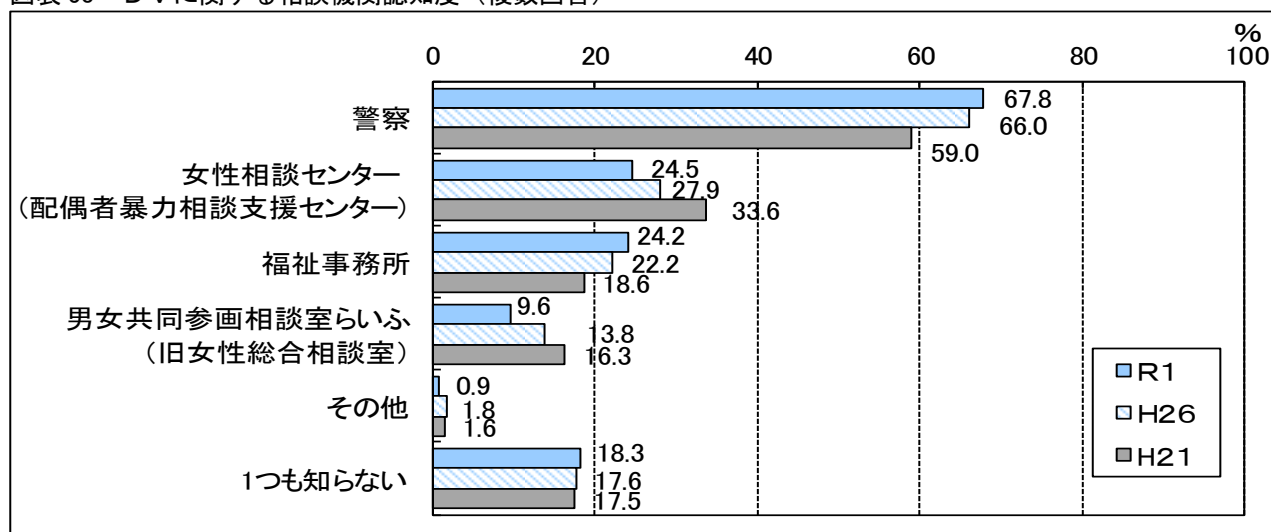
熊本県警察本部人身安全対策課調べ

## ●DVに関する相談機関の認知度は、警察が67.8%で突出している

県内のDV相談機関の認知度調査では、警察が平成26年(2014年)調査から1.8ポイント増加し67.8%で突出している。次いで女性相談センターが3.4ポイント減少し24.5%、福祉事務所は2.0ポイント増加し24.2%となった。

一方で、18.3%の人が相談機関を「1つも知らない」と回答しており、誰にも相談できずに悩む被害者がいなくなるよう、相談機関の周知に一層取り組む必要がある(図表38)。

図表38 DVに関する相談機関認知度(複数回答)



熊本県男女参画・協働推進課「男女共同参画に関する県民意識調査」(R1.11実施)

## (2) ストーカー・性犯罪

### ●ストーカー認知件数は減少、性犯罪認知件数は増加

ストーカーの認知件数は410件と前年425件に比べ15件減少した。また、性犯罪の認知件数は77件で、前年より15件増加している(図表39)。

図表39 熊本県警察本部におけるストーカー事案・性犯罪(強姦性交等罪と強制わいせつ罪)対応状況(暦年集計)

#### ・ストーカー事案

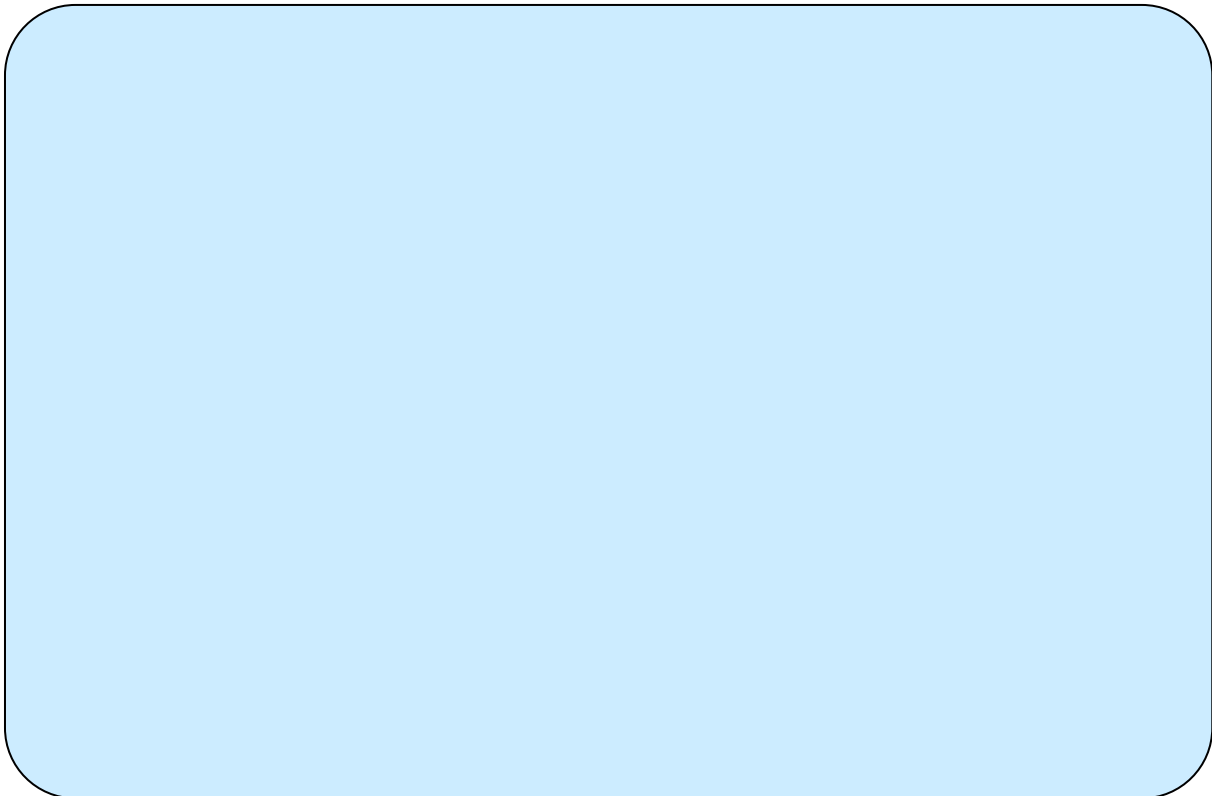
| 年   | 認知件数 | 警告 | 禁止命令 | 検挙件数 |     |     |    |
|-----|------|----|------|------|-----|-----|----|
|     |      |    |      | 命令違反 | 行為罪 | 他法令 |    |
| H24 | 203  | 11 | 0    | 25   | 0   | 3   | 22 |
| H25 | 220  | 11 | 1    | 18   | 0   | 3   | 15 |
| H26 | 413  | 19 | 1    | 26   | 0   | 3   | 23 |
| H27 | 445  | 23 | 1    | 43   | 0   | 3   | 40 |
| H28 | 292  | 16 | 0    | 29   | 0   | 2   | 27 |
| H29 | 228  | 12 | 10   | 28   | 1   | 5   | 22 |
| H30 | 294  | 23 | 14   | 35   | 0   | 2   | 33 |
| R1  | 283  | 23 | 22   | 30   | 2   | 9   | 19 |
| R2  | 425  | 29 | 32   | 40   | 0   | 16  | 24 |
| R3  | 410  | 14 | 36   | 54   | 3   | 14  | 37 |

熊本県警察本部人身安全対策課調べ

#### ・性犯罪

| 年   | 認知件数 | 検挙件数 |
|-----|------|------|
| H24 | 67   | 51   |
| H25 | 106  | 73   |
| H26 | 91   | 70   |
| H27 | 83   | 70   |
| H28 | 68   | 59   |
| H29 | 76   | 62   |
| H30 | 58   | 48   |
| R1  | 53   | 50   |
| R2  | 62   | 49   |
| R3  | 77   | 70   |

熊本県警察本部刑事企画課調べ



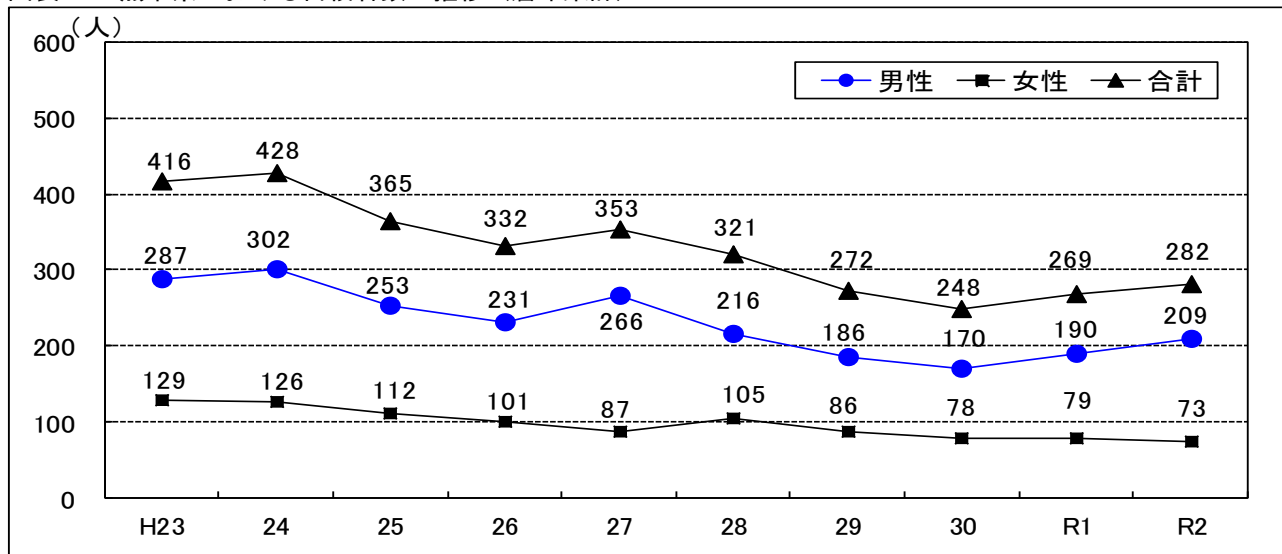
## 2 自殺、児童虐待の状況

### (1) 自殺者の推移

#### ●40歳以上の男性自殺者が全体の半数以上を占める

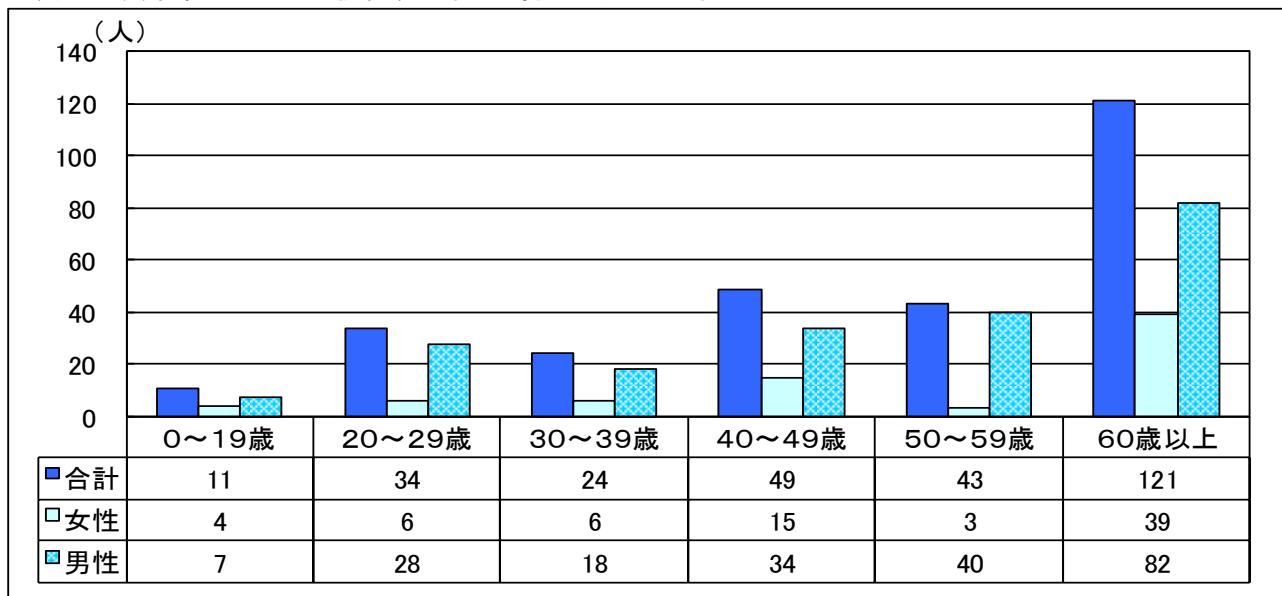
本県における令和2年(2020年)の自殺者数は282人で、前年と比べ男性は19人増加、女性は6人減少した。また、男性自殺者は自殺者数全体の7割以上を占め、中でも40歳以上の男性自殺者が自殺者全体の半数以上を占めている(図表40・41)。

図表40 熊本県における自殺者数の推移(暦年集計)



熊本県障がい者支援課調べ

図表41 熊本県における自殺者数(年代・男女別)(R2年)



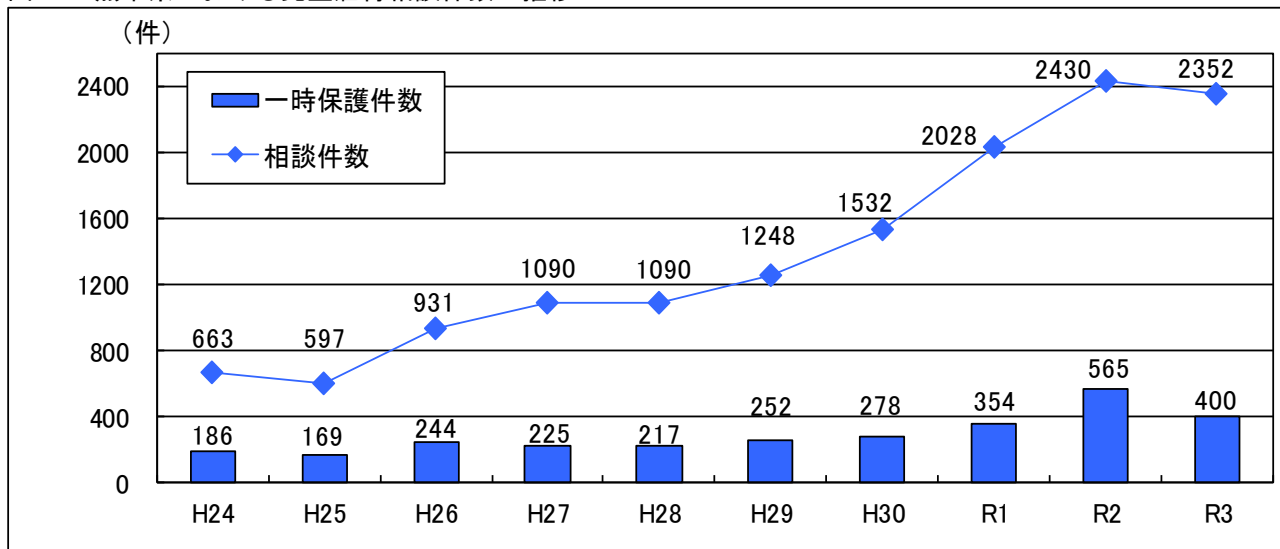
熊本県障がい者支援課調べ

## (2) 児童虐待相談件数の推移

### ●県内の児童虐待相談件数は前年から減少

令和3年度(2021年度)に本県の児童相談所に寄せられた相談件数は2,352件で、前年より78件減少した(図表42)。

図42 熊本県における児童虐待相談件数の推移



※熊本県中央児童相談所、八代児童相談所、熊本市児童相談所の合計件数

熊本県子ども家庭福祉課調べ

## 3 女性の健康の状況

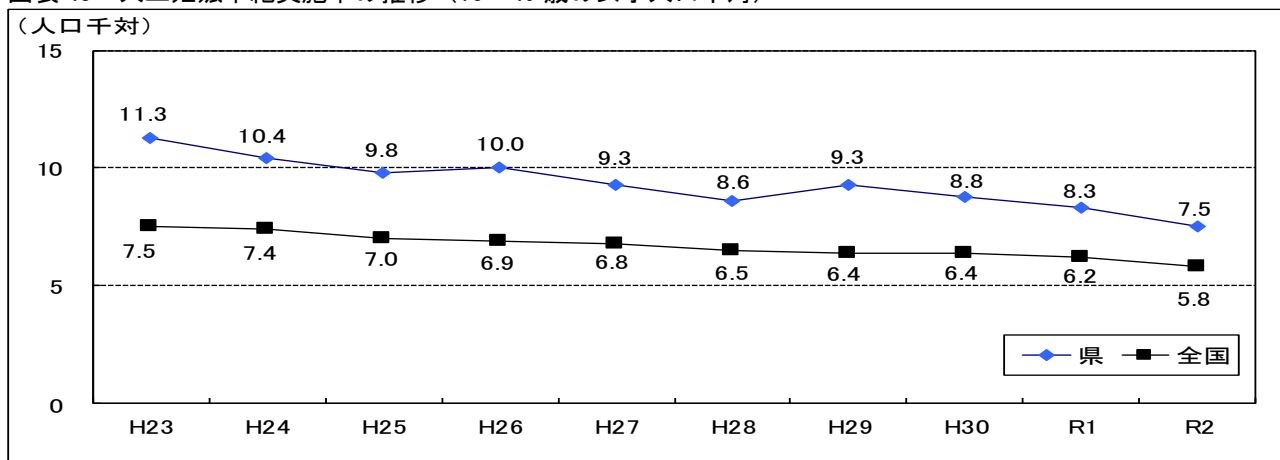
### (1) 人工妊娠中絶件数・実施率

#### ●人工妊娠中絶実施率は、依然として全国平均を上回っている

本県の令和2年度(2020年度)人工妊娠中絶実施率(15~49歳の女子人口千対)は7.5と前年より0.8ポイント減少したが、依然として全国平均を上回っている(図表43・44)。

人工妊娠中絶は、女性の心とからだに大きな影響を与えることから、未然に防ぐために若いうちから正しい性の知識の普及啓発が必要である。

図表43 人工妊娠中絶実施率の推移(15~49歳の女子人口千対)



厚生労働省「令和2年度衛生行政報告例」

図表 44 年齢階級別にみた人工妊娠中絶の件数と実施率

|                   |     | 総数      | 20歳未満  | 20～24歳 | 25～29歳 | 30～34歳 | 35～39歳 | 40～44歳 | 45～49歳 |
|-------------------|-----|---------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 件数                | 熊本県 | 2,345   | 173    | 493    | 464    | 491    | 469    | 238    | 17     |
|                   | 全国  | 141,419 | 10,309 | 35,434 | 28,622 | 26,555 | 25,993 | 13,187 | 1,319  |
| 実施率<br>(人口<br>千対) | 熊本県 | 7.5     | 4.5    | 14.1   | 12.8   | 11.6   | 9.5    | 4.4    | 0.3    |
|                   | 全国  | 5.8     | 3.8    | 12.2   | 9.7    | 8.3    | 7.2    | 3.2    | 0.3    |
|                   | 差   | 1.7     | 0.7    | 1.9    | 3.1    | 3.3    | 2.3    | 1.2    | 0.0    |

厚生労働省「令和2年度衛生行政報告例」

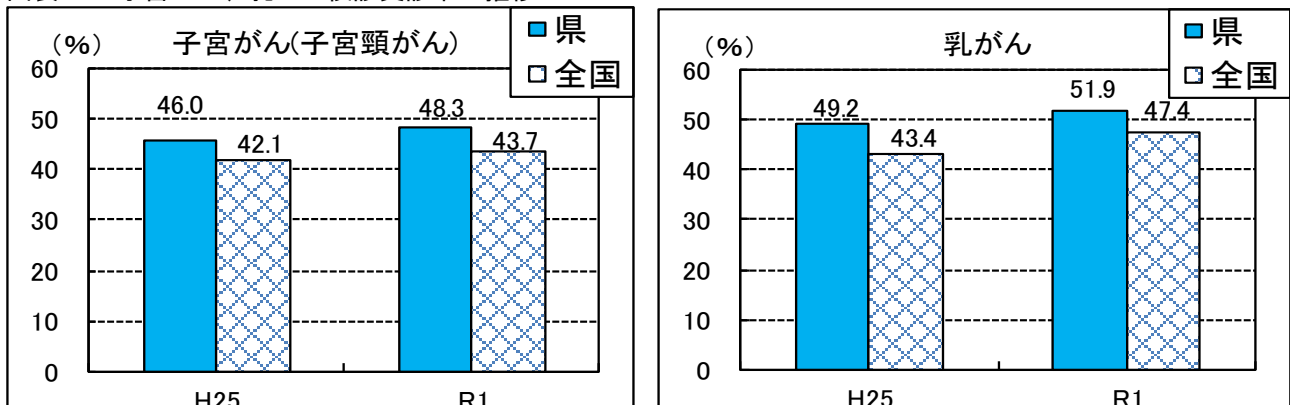
## (2) 子宮がん(子宮頸がん)、乳がんの検診受診率・死亡率

### ●子宮がん(子宮頸がん)、乳がんの検診受診率は共に全国平均を上回る

令和元年(2019年)の本県における子宮がん(子宮頸がん)検診受診率は48.3%、乳がんの検診受診率は51.9%と平成25年(2013年)よりも増加、いずれも全国平均を上回っており県目標の55%(令和5年度(2023年度)まで)に近づきつつある。(図表45)。

令和3年(2021年)の本県の子宮がん(子宮頸がん)の年齢調整死亡率は34位と全国平均値を上回っており、乳がんの年齢調整死亡率は28位と全国平均値を下回っている(図表46)。

図表 45 子宮がん、乳がん検診受診率の推移



※子宮がん検診はH25調査から子宮頸がん検診として調査している。

※対象：子宮頸がん(20～69歳)乳がん(40～69歳)共に過去2年間に受診したことがある女性

厚生労働省「令和元年国民生活基礎調査」

図表 46 子宮がん、乳がんの年齢調整死亡率(75歳未満)

|     | 子宮がんの年齢調整死亡率(女性人口10万対) |     |     | 乳がんの年齢調整死亡率(女性人口10万対) |     |      |
|-----|------------------------|-----|-----|-----------------------|-----|------|
|     | 年齢調整死亡率                | 順位  | 全国  | 年齢調整死亡率               | 順位  | 全国   |
| H25 | 4.2                    | 16位 | 4.5 | 10.6                  | 30位 | 10.7 |
| H26 | 5.6                    | 41位 | 4.9 | 10.7                  | 30位 | 10.5 |
| H27 | 4.3                    | 15位 | 4.9 | 11.5                  | 38位 | 10.7 |
| H28 | 5.6                    | 43位 | 4.7 | 10.4                  | 22位 | 10.7 |
| H29 | 4.4                    | 14位 | 4.8 | 11.0                  | 33位 | 10.7 |
| H30 | 4.5                    | 18位 | 4.9 | 10.9                  | 30位 | 10.7 |
| R1  | 5.7                    | 36位 | 5.1 | 11.4                  | 34位 | 10.6 |
| R2  | 4.9                    | 21位 | 5.0 | 11.0                  | 39位 | 10.2 |
| R3  | 5.2                    | 34位 | 4.9 | 9.6                   | 28位 | 9.9  |

※年齢調整死亡率：年齢構成の異なる地域間で死亡状況の比較ができるように年齢構成を調整した死亡率

国立がん研究センターがん情報サービス「がん統計」(人口動態統計)



## 4 地域の防災力における状況

### (1) 地域の防災における女性の参画状況

#### ●地域の防災組織に占める女性の割合は徐々に増加

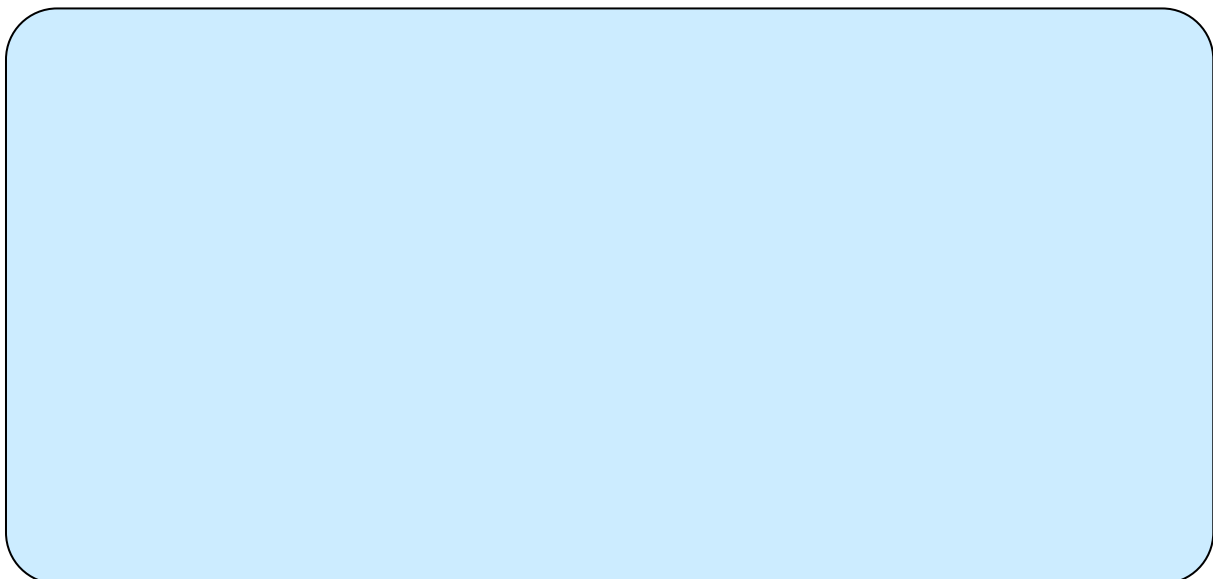
令和4年(2022年)4月1日現在、消防団員に占める女性の割合は2.9%と前年と比べ0.1ポイント増加(図表47)、自主防災組織会長における女性の割合は3.4%と前年より0.6ポイント増加しているが、男女双方の視点を反映した防災体制の整備が必要である(図表48)。

図表47 消防団員における女性割合

|      | 調査時点    | 全体<br>[人] | うち女性<br>[人] | 女性の割合<br>[%] | 備考             |
|------|---------|-----------|-------------|--------------|----------------|
| 消防団員 | H25.4.1 | 34,417    | 637         | 1.9          | 熊本県消防保安課<br>調べ |
|      | H26.4.1 | 34,574    | 725         | 2.1          |                |
|      | H27.4.1 | 34,369    | 764         | 2.2          |                |
|      | H28.4.1 | 34,135    | 777         | 2.3          |                |
|      | H29.4.1 | 33,507    | 774         | 2.3          |                |
|      | H30.4.1 | 33,015    | 735         | 2.2          |                |
|      | H31.4.1 | 32,194    | 778         | 2.4          |                |
|      | R2.4.1  | 31,567    | 796         | 2.5          |                |
|      | R3.4.1  | 30,860    | 854         | 2.8          |                |
|      | R4.4.1  | 29,841    | 864         | 2.9          |                |

図表48 自主防災組織会長における女性割合

|          | 調査時点    | 全体<br>[人] | うち女性<br>[人] | 女性の割合<br>[%] | 備考                  |
|----------|---------|-----------|-------------|--------------|---------------------|
| 自主防災組織会長 | H30.4.1 | 3,474     | 94          | 2.7%         | 熊本県男女参画・<br>協働推進課調べ |
|          | H31.4.1 | 3,421     | 87          | 2.5%         |                     |
|          | R2.4.1  | 3,631     | 100         | 2.8%         |                     |
|          | R3.4.1  | 3,634     | 102         | 2.8%         |                     |
|          | R4.4.1  | 3,659     | 123         | 3.4%         |                     |



### Ⅲ 男女共同参画社会実現のための意識改革・就業環境の充実

「男は仕事、女は家庭」などと性別によって役割を決める考え方（固定的性別役割分担意識）については減少してきているが依然として根強く残っており、性別にかかわらず個性と能力を十分に発揮できる社会を実現するため、効果的な啓発活動を行う必要がある。

また、少子高齢化、雇用情勢の変化、人々の価値観の多様化などが進む中、男女共同参画社会の実現のためにも、長時間労働等を前提とした従来の働き方を見直し、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を図っていくことが大切である。ワーク・ライフ・バランスにより、男女ともに育児、介護、地域活動、自己啓発のための時間を確保することが可能になる。このため、企業と労働者、国、地方公共団体等が連携して、環境を整備する必要がある。

ここでは、男女共同参画の意識面、ワーク・ライフ・バランスの状況についてみていく。

#### ポイント

- 1 県民の6割近くが「男性が優遇されている」社会と感じている。
- 2 固定的性別役割分担意識に「同感しない」又は「どちらかといえば同感しない」人は、78.3%となった。
- 3 妻の就業の有無にかかわらず夫の家事・育児・介護時間は妻に比べ大幅に短い。
- 4 県内事業所における「ワーク・ライフ・バランス」の取組内容は、「休暇取得の促進」「残業の削減」が6割を超えている。
- 5 育児休業取得率は、女性は前年より0.6ポイント減の95.7%となった。男性は7.2ポイント増の14.2%となり、全国平均を上回った。

## 1 県民の男女共同参画に対する意識

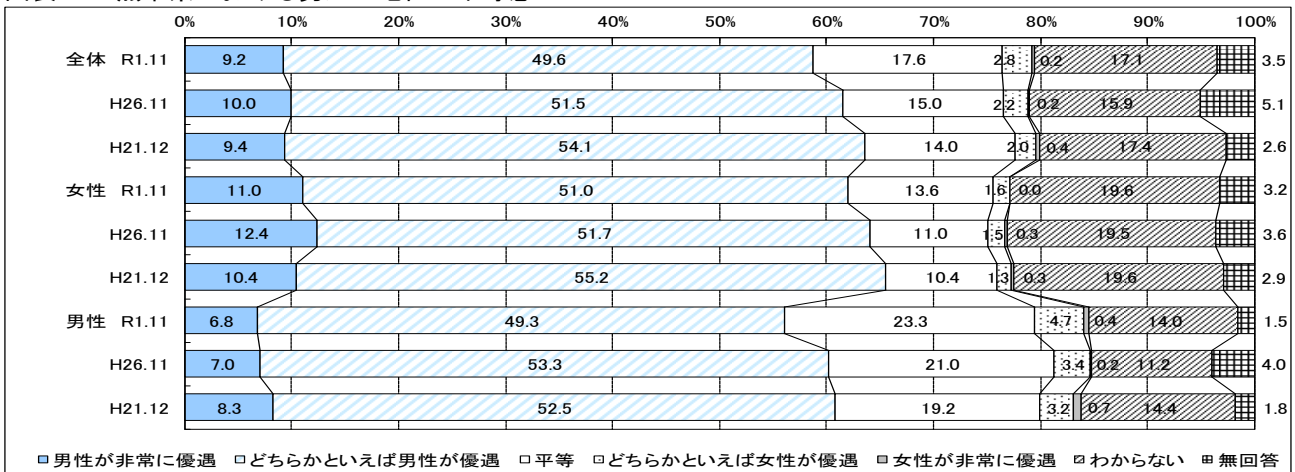
### (1) 男女の地位の平等感

#### ●『男性優遇』の割合は減少傾向にあるが、依然として58.8%を占める

男女の地位の平等感について、「男性が非常に優遇されている」又は「どちらかといえば男性が優遇されている」と感じている人が58.8%で、前回調査（H26.11実施）より2.7ポイント減少、「平等」と考えている人の割合も2.6ポイント増加しているものの、依然として男女ともにいまだ6割近くの人が男性優遇の社会であると考えている（図表49）。

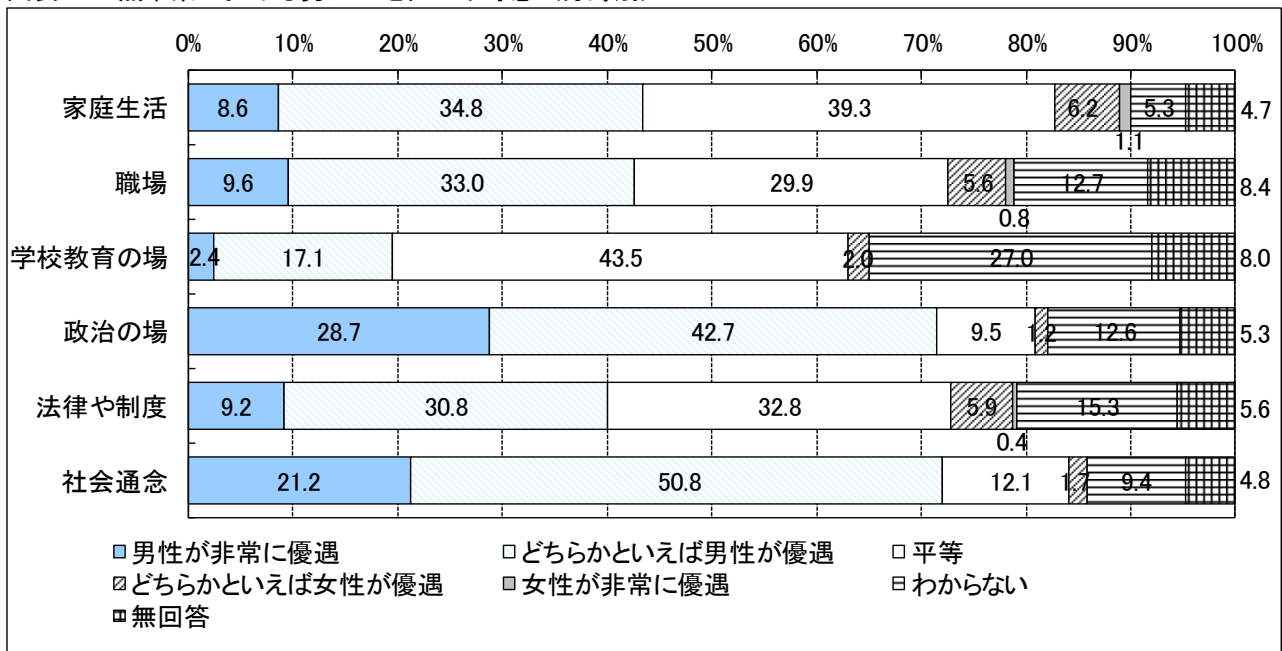
分野別にみると「社会通念」、「政治の場」では7割以上、「職場」、「家庭生活」においても4割を超える人が男性優遇と感じており、特に「社会通念」では県民の72.0%が男性の方が優遇されていると感じている。また、「学校教育の場」では43.5%が平等と感じており、男性優遇と感じる人は19.5%となっている（図表50）。

図表49 熊本県における男女の地位の平等感



熊本県男女参画・協働推進課「男女共同参画に関する県民意識調査（R1.11実施）」

図表 50 熊本県における男女の地位の平等感（分野別）



熊本県男女参画・協働推進課「男女共同参画に関する県民意識調査（R1.11 実施）」

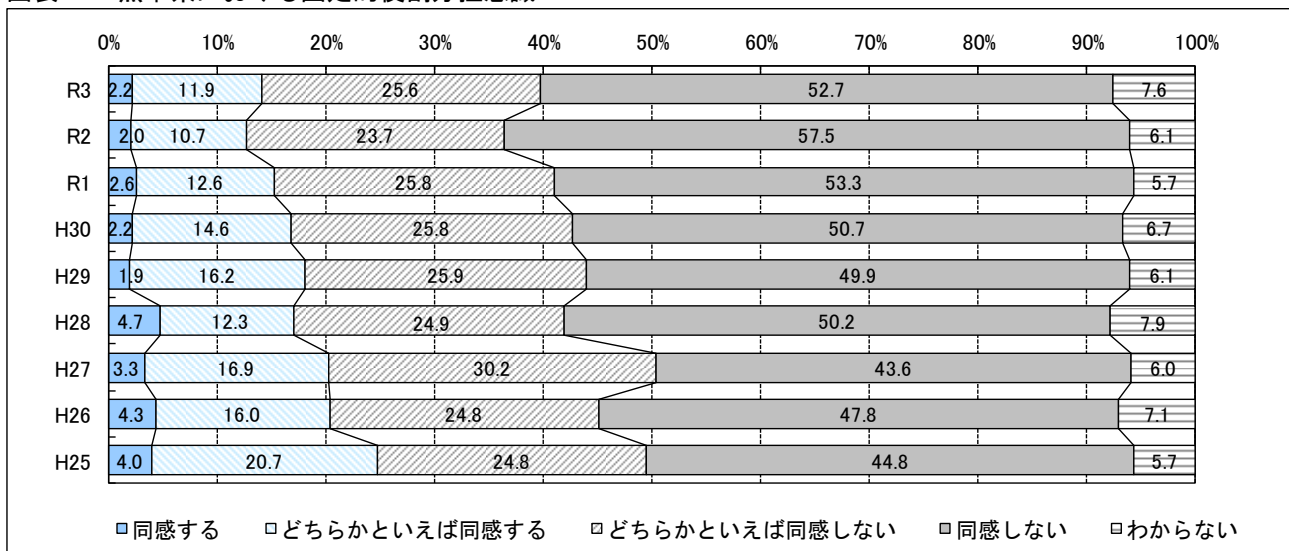
## （２） 固定的性別役割分担意識

### ● 「男は仕事、女は家庭」などと性別によって役割を決める考え方（固定的性別役割分担意識）に同感しない人の割合は 78.3%

令和3年(2021年)県民アンケート調査によると、固定的性別役割分担意識に「同感しない」又は「どちらかといえば同感しない」と答えた人が前年調査より2.9ポイント減少し、78.3%となった。また、「同感する」「どちらかといえば同感する」と答えた人の割合は14.1%で、前年調査より1.4ポイント増加した。

「同感する」や「どちらかといえば同感する」と回答した人が、固定的役割分担意識は男女共同参画社会の実現を妨げる一因となることを理解し、「同感しない」人の割合が継続的に増えていくよう、今後も男女共同参画の意識啓発を行う必要がある（図表 51）。

図表 51 熊本県における固定的役割分担意識

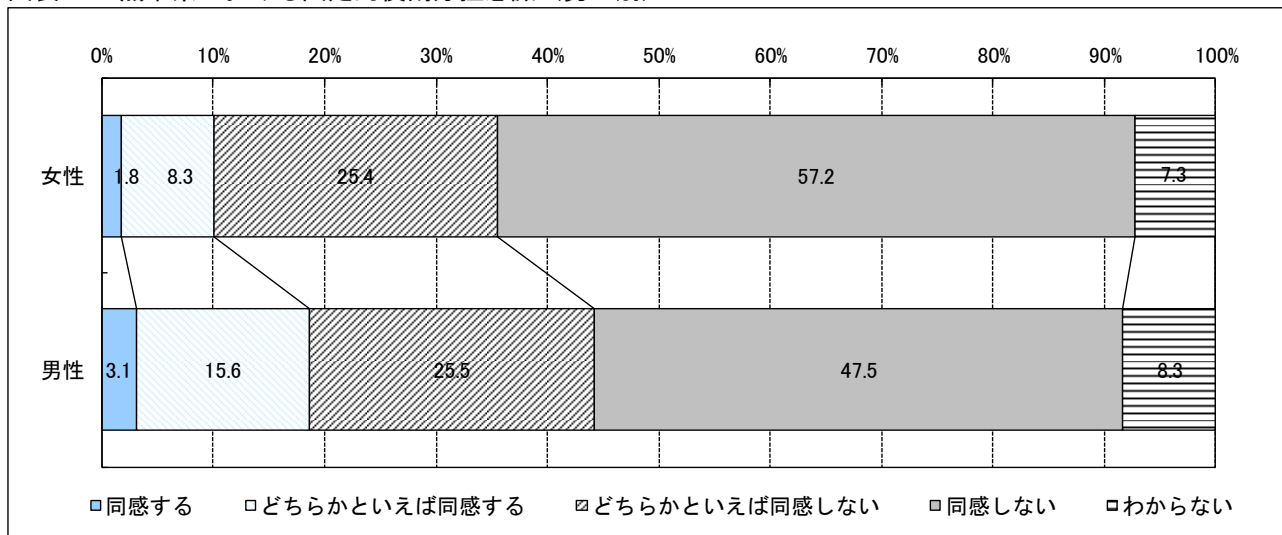


熊本県企画課「令和3年県民アンケート調査」

### ●固定的性別役割分担意識に同感する割合は、女性より男性が高い

男女別にみると、固定的性別役割分担意識に「同感する」又は「どちらかといえば同感する」と答えた人は女性 10.1%、男性 18.7%となり、男性のほうが固定的性別役割分担意識に同感する傾向がある。男女共同参画社会の形成は、男性にとっても意義があることを今後も啓発していく必要がある(図表 52)。

図表 52 熊本県における固定的役割分担意識(男女別)

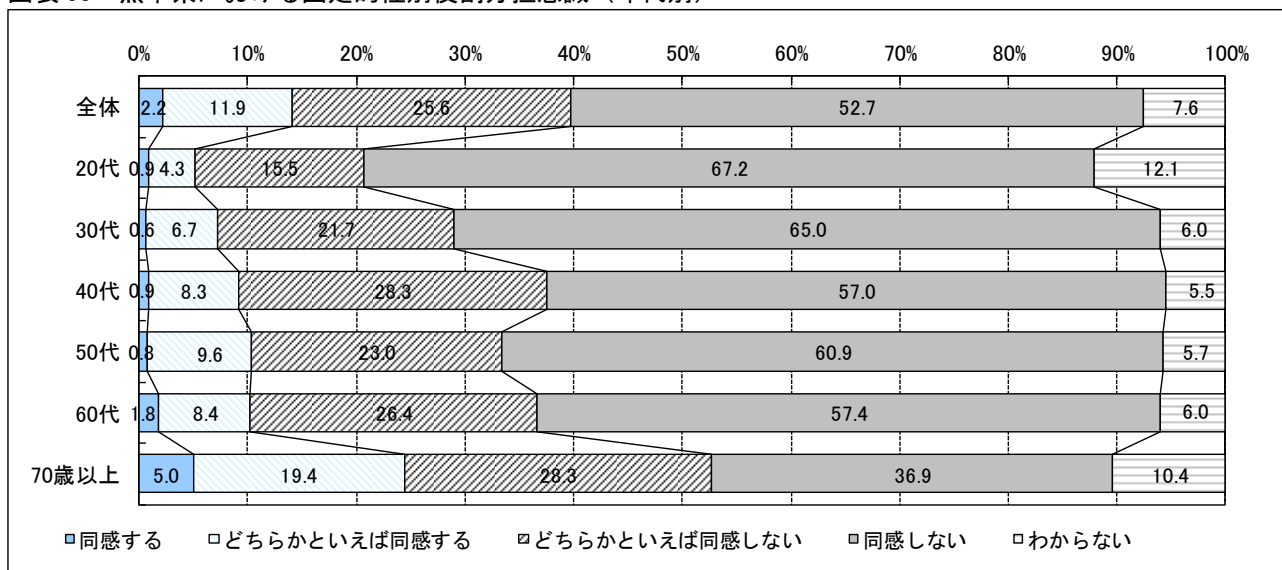


熊本県企画課「令和3年県民アンケート調査」

### ●固定的性別役割分担に「同感する」又は「どちらかといえば同感する」と答えた人の割合は、70歳以上が最も高く24.4%

「同感する」又は「どちらかといえば同感する」と答えた人の割合は、70歳以上が最も高く、24.4%となっている。20歳代~40歳代に関しては回答数が少なく慎重に分析する必要があるものの、「同感する」又は「どちらかといえば同感する」と答えた人の割合が50歳代~60歳代でも10%を超えており、高い年代を中心に肯定意識が根強く残っている(図表 53)。

図表 53 熊本県における固定的性別役割分担意識(年代別)



※20代~40代に関しては分析にあたり必要な回答数を割り込んでおり、統計上の誤差が生じることが考えられるため、参考数値として掲載している。

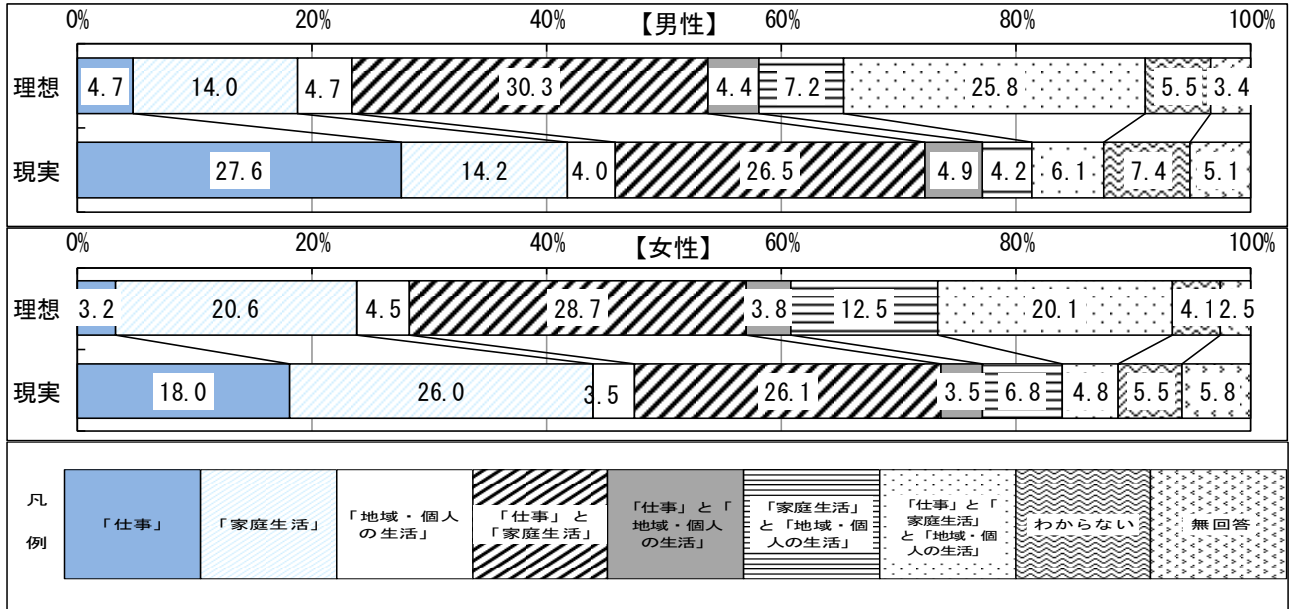
熊本県企画課「令和3年県民アンケート調査」

### (3) 仕事と家庭・地域生活の両立（理想と現実）

#### ●仕事・家庭生活・地域生活を両立させた生活を理想としているが、現実には仕事又は家庭生活中心の生活を送っている

理想としては、仕事と家庭生活をともに優先する「複数の活動を両立させた生活」を送りたい人の割合が高いが、現実には、仕事又は家庭生活を優先しているなどの「単一の活動を優先した生活」を送っている人の割合が高い（図表 54）。

図表 54 熊本県における仕事と家庭・地域生活の両立（理想と現実）



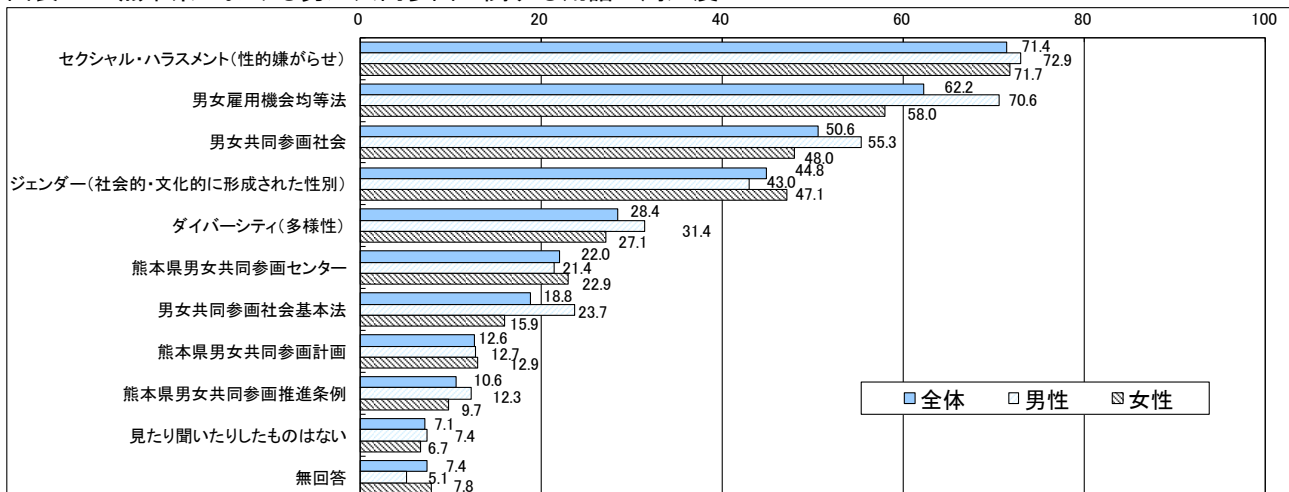
熊本県男女参画・協働推進課「男女共同参画に関する県民意識調査（R1.11 実施）」

### (4) 「男女共同参画社会」に関する用語の周知度

#### ●「男女共同参画社会」という用語を半数が知らず、条例、計画の周知度も低い

本県における男女共同参画に関する用語の周知度は、「セクシュアル・ハラスメント（性的嫌がらせ）」が71.4%と最も高くなっており、その他「ジェンダー（社会的・文化的に形成された性別）」が44.8%、「ダイバーシティ（多様性）」が28.4%となっている。また、条例や計画の周知度は10%程度であり、「見たり聞いたりしたものは1つもない」と回答した人の割合は7.1%となっている（図表 55）。

図表 55 熊本県における男女共同参画に関する用語の周知度



熊本県男女参画・協働推進課「男女共同参画に関する県民意識調査（R1.11 実施）」

## 2 教育における状況

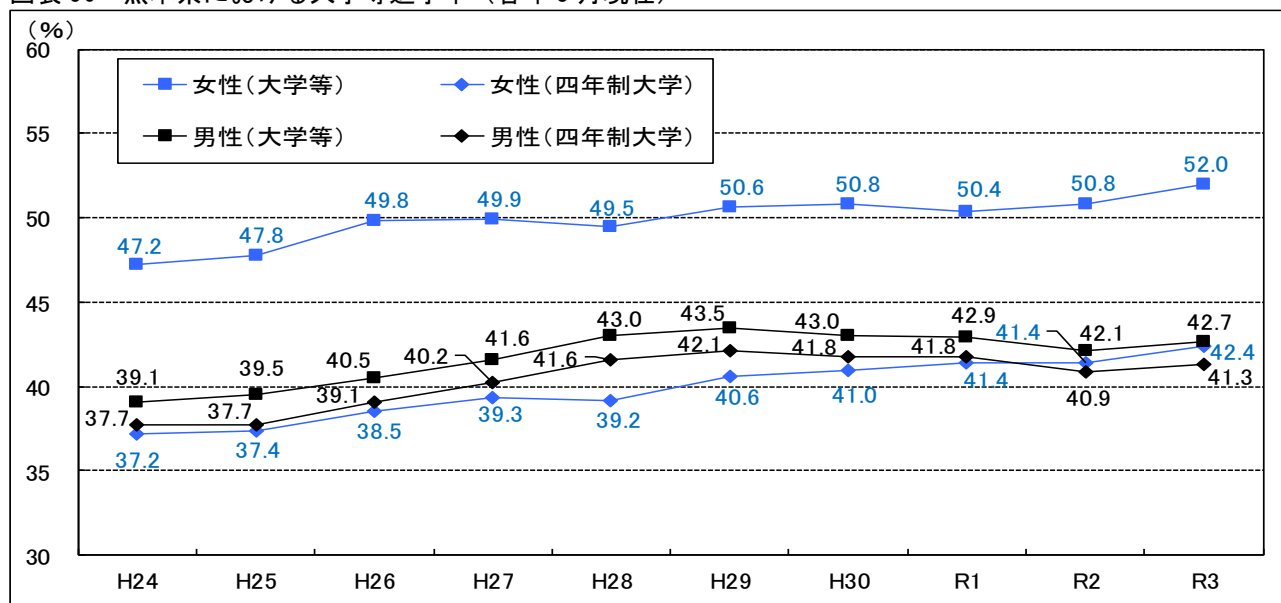
### (1) 大学等進学率（※）

#### ●大学等の進学率は、男性より女性が高い

本県の大学等への進学率は、女性が前年より 1.2 ポイント増の 52.0%、男性は 0.6 ポイント増の 42.7%であった。

また、四年制大学への進学率は、女性が前年より 1.0 ポイント増の 42.4%、男性は前年より 0.4 ポイント増の 41.3%とともに増加した（図表 56）。

図表 56 熊本県における大学等進学率（各年 3 月現在）



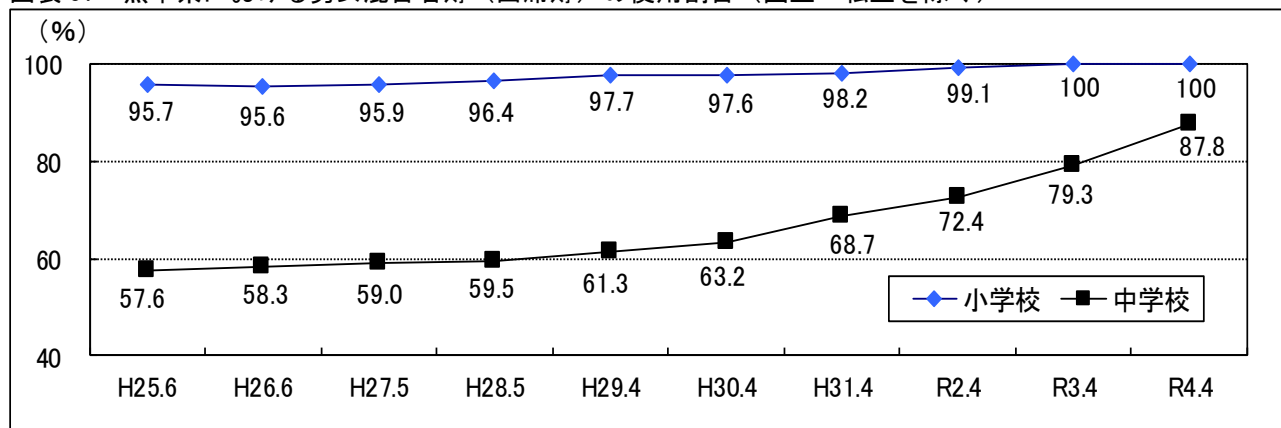
※大学等進学率＝大学学部、短期大学本科、大学・短期大学の通信教育部、大学・短期大学の別科、高等学校専攻科、特別支援学校高等部専攻科への進学率（中等教育学校（後期課程）卒業者は含まず）  
文部科学省「令和 3 年度学校基本調査」

### (2) 男女混合名簿（出席簿）の使用状況

#### ●小学校では全校、中学校の 87.8%で使用している

男女混合名簿の使用割合は、令和 4 年(2022 年)4 月現在、小学校での実施率は 100%。中学校は 87.8%と昨年より 8.5 ポイント増えており、毎年増加している（図表 57）。

図表 57 熊本県における男女混合名簿（出席簿）の使用割合（国立・私立を除く）



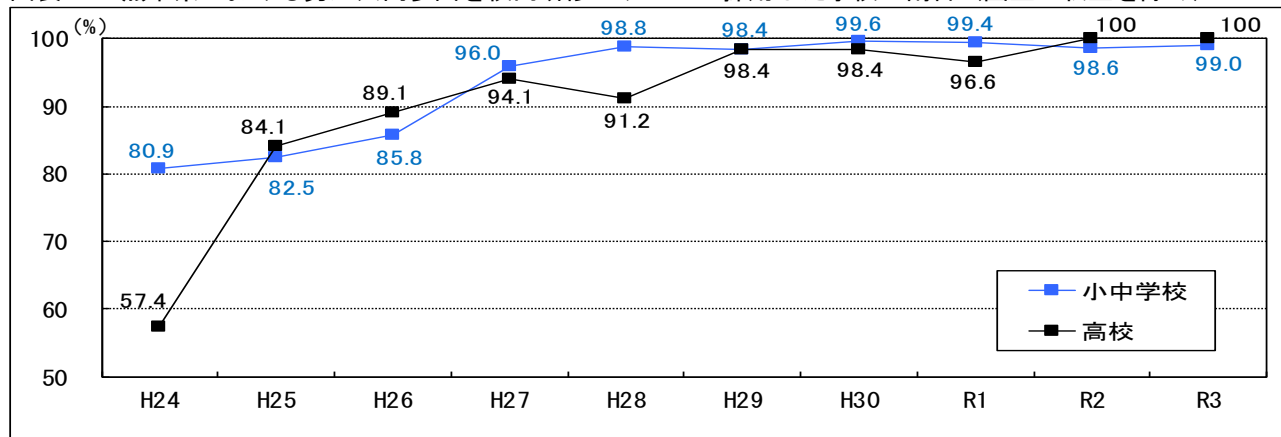
※義務教育学校は中学校に含む

### (3) 男女共同参画を校内研修（教員向け）のテーマに採用した学校数

#### ●小・中・高等学校ともにほぼ全ての学校で実施

本県における令和3年度（2021年度）に男女共同参画を校内研修のテーマに採用した学校の割合は、小・中学校で99.0%、高校では100%となり、ほぼ全ての学校で実施された（図表58）。

図表58 熊本県における男女共同参画を校内研修のテーマに採用した学校の割合（国立・私立を除く）



熊本県男女参画・協働推進課、教育庁義務教育課、高校教育課調べ

## 3 仕事と生活の両立の状況

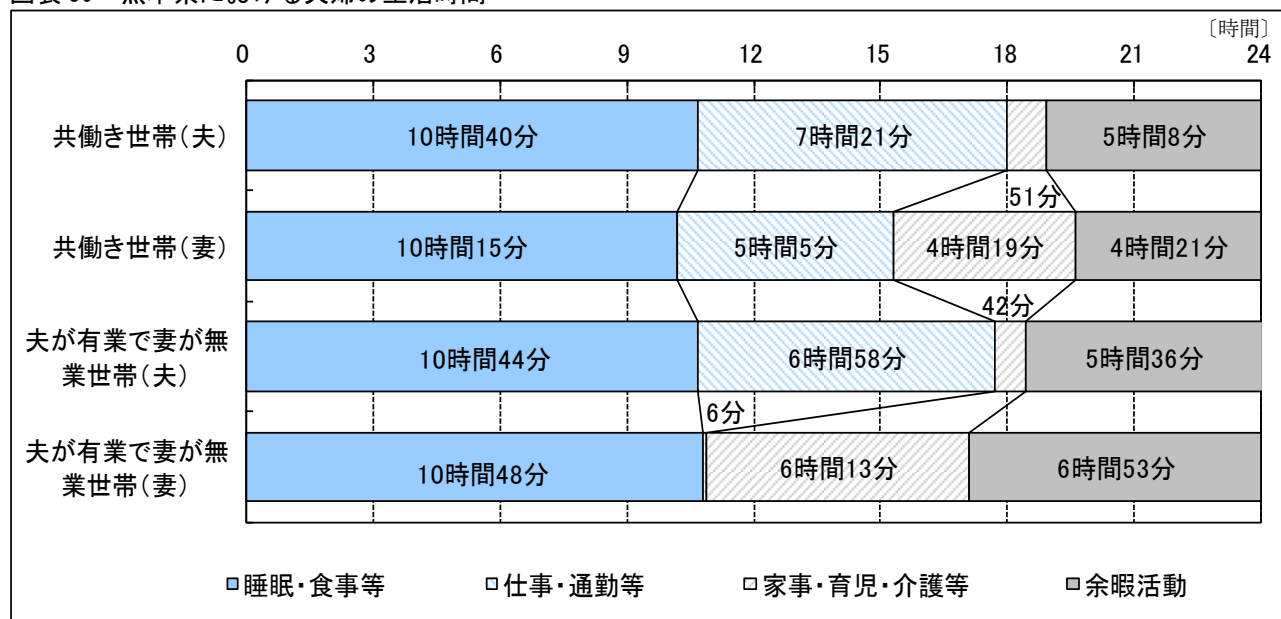
### (1) 夫婦の生活時間

#### ●家事・育児・介護は、就業の有無にかかわらず妻に偏る

家事・育児・介護等に従事する時間は、夫が有業で妻が無業の世帯においては、夫が42分、妻が6時間13分である。また、共働き世帯であっても、夫が51分であるのに対し、妻は4時間19分と大きな差がある。これは妻の就業の有無にかかわらず、夫が家事や育児、介護などにかかる時間が妻と比べて著しく短いことを示している（図表59）。

男性の家事・育児など家庭生活への参画を進め、男女がより良いバランスで負担を分担し合うことは重要である。

図表59 熊本県における夫婦の生活時間



総務省「令和3年度社会生活基本調査」

## (2) 県内事業所の状況

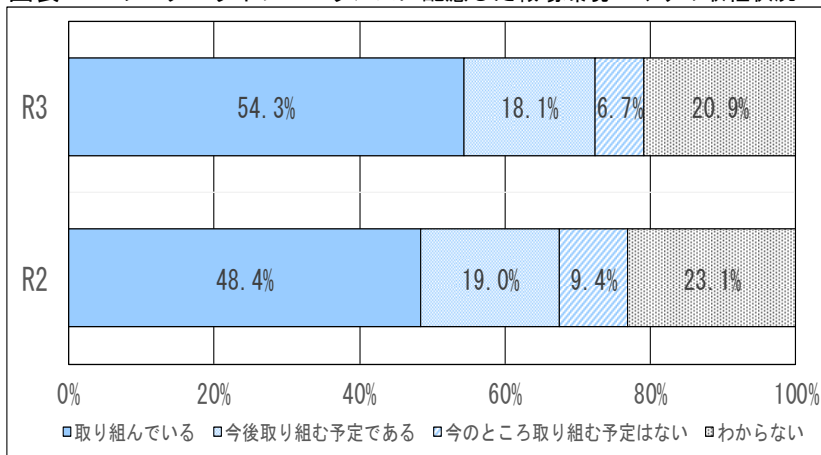
### ●ワーク・ライフ・バランスに配慮した職場環境づくりの取組企業は54.3%

令和3年(2021年)の本県のワーク・ライフ・バランスに配慮した職場環境づくりの取組状況は、「取り組んでいる」が54.3%、「今後取り組む予定である」が18.1%となっている(図表60)。

図表60 ワーク・ライフ・バランスに配慮した職場環境づくりの取組状況

※ワーク・ライフ・バランスとは・・・

「老若男女誰もが、仕事、家庭生活、地域社会、個人の自己啓発など、様々な活動を自ら希望するバランスで展開できる状態」を言います。ワーク・ライフ・バランスが実現した社会とは、「国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会」とされています。



熊本県労働雇用創生課「令和3年度熊本県労働条件等実態調査」

### ●次世代育成支援対策推進法で義務付けられている101人以上の企業での一般事業主行動計画の策定率は99.3%

令和3年(2021年)末時点における従業員101人以上の事業所では策定率99.3%となっている。一方で、策定が努力義務である従業員100人以下の事業所からの策定届提出数は、743事業所となっている(図表61)。

図表61 一般事業主行動計画策定状況(事業所)

| 従業員数   |        | H24     | H25     | H26     | H27     | H28     | H29     | H30     | R1      | R2      | R3      |
|--------|--------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 101人以上 | 策定率(%) | 99.5    | 99.8    | 99.3    | 99.8    | 99.8    | 99.6    | 99.6    | 99.0    | 99.5    | 99.3    |
|        | 届出数    | 559/562 | 562/563 | 561/565 | 544/545 | 547/548 | 551/553 | 564/566 | 567/573 | 567/570 | 560/564 |
| 100人以下 | 届出数    | 303     | 264     | 234     | 204     | 296     | 393     | 492     | 603     | 665     | 743     |

※平成23年4月1日から、一般事業主行動計画策定・届出の義務付け範囲が、従業員301人以上の事業所から従業員101人以上の事業所に拡充された。

厚生労働省「次世代育成支援対策取組状況(令和3年12月)」

#### 【参考】次世代育成支援対策推進法

| 従業員        | 行動計画の公表及び従業員への周知の義務化(H21.4.1施行) |           |           | 行動計画の届出義務企業の拡大(H23.4.1施行) |           |
|------------|---------------------------------|-----------|-----------|---------------------------|-----------|
|            | H21.4.1前                        | H21.4.1以降 | H23.4.1以降 | H23.4.1前                  | H23.4.1以降 |
| 301人以上     | 規定なし                            | 義務        | 義務        | 義務                        | 義務        |
| 101人から300人 |                                 | 努力義務      | 義務        | 努力義務                      | 義務        |
| 100人以下     |                                 |           | 努力義務      | 努力義務                      |           |

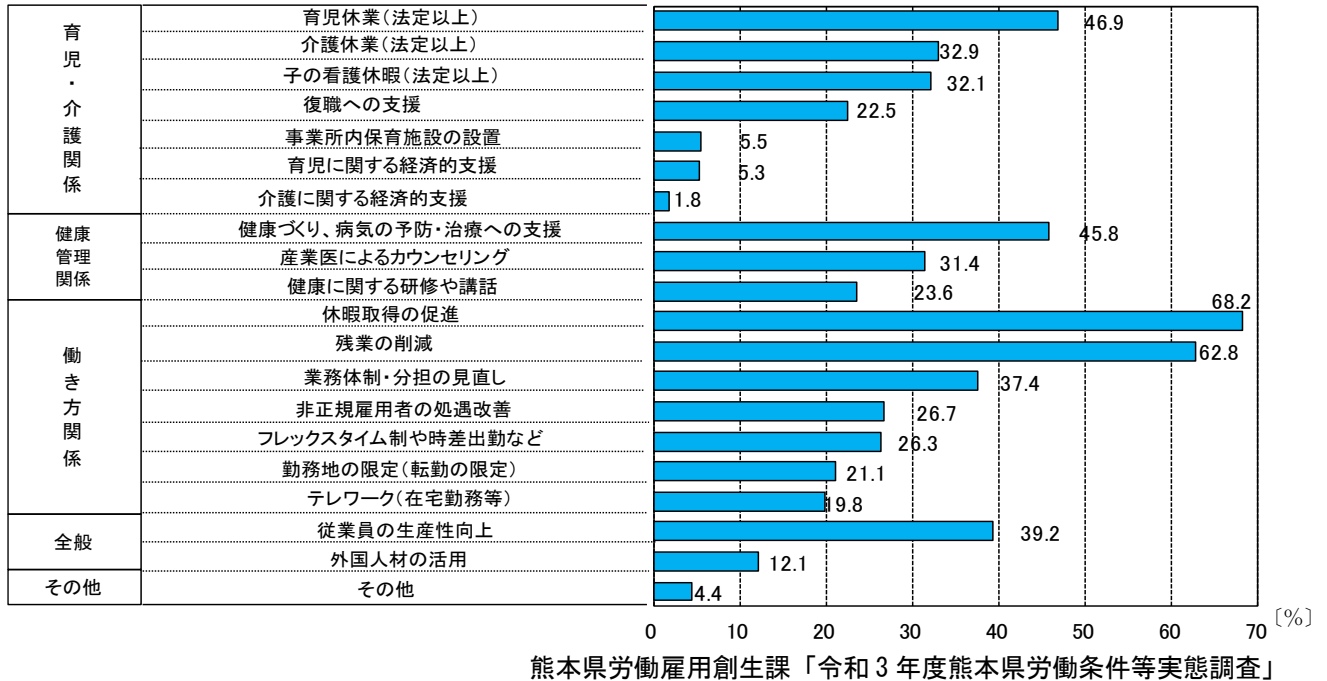
※平成17年4月～平成27年3月までの10年間の時限立法であったが、令和7年3月31日まで10年間延長された。



## ●休暇取得の促進は68.2%の事業所が取り組んでいる

県内事業所におけるワーク・ライフ・バランスの取組内容については、「休暇取得の促進」が68.2%と最も高く、次いで「残業の削減」が62.8%となっており、「働き方改革」の効果と推測される。一方、育児・介護関係では「育児休業（法定以上）」が46.9%と4割以上の事業所が取り組んでいる（図表62）。

図表62 ワーク・ライフ・バランスの取組内容（複数回答）

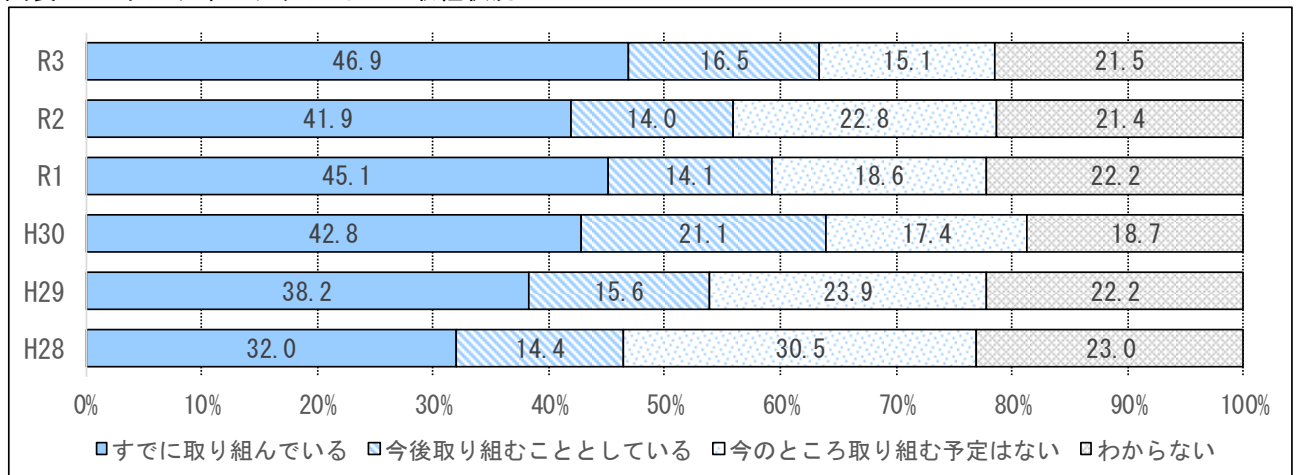


## ●ポジティブアクションに取り組んでいる企業は46.9%

ポジティブアクション【女性の活躍推進】とは...  
職場で男女の間に生じている格差を解消するために、企業が自主的、積極的に行う取組。  
例) 女性管理職の比率を増やす、女性の採用と職域の拡大、女性の勤続年数を伸ばす 等

令和3年(2021年)に本県でポジティブアクションに取り組んでいる企業は46.9%と昨年より5.0ポイント増加した。また、16.5%の企業が「今後取り組むこととしている」としており、取組に前向きな企業は増加傾向にある(図表63)。

図表63 ポジティブアクションの取組状況

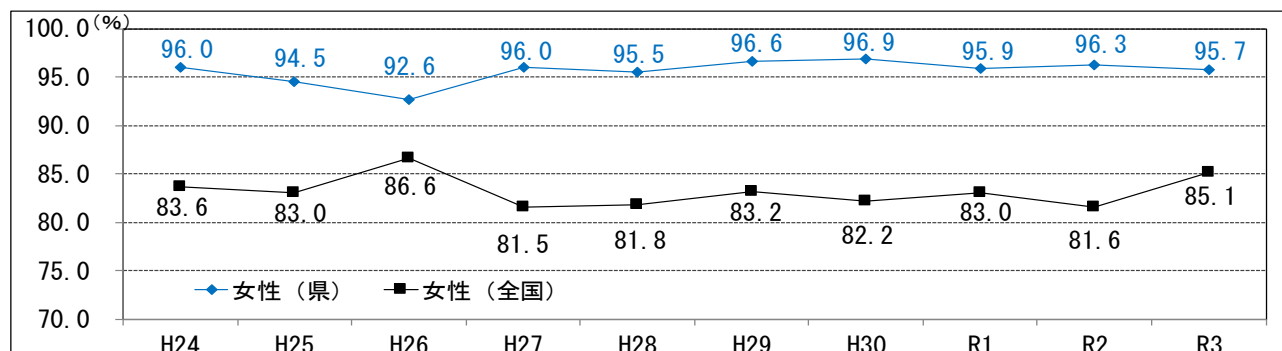


### (3) 育児休業

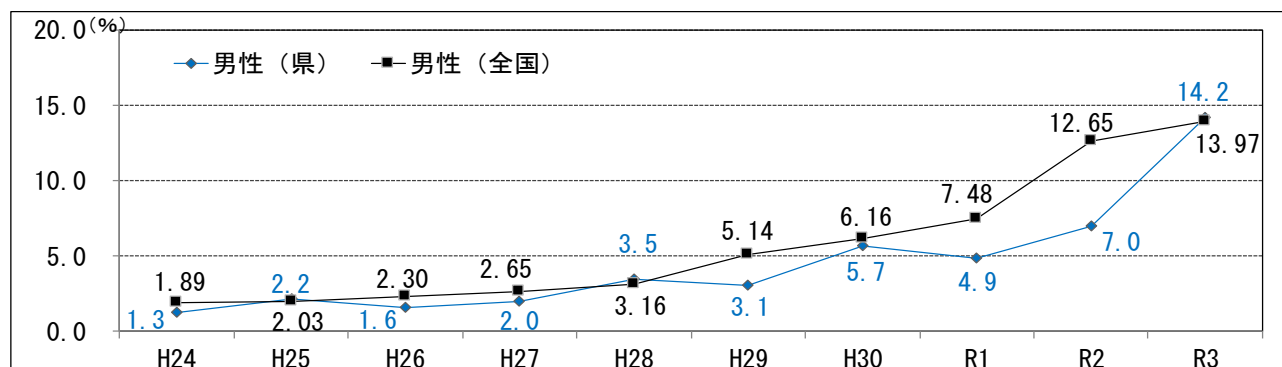
#### ●育児休業取得率は女性95%超で定着、男性は14.2%と全国を上回った

令和3年(2021年)の本県の育児休業取得率は、女性は前年より0.6ポイント減少したものの、95%超で概ね定着している。男性は14.2%と昨年より7.2ポイント増加し、全国平均を上回った(図表64・65)。

図表64 育児休業取得率(女性)



図表65 育児休業取得率(男性)



全国：厚生労働省「令和3年度雇用均等基本調査」

熊本県：熊本県労働雇用創生課「令和3年度熊本県労働条件等実態調査」

### (4) 子育て支援

#### ●子育て支援に関するさらなる充実が必要である

通常保育定員数は前年に比べ減少したものの、令和3年度(2021年度)の保育所等利用待機児童数は8名と前年度より大幅に減少し1桁台となった。

また、男女がともに働き続けるために必要となる放課後児童クラブ実施箇所数は増加傾向にあり、今後も継続して子育て支援に関する様々なサービスの充実を図ることが重要である(図表66)。

図表66 子育て支援に関する主な指標(熊本市も含む) (各年4月1日現在)

|                      | H24    | H25    | H26    | H27    | H28    | H29    | H30    | R1     | R2     | R3     |
|----------------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 保育所等利用待機児童数          | 396    | 582    | 678    | 659    | 233    | 275    | 182    | 178    | 70     | 8      |
| 通常保育定員数              | 46,649 | 47,494 | 48,189 | 57,230 | 61,524 | 62,184 | 63,767 | 64,750 | 63,134 | 62,192 |
| 延長保育事業実施箇所数          | 521    | 528    | 547    | 496    | 556    | 497    | 592    | 591    | 568    | 572    |
| ファミリー・サポート・センター実施箇所数 | 26     | 27     | 27     | 27     | 29     | 29     | 29     | 29     | 29     | 29     |
| 病児・病後児保育事業実施箇所数      | 25     | 26     | 28     | 31     | 32     | 34     | 34     | 34     | 34     | 34     |
| 放課後児童クラブ実施箇所数        | 329    | 333    | 341    | 409    | 414    | 434    | 451    | 488    | 505    | 525    |

熊本県子ども未来課調べ

## IV 推進体制の整備・強化

男女共同参画社会づくりを着実に進展させるためには、住民に一番身近で重要な役割を果たす市町村と県が連携体制を強化し、各種施策に取り組んでいく必要がある。

また、行政間の連携だけではなく、男女共同参画社会の実現に向けて自主的に活動を展開している各種団体を支援し、連携・協働を進めていく必要がある。

ここでは、市町村や県民、NPO等の団体との協働による取組状況などについてみていく。

### ポイント

- 1 男女共同参画計画の策定状況は前年より 8.9 ポイント増の 91.1%となった。
- 2 男女共同参画推進団体数は 37 団体である。

## 1 市町村の取組状況

### (1) 推進体制の整備状況

男女共同参画宣言を行った市町村は 11 市町である（図表 67）。

県内市町村における男女共同参画社会の推進体制の進捗状況は、次のとおりとなっている（図表 68）。

- ・ 条例制定率 44.4%（45 市町村中、20 市町村制定）
- ・ 男女共同参画計画策定率 91.1%（45 市町村中、41 市町村策定）
- ・ 庁内推進会議設置率 80.0%（45 市町村中、36 市町村設置）
- ・ 民間有識者による審議機関（懇話会等）設置率 91.1%（45 市町村中、41 市町村設置）
- ・ 女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画 100.0%（全市町村策定）

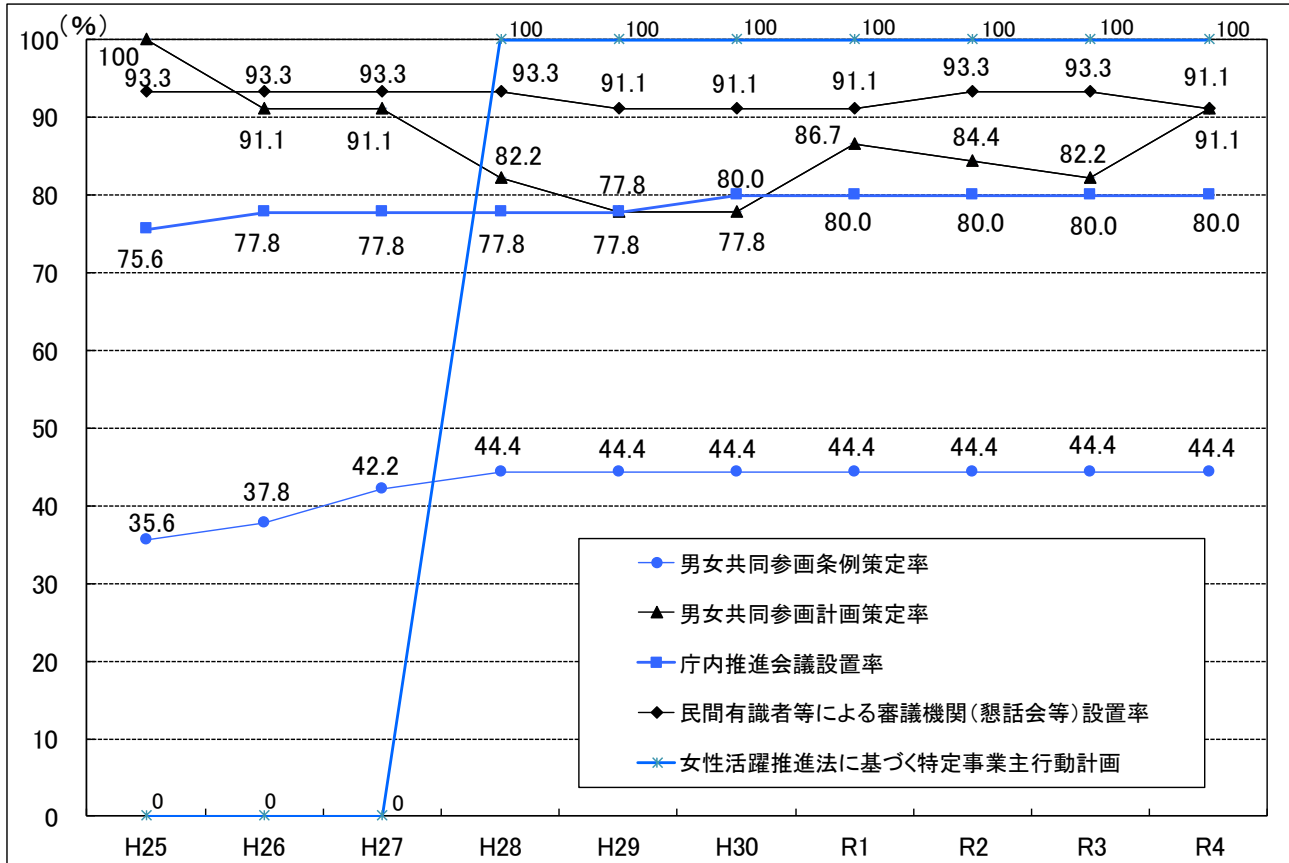
図表 67 熊本県の男女共同参画宣言都市（令和 4 年 4 月 1 日現在）

| 宣言年度 | 市町村名 | 備考        |
|------|------|-----------|
| H7   | 旧八代市 | 合併前に宣言    |
| H15  | 旧菊池市 | 合併前に宣言    |
| H16  | 荒尾市  | H17.1.29  |
| H17  | 水俣市  | H17.11.20 |
| H18  | 天草市  | H19.2.17  |
| H19  | 宇城市  | H19.11.21 |
|      | 合志市  | H20.1.26  |
| H20  | 上天草市 | H21.1.24  |
| H21  | 八代市  | H21.6.19  |
|      | 益城町  | H21.9.15  |
| H22  | 菊池市  | H22.11.20 |
|      | 大津町  | H23.2.6   |
| H23  | 菊陽町  | H24.1.28  |

#### ※男女共同参画宣言都市とは

男女共同参画社会の実現に向けて気運を広く醸成することを目的として、自治体を挙げて男女共同参画社会づくりへの取組を行うことを宣言した都市。

図表 68 市町村の取組状況



熊本県男女参画・協働推進課調べ

## 2 県民、NPO等との協働による取組状況

### (1) 男女共同参画推進団体数

#### ●推進団体数は37団体

本県では、誰もがその個性と能力を發揮できる住みやすい熊本づくりのため、男女共同参画をはじめとするダイバーシティ（多様性）を推進する取組を行っている。

「男女共同参画推進団体」はその趣旨に賛同し、男女共同参画をはじめとするダイバーシティへの意識をもって活動する団体であり、令和4年(2022年)4月1日現在で37団体を登録している。

## 第2章

### 熊本県が実施した男女共同参画施策の実施状況 〔令和3年度（2021年度）〕

|                              |    |
|------------------------------|----|
| I 施策評価について                   | 40 |
| II 重点目標別施策の実施状況              |    |
| 1 あらゆる分野における女性の参画拡大          | 45 |
| 2 男女共同参画の視点からの安全・安心な暮らしの実現   | 53 |
| 3 男女共同参画社会実現のための意識改革・就業環境の充実 | 60 |
| 4 推進体制の整備・強化                 | 65 |

# I 施策評価について

## 1 位置づけ

熊本県男女共同参画推進条例第24条の規定に基づき、「第5次熊本県男女共同参画計画」（計画期間：R3年度～R7年度）の体系（P4参照）に沿って評価を行った。

## 2 評価の対象






評価の対象は、第5次熊本県男女共同参画計画を実効性のあるアクションプランとするため、重点目標毎に設定した「成果目標」の32項目35指標とし、その進捗状況を取りまとめ、評価を行った。また、「参考指標」27指標については、男女共同参画社会づくりを推進するにあたって、その推移をフォローアップするデータとして並べて掲載した。

### <成果目標及び参考指標の内訳>

| 重点目標                          | 指標数             |                |    |
|-------------------------------|-----------------|----------------|----|
|                               | 成果目標<br>(評価の対象) | 参考指標<br>(評価せず) | 合計 |
| 1 あらゆる分野における女性の参画拡大           | 21              | 11             | 32 |
| 2 男女共同参画の視点からの安全・安心な暮らしの実現    | 3               | 10             | 13 |
| 3 男女共同参画者社会実現のための意識改革・就業環境の充実 | 8               | 6              | 14 |
| 4 推進体制の整備・強化                  | 3               | 0              | 3  |
| 合計                            | 35              | 27             | 62 |

## 3 評価の基準

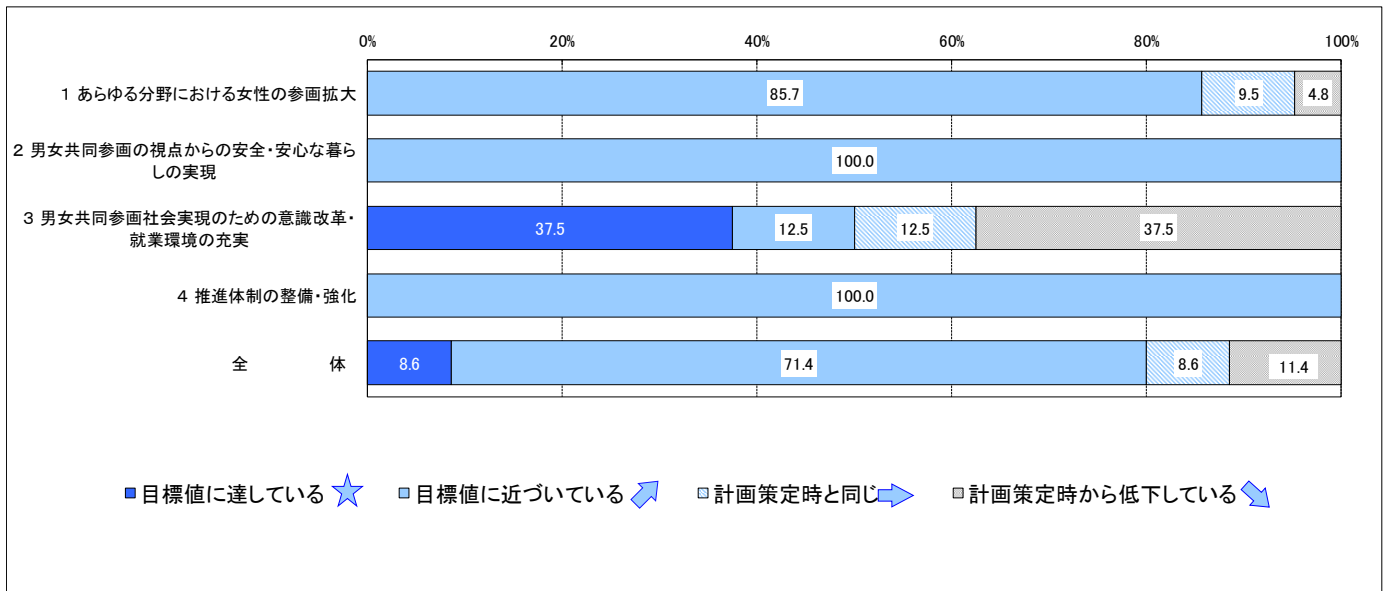
評価は、計画策定時の値と比べて、令和3年度（2021年度）の実績値が目標値に近づいているか否かを「指標の動向」欄に矢印で表し、評価した。

| 【評価の基準】                        | 【指標の動向の表示】  |
|--------------------------------|---|
| 令和3年度（2021年度）の実績値が             |   |
| ■目標値に達しているもの                   |  |
| ■計画策定時の値に比べて目標値に近づいているもの       |  |
| ■計画策定時の値と同じであるもの               |  |
| ■計画策定時の値よりも低下しているもの            |  |
| ■令和3年度は実績値の測定が行われなかったもの（実績値なし） |  |

## 4 評価結果の概要

令和3年度の成果目標の評価について、とりまとめた結果は次のとおりである。

| 重点目標                         | 評価             |                 |               |                    |             | 合計 |
|------------------------------|----------------|-----------------|---------------|--------------------|-------------|----|
|                              | ★<br>目標値に達している | ↗<br>目標値に近づいている | →<br>計画策定時と同じ | ↘<br>計画策定時から低下している | —<br>実績値なし  |    |
| 1 あらゆる分野における女性の参画拡大          | 0              | 18              | 2             | 1                  | 0           | 21 |
| 2 男女共同参画の視点からの安全・安心な暮らしの実現   | 0              | 3               | 0             | 0                  | 0           | 3  |
| 3 男女共同参画社会実現のための意識改革・就業環境の充実 | 3              | 1               | 1             | 3                  | 0           | 8  |
| 4 推進体制の整備・強化                 | 0              | 3               | 0             | 0                  | 0           | 3  |
| 合計                           | 3<br>(8.6%)    | 25<br>(71.4%)   | 3<br>(8.6%)   | 4<br>(11.4%)       | 0<br>(0.0%) | 35 |



## 5 重点目標ごとの指標の状況

### ① あらゆる分野における女性の参画拡大 《成果目標》

| 指標   | 計画策定時の値    | R7年度目標                      | R3年実績           | 指標の動向 | 担当課        |
|--|------------|-----------------------------|-----------------|-------|------------|
| 県の審議会等における女性委員の登用率   | 38.9%      | 40%                         | 39.6%           | ↑     | 男女参画・協働推進課 |
| 市町村の審議会等委員に占める女性の割合  | 22.1%      | 30%                         | 24.2%           | ↑     | 男女参画・協働推進課 |
| 県知事部局における役付職員(係長級以上)全体に占める女性の割合  | 23.4%      | 28%                         | 24.5%           | ↑     | 人事課        |
| 県知事部局における役付職員(課長級以上)全体に占める女性の割合  | 11.3%      | 14%                         | 12.8%           | ↑     | 人事課        |
| 市町村における女性役付職員(係長級以上)の割合  | 27.0%      | 30%                         | 28.3%           | ↑     | 男女参画・協働推進課 |
| 市町村における女性役付職員(課長級以上)の割合  | 12.1%      | 14%                         | 13.2%           | ↑     | 男女参画・協働推進課 |
| 教職員における管理職(校長、副校長及び教頭)に占める女性の割合<br>※小学校に義務教育学校の前期課程、中学校に義務教育学校の後期課程を含む | 小学校 19.8%  | 全国平均をめざす<br>※(参考)R1平均 24.1% | 22.5%           | ↑     | 学校人事課      |
|  | 中学校 8.6%   | 全国平均をめざす<br>※(参考)R1平均 10.5% | 5.7%            | ↓     |            |
|  | 高校等 11.0%  | 15%                         | 14.3%           | ↑     |            |
| 県内事業所における管理職(係長相当職以上)に占める女性の割合   | 26.6%      | 30%                         | 27.3%           | ↑     | 男女参画・協働推進課 |
| 県内事業所における管理職(課長相当職以上)に占める女性の割合   | 19.1%      | 22%                         | 20.3%           | ↑     | 男女参画・協働推進課 |
| ポジティブ・アクション(積極的改善措置)に取り組む県内事業所の割合                                      | 45.1%      | 50%                         | 46.9%           | ↑     | 男女参画・協働推進課 |
| 女性の社会参画加速化自主宣言または女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画策定を行った事業所・団体等の数                   | 336事業所・団体等 | 500事業所・団体等                  | 442事業所・団体等      | ↑     | 男女参画・協働推進課 |
| 女性経営参画塾修了生による女性ネットワークへの参加者数  | 145人       | 200人                        | 185人            | ↑     | 男女参画・協働推進課 |
| 農業協同組合理事に占める女性の割合  | 9.4%       | 15%                         | 9.4%            | →     | 団体支援課      |
| 女性委員が発用されていない農業委員会数  | 3組織        | 0                           | 2組織             | ↑     | 農地・担い手支援課  |
| 家族経営協定締結農家数  | 3,891戸     | 4,300戸                      | 3,960戸<br>(暫定値) | ↑     | 農地・担い手支援課  |
| 認定農業者に占める女性認定農業者の割合  | 12.9%      | 20%                         | 14.0%<br>(暫定値)  | ↑     | 農地・担い手支援課  |
| 自治会長に占める女性の割合  | 3.0%       | 5%                          | 3.3%            | ↑     | 男女参画・協働推進課 |
| 公立小・中・高等学校PTA会長に占める女性の割合   | 11.0%      | 15%                         | 14.4%           | ↑     | 社会教育課      |
| 男女共同参画社会づくり地域リーダー研修修了生のうち地域で活動している人の割合<br>※研修後5年以内の人を対象とする             | 85.7%      | 90%                         | 85.7%           | →     | 男女参画・協働推進課 |



## 《参考指標》

| 指標                      | 計画策定時の値                            | R3実績                               | 担当課        |
|-------------------------|------------------------------------|------------------------------------|------------|
| 地方議会における女性議員の割合         | 県議会議員 4.1%                         | 4.3%                               | 男女参画・協働推進課 |
|                         | 市議会議員 9.7%                         | 9.4%                               |            |
|                         | 町村議会議員 9.6%                        | 10.2%                              |            |
| 県の新規採用職員に占める女性の割合(知事部局) | 38.5%<br>(R2.4.1現在)                | 47.4%<br>(R4.4.1現在)                | 人事課        |
| 全警察官に占める女性警察官の割合        | 8.9%<br>(R2.4.1現在)                 | 9.8%<br>(R4.4.1現在)                 | 警察総務課      |
| 県内企業における所定内賃金の男女格差指数    | 77.1%                              | 77.9%                              | 男女参画・協働推進課 |
| 男女別平均勤続年数の男女差           | 男性 12.6年<br>女性 10.0年<br>(男女差 2.6年) | 男性 12.5年<br>女性 10.0年<br>(男女差 2.5年) | 男女参画・協働推進課 |
| 熊本県における女性の労働力率          | (H27:18位) 50.8%                    | (R2:17位) 53.7%                     | 男女参画・協働推進課 |
| 農業委員に占める女性委員の割合         | 14.8%                              | 15.4%                              | 農地・担い手支援課  |
| 森林組合理事に占める女性の割合         | 1.1%                               | 2.4%                               | 団体支援課      |

## ② 男女共同参画の視点からの安全・安心な暮らしの実現

### 《成果目標》

| 指標                                       | 計画策定時の値            | R7年度目標 | R3実績                 | 指標の動向 | 担当課      |
|--|--------------------|--------|----------------------|-------|----------|
| 全高等学校、特別支援学校及び高等専門学校におけるDV未然防止教育事業実施校の割合 | 84.9%<br>(90/106校) | 100%   | 89.6%<br>(95/106校)累計 | ↗     | 子ども家庭福祉課 |
| 妊娠満11週以内の妊娠届出率                           | (H30) 93.5%        | 100%   | (R2) 94.7%           | ↗     | 子ども未来課   |
| 消防団員における女性の割合                            | 2.4%               | 5%     | 2.9%                 | ↗     | 消防保安課    |

### 《参考指標》

| 指標  | 計画策定時の値               | R3実績       | 担当課                    |
|---|-----------------------|------------|------------------------|
| DVに関する相談機関の認知状況(「1つも知らない」人の割合)            | (R1) 18.3%            | (R1) 18.3% | 男女参画・協働推進課             |
| 配偶者等からDV被害を受けたことのある女性の割合                  | (R1) 18.5%            | (R1) 18.5% | 男女参画・協働推進課             |
| DV防止法に基づく一時保護件数                           | 43件                   | 20件        | 子ども家庭福祉課               |
| 熊本県内の主な相談窓口におけるDV相談件数                     | 4,652件                | 4,600件     | 男女参画・協働推進課<br>子ども家庭福祉課 |
| 国(熊本労働局)及び県の相談窓口におけるハラスメント相談件数            | 48件                   | 51件        | 労働雇用創生課                |
| 乳がん・子宮頸がん検診受診率                            | 乳がん検診<br>(R1) 51.9%   | (R1) 51.9% | 健康づくり推進課               |
|   | 子宮頸がん検診<br>(R1) 48.3% | (R1) 48.3% |                        |
| 人工妊娠中絶実施率(15~49歳の女子人口千対)                  | (H30) 8.8%            | (R2) 7.5%  | 子ども未来課                 |
| 県母子家庭等就業・自立支援センターが開催する就業支援講習会の受講者数(熊本市除く) | 68人                   | 54人        | 子ども家庭福祉課               |
| 障がい者の法定雇用率を達成している民間企業の割合                  | 56.9%                 | 56.5%      | 男女参画・協働推進課             |

### ③ 男女共同参画者社会実現のための意識改革・就業環境の充実

#### 《成果目標》

| 指標                                  | 計画策定時の値                                | R7年度目標 | R3実績                                   | 指標の動向 | 担当課                 |
|-------------------------------------|--|--------|--|-------|---------------------|
| 固定的性別役割分担意識に同感しない県民の割合              | 79.1%                                  | 80%    | 78.3%                                  |       | 男女参画・協働推進課          |
| 男女共同参画を校内研修のテーマに採用した学校(公立小・中・高校)の割合 | 小中学校及び義務教育学校<br>99.2%<br>(熊本市含む 99.4%) | 100%   | 小中学校及び義務教育学校<br>98.6%<br>(熊本市含む 99.0%) |       | 男女参画・協働推進課<br>義務教育課 |
|                                     | 高校 96.6%                               | 100%   | 100.0%                                 |       | 高校教育課               |
| 県内事業所における男性の育児休業取得率                 | 4.9%                                   | 13%    | 14.2%                                  |       | 男女参画・協働推進課          |
| 県内のよかボス企業登録事業所数                     | 528事業所                                 | 700事業所 | 915事業所                                 |       | 子ども未来課              |
| 保育所等利用待機児童数                         | 70人                                    | 0人     | 8人                                     |       | 子ども未来課              |
| 病児・病後児保育事業実施市町村数                    | 35市町村                                  | 42市町村  | 34市町村                                  |       | 子ども未来課              |
| ファミリー・サポート・センター実施市町村数               | 29市町村                                  | 31市町村  | 29市町村                                  |       | 子ども未来課              |

#### 《参考指標》

| 指標                                    | 計画策定時の値  | R3実績       | 担当課        |
|---------------------------------------|----------|------------|------------|
| 熊本県における男女の地位の平等感で「男性が優遇されている」と感じる人の割合 | 58.8%    | (R1) 58.8% | 男女参画・協働推進課 |
| 「男女共同参画社会」という用語の認知度                   | 50.6%    | (R1) 50.6% | 男女参画・協働推進課 |
| 年間総実労働時間数(一般労働者)                      | 1,794時間  | 1,751時間    | 男女参画・協働推進課 |
| 県内事業所における年次有給休暇取得率                    | 46.2%    | 54.0%      | 労働雇用創生課    |
| 次世代認定マーク(くるみん)取得企業(団体)数               | 21企業(団体) | 23企業(団体)   | 男女参画・協働推進課 |
| 県内のプライト企業登録事業所数                       | 326事業所   | 318事業所     | 労働雇用創生課    |

### ④ 推進体制の整備・強化

#### 《成果目標》

| 指標                        | 計画策定時の値 | R7年度目標 | R3実績  | 指標の動向 | 担当課        |
|---------------------------|---------|--------|-------|-------|------------|
| 男女共同参画計画の策定を行っている市町村の割合   | 84.4%   | 100%   | 91.1% |       | 男女参画・協働推進課 |
| 男女共同参画計画の進捗管理を行っている市町村の割合 | 60.5%   | 100%   | 75.6% |       | 男女参画・協働推進課 |
| 女性活躍推進法に基づく推進計画の策定率       | 73.3%   | 100%   | 80.0% |       | 男女参画・協働推進課 |

## II 重点目標別施策の実施状況

### 1 あらゆる分野における女性の参画拡大

#### 総括

男女共同参画社会を実現するためには、これまで男性中心になりがちだった政策・方針決定過程の場に女性の参画が進むことが重要である。

県の審議会等の委員の女性登用率については、令和3年度(2021年度)は前年度より0.2ポイント上がり39.6%と過去最高となったが、計画目標の40%達成へ向け更なる取組が必要である。一方、市町村では令和3年度(2021年度)は24.2%と前年度から1.4ポイント上がったものの、一層の促進を図る必要がある。

県内事業所における管理職(係長相当職以上)に占める女性の割合は、27.3%で前年の25.7%から1.6ポイント増加した。女性の割合を高めていくためには、性別にとらわれない人材の育成・登用の推進や仕事と家庭の両立支援など、雇用の場における男女共同参画の取組を強化する必要がある。

令和4年度(2022年度)4月時点の地域における女性の参画状況をみると、自治会長に占める女性の割合は3.3%と低い状態で推移しており、PTA会長に占める女性の割合は14.4%と計画の目標値には届いておらず、引き続き地域における男女共同参画の推進を図る必要がある。

#### 令和3年度取組成果、課題・今後の取組

##### ○政策・方針決定過程への女性の参画拡大

| 具体的な取組                     | 令和3年度取組成果  | 課題・今後の取組  | 担当課              |
|----------------------------|--|---|------------------|
| ●政治分野への女性議員の増加の必要と意義の理解の促進 | 「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」の改正に伴い、啓発チラシを作成し、県や男女共同参画センターが実施する会議・講演会等で配布するほか、同センターが実施する県民向け啓発セミナーを通じて、同法の周知、及び政治分野における男女共同参画の必要性について啓発を行った。 | 男女共同参画センター及び推進団体との連携を図りながら、男女共同参画に関する普及啓発を行う。           | 男女参画・協働推進課       |
| ●各種審議会等への女性委員の登用促進         | ①県庁各課への働きかけや協議を行い、女性の登用率は0.2ポイント上昇した。<br>令和2年度末：39.4%<br>令和3年度末：39.6%  | 各種審議会等委員への女性登用率の目標を令和7年度末までに40%としており、目標達成に向けて、更なる取組を行う。 | 男女参画・協働推進課       |
|                            | ②様々な分野で活動している女性人材の情報の登録・管理を行うとともに、県庁各課や市町村等へ情報提供を行い女性の登用支援を行った。  | 新たな人材登録を働きかけ、女性人材バンク登録者数の増加を図る。                         | 男女参画・協働推進課       |
| ●女性行政職員の育成と登用              | ①県職員採用ホームページ及び採用案内パンフレットに女性職員の働く様子や子育ての体験談を掲載するほか、就職説明会等において、子育て支援制度や働きやすい職場環境の紹介を行った。   | 子育て支援制度や働きやすい職場環境を紹介するとともに、県庁の仕事のやりがいや魅力を発信する取組を継続して行う。 | 人事課、人事委員会事務局公務員課 |

| 具体的な取組                       | 令和3年度取組成果   | 課題・今後の取組   | 担当課        |
|------------------------------|---|--|------------|
| ●女性行政職員の育成と登用                | ②女性役付職員等の割合が増加した。<br>(令和4年4月1日現在：知事部局)<br>管理職 12.8%<br>(令和3年4月1日現在：12.6%)<br>役付職員 24.5%<br>(令和3年4月1日現在：24.0%)   | 女性職員の能力開発や意欲向上を図る取組を推進するとともに、適材適所の配置により、更なる登用や職域の拡大を図る。  | 人事課        |
|                              | ③市町村、大学院等への派遣を行った。<br>(令和4年4月1日現在：知事部局)<br>他県2名、市町村15名、他1名  |  |            |
| ●女性教職員の育成等による管理職登用           | 校長会等を通して、女性管理職の積極的な人材育成を行っており、特に教務主任や研究主任、生徒指導主事などの職位を経験させ、校務運営を組織的にとらえる視点を育てることに努めた。その結果、県立学校では、女性管理職の登用率向上につながった。また、市町村立学校においては、学校における主任・主事や教育委員会事務局などにおける指導主事登用に加え、参加者の半数が女性である中堅教員研修会を実施した。管理職の業務効率化については、学校訪問の簡素化、提出書類の精選による文書作成・処理業務の軽減、留守番電話等の設置による時間外の外部対応の縮減を行っている。<br>・小学校 22.5%<br>・中学校 5.7%<br>・高校等 14.3% | 女性管理職の登用率が全国平均を下回っていることを受け、女性教諭については、学校における主任・主事や教育委員会事務局等の指導主事登用などを通して、管理職への意識付けを図るよう努めるとともに、女性教諭の中堅教員研修会への参加を呼びかけ、管理職としての意識高揚を図る。<br>併せて、女性教諭が管理職をめざすよう、研修会において学校マネジメント講話等を取り入れて更なる意識高揚を図るとともに、文書作成・処理業務の軽減及び校務の見直しなどにより管理職の多忙感の解消などの環境を整備しながら、女性管理職の積極的な登用を図っていく。 | 学校人事課      |
| ●女性の社会参画加速化会議や経済団体と連携した女性の登用 | ①企業等における女性の社会参画の加速化を推進するため、企業・団体等が自ら具体的目標を掲げ宣言する「女性の社会参画加速化宣言」の募集を行い、新たに7の企業・団体が宣言を行った。<br>宣言企業・団体数 (R4.3.31現在)：139   | 女性の活躍推進についての事業者の理解と取組を推進するため、関係団体等との連携や各種媒体を活用した周知啓発活動を継続する。   | 男女参画・協働推進課 |
|                              | ②女性が働きやすい環境の整備や、企業における意思決定の場への女性の参画の促進のため、県内の経営者及び人事・労務担当者等を対象に、基調講演及び県内企業の女性活躍に関する事例発表を行った。  | 企業等の具体的な取組、成果の共有や、個々の企業等の状況の把握及びそれぞれの課題に応じた助言、提案等を行う事業を実施する。   | 男女参画・協働推進課 |
| ●女性経営参画塾等を通じた女性人材の育成         | 将来的な役員候補である女性管理職を対象に、経営参画に必要な知識や心構えなどの習得を図る女性経営参画塾を実施した。  | 役員など経営層への女性の更なる経営参画は未だ少ない現状にあるため、引き続き女性経営参画塾を実施する。   | 男女参画・協働推進課 |

## ○就業や雇用分野における男女共同参画の推進

| 具体的な取組                         | 令和3年度取組成果  | 課題・今後の取組  | 担当課        |
|--------------------------------|--|---|------------|
| ●女性の参画が少ない業種での活躍促進             | ①県内建設業に従事する女性により組織されたくまもと建麗会が行う研修会や現場見学会、加入促進グッズの作成等に対して補助を実施し、女性同士のネットワークづくりを推進した（熊本県建設産業入職支援事業費補助金）。<br>令和2年度実績：補助額 400,000 円<br>令和3年度実績：補助額 300,000 円 | 建設業に従事する女性同士のネットワークづくりの更なる推進のため、引き続き関係団体の支援を行っていく。  | 監理課        |
|                                | ②熊本県運輸事業振興助成補助金等を活用し、女性の人材確保・育成研修を実施したほか、トラックドライバーの確保を目的に協会女性部会と協力し、高校に対し出前授業を実施した。  | 引き続き、女性の人材確保・育成研修を実施するとともに、ドライバー確保のためハローワークとの連携による就職相談会や新卒者の採用促進に向け高校への出前講座を実施する。                       | 商工振興金融課    |
| ●キャリア教育を通じた女性の多様な分野への進出        | 高等学校等進路指導主事連絡協議会は書面開催となった。各県立高等学校の進路指導担当者に、就職に関して男女平等な選考ルールについて周知を行った。   | 「女子高校生のための仕事・進路選びガイド」を紹介し、就職に関して男女平等な選考ルールを説明するとともに、一人ひとりの生徒の能力の伸長、適性の把握、興味・関心の喚起、進路希望の実現に向けた進路指導に取り組む。 | 高校教育課      |
| ●経営者層の意識改革・採用や公平なチャレンジ機会の付与の促進 | ①女性が働きやすい環境の整備や、企業における意思決定の場への女性の参画の促進のため、県内の経営者及び人事・労務担当者等を対象に、基調講演及び県内企業の女性活躍に関する事例発表を行った。   | 企業等の具体的な取組、成果の共有や、個々の企業等の状況の把握及びそれぞれの課題に応じた助言、提案等を行う事業を実施する。  | 男女参画・協働推進課 |
|                                | ②企業等における女性の社会参画の加速化を推進するため、企業・団体等が自ら具体的目標を掲げ宣言する「女性の社会参画加速化宣言」の募集を行い、新たに7の企業・団体が宣言を行った。<br>宣言企業・団体数（R4.3.31現在）：139                                       | 女性の活躍推進についての事業者の理解と取組を推進するため、関係団体等との連携や各種媒体を活用した周知啓発活動を継続する。  | 男女参画・協働推進課 |
|                                | ③男女共同参画社会の形成に関する意識づくりや女性の活躍推進を図る職場や地域での勉強会等に対するアドバイザー派遣を実施した。  | 女性の活躍を推進する市町村、事業者、団体、NPO、大学等に対し、専門的な知識や経験を有するアドバイザーを派遣することで、男女共同参画についての理解促進を図る。                         | 男女参画・協働推進課 |
| ●企業等への一般事業主行動計画策定義務の周知及び支援等    | ①産学官の多様なメンバーによる「女性の社会参画加速化会議」の構成団体を通じた一般事業主行動計画策定に関する情報提供や、男女共同参画センターが実施するアドバイザー派遣において、事業者等が一般事業主行動計画策定のアドバイスを活用できるようにした。                                | 令和4年4月に、一般事業主行動計画の策定等の義務が、常時雇用する労働者数101人以上の事業主まで拡大され、引き続き情報提供やアドバイスを行っていく。                              | 男女参画・協働推進課 |
|                                | ②企業等における女性の社会参画の加速化を推進するため、企業・団体等が自ら具体的目標を掲げ宣言する「女性の社会参画加速化宣言」の募集を行い、新たに7の企業・団体が宣言を行った。<br>宣言企業・団体数（R4.3.31現在）：139                                       | 女性の活躍推進についての事業者の理解と取組を推進するため、関係団体等との連携や各種媒体を活用した周知啓発活動を継続する。  | 男女参画・協働推進課 |

| 具体的な取組                    | 令和3年度取組成果  | 課題・今後の取組   | 担当課        |
|---------------------------|--|--|------------|
| ●女性の能力開発の支援               | 女性の能力活用に取り組む企業等を支援するため、キャリアアップ等を目的としたセミナーを実施する企業へアドバイザーを派遣した。また、女性社員がキャリアを意識し、一貫して挑戦意欲を高めるために、初任～中堅、管理職候補向けのセミナーを実施した。   | 引き続き、アドバイザー派遣やセミナーを実施する。   | 男女参画・協働推進課 |
| ●働く女性のネットワークづくりの支援        | 女性経営参画塾修了生（185人）によるネットワーク（KUMADONNA）の活動支援を行った。   | 会則の制定等活動体制も整備されてきたが、引き続き安定した活動が行えるよう支援を行う。   | 男女参画・協働推進課 |
| ●職場におけるハラスメント等の防止に向けた体制整備 | ①出前「勤労者セミナー」の中で、企業等へ講師（社会保険労務士等）を派遣し、働き方の見直し、ハラスメント対策、男女共同参画等を支援した（セミナー実施回数：13回・参加者：425名）。また、講師派遣事業の認知度を高めるため、県内企業にチラシ等を配布し、周知活動を行った。<br>国の働き方改革の施策について、各関係機関へHPの公開及びチラシ等の配布により周知を行った。 | 引き続き、誰もが働きやすい職場環境づくりのために、雇用管理の改善に取り組もうとする中小企業に対して、出前「勤労者セミナー」の中で、企業等へ講師（社会保険労務士等）を派遣し、働き方の見直しや就業規則等の改正など、雇用管理等も含めた専門的な支援を行う。 | 労働雇用創生課    |
|                           | ②男女共同参画相談室らいふにおける「セクハラ・ストーカー」に関する相談件数：3件   | 引き続き相談事業を実施する。   | 男女参画・協働推進課 |
|                           | ③しごと相談支援センターにおいて、社会保険労務士による労働相談及び各種制度の周知を実施した。<br>（相談件数：1,055件）  | 引き続き、しごと相談支援センターにおいて、社会保険労務士による労働相談及び各種制度の周知を実施していく。   | 労働雇用創生課    |
|                           | ④県人権センターにおいて人権に関する相談を受け付け、必要に応じて相談者に対する助言、専門的相談窓口の紹介、関係機関への引継ぎを行った（相談受付154件）。  | 引き続き、県人権センターにおいて人権に関する相談を受け付け、必要に応じて相談者に対する助言、専門的相談窓口の紹介、関係機関への引継ぎを行う。   | 人権同和政策課    |

## ○仕事と生活の調和（両立）のための多様で柔軟な働き方の支援

| 具体的な取組                            | 令和3年度取組成果   | 課題・今後の取組   | 担当課               |
|-----------------------------------|---|--|-------------------|
| <p>●多様で柔軟な働き方の支援</p>              | <p>①国と県が一体的に女性等の就労支援等に取り組む「くまジョブ（県：しごと相談・支援センターや国：マザーズハローワーク熊本）」やジョブカフェくまもと、県内各地域振興局にある「ジョブカフェ・ブランチ（地域無料就労相談窓口）」等が連携し、県内一円で就労支援に継続して取り組んだ。</p>  | <p>今後も、くまジョブやジョブカフェくまもと、ジョブカフェ・ブランチ等が連携し、県内一円で就労支援に取り組んでいく。</p>  | <p>労働雇用創生課</p>    |
|                                   | <p>②出前「勤労者セミナー」の中で、企業等へ講師（社会保険労務士等）を派遣し、働き方の見直し、ハラスメント対策、男女共同参画等を支援した。（セミナー実施回数：13回・参加者：425名）また、講師派遣事業の認知度を高めるため、県内企業にチラシ等を配布し、周知活動を行った。</p> <p>九州・山口働き方改革推進プロジェクトの中で、企業における好事例等をまとめたものを、ホームページ上にアップしWLB（ワーク・ライフ・バランス）の促進と見える化を図った。</p> <p>県内コワーキングスペース施設等による熊本型テレワーク推進ネットワークを充足し、情報発信やセミナーを実施した。また、テレワーク導入を検討している企業に対してICT関係団体・企業と連携したテレワークツールの導入支援を実施。（導入支援：203件、運営者、一般向けセミナー：109人参加）</p> | <p>引き続き、誰もが働きやすい職場環境づくりのために、雇用管理の改善に取り組もうとする中小企業に対して、出前「勤労者セミナー」の中で、企業等へ講師（社会保険労務士等）を派遣し、働き方の見直しや就業規則等の改正など、雇用管理等も含めた専門的な支援を行う。</p> <p>九州・山口働き方改革推進プロジェクトの中で企業の先進的な事例等を共有し、九州・山口WLB推進キャンペーンサイトで紹介する。</p> <p>引き続き、県内企業等におけるテレワークの導入促進を図るため、ICTツールの導入支援を行うとともに、相談会や体験会を実施する。</p> | <p>労働雇用創生課</p>    |
|                                   | <p>③男女共同参画推進事業者表彰（5事業所）を行った。</p>  | <p>引き続き男女共同参画推進事業者表彰を行い、優れた取組の普及を図る。</p>   | <p>男女参画・協働推進課</p> |
|                                   | <p>④ブライト企業認定制度を通じ、企業に対し多様な働き方の促進を図った。（R3年度認定：新規50社、更新132社）</p>  | <p>引き続き、ブライト企業認定を行い、認定企業の優れた取組を広く周知することで、県内企業の労働環境の向上や若者の県内就職を促進する。</p>  | <p>労働雇用創生課</p>    |
| <p>●男性の家事・育児への参画、介護休業・休暇の取得促進</p> | <p>①くまもと子育て応援プロジェクトをオンラインで開催（2回）し、200人以上のフォロワーが参加した。</p> <p>各市町村へパパ手帳を12,500部、孫手帳を12,300部配布し、社会全体で子育てを支えていく意識の啓発を図った。</p> <p>くまもと子育て応援の店の募集、登録の推進を図った（累計登録数3,405店）。</p>   | <p>子育てを応援するイベント（仮称：くまもと子育て応援プロジェクト）を1～2市町村にて開催する。</p> <p>パパ手帳の増刷、配布を行う。</p> <p>くまもと子育て応援の店の周知、募集、ホームページの充実を図る。</p>   | <p>子ども未来課</p>     |

| 具体的な取組                             | 令和3年度取組成果   | 課題・今後の取組   | 担当課               |
|------------------------------------|---|--|-------------------|
| <p>● 男性の家事・育児への参画、介護休業・休暇の取得促進</p> | <p>②出前「勤労者セミナー」の中で、企業等へ講師（社会保険労務士等）を派遣し、働き方の見直し、ハラスメント対策、男女共同参画等を支援した（セミナー実施回数：13回・参加者：425名）。また、講師派遣事業の認知度を高めるため、県内企業にチラシ等を配布し、周知活動を行った。</p> <p>九州・山口働き方改革推進プロジェクトの中で、企業における好事例等をまとめたものを、ホームページ上にアップしWLB（ワーク・ライフ・バランス）の促進と見える化を図った。</p> <p>県内コワーキングスペース施設等による熊本型テレワーク推進ネットワークを発足し、情報発信やセミナーを実施した。また、テレワーク導入を検討している企業に対してICT関係団体・企業と連携したテレワークツールの導入支援を実施。（導入支援：203件、運営者、一般向けセミナー：109人参加）</p> | <p>引き続き、誰もが働きやすい職場環境づくりのために、雇用管理の改善に取り組もうとする中小企業に対して、出前「勤労者セミナー」の中で、企業等へ講師（社会保険労務士等）を派遣し、働き方の見直しや就業規則等の改正など、雇用管理等も含めた専門的な支援を行う。</p> <p>九州・山口働き方改革推進プロジェクトの中で企業の先進的な事例等を共有し、九州・山口WLB推進キャンペーンサイトで紹介する。</p> <p>引き続き、県内企業等におけるテレワークの導入促進を図るため、ICTツールの導入支援を行うとともに、相談会や体験会を実施する。</p> | <p>労働雇用創生課</p>    |
|                                    | <p>③男性職員の育児休業取得率 15.6%（知事部局等）<br/>男性職員の育児関連休暇取得率 97.9%（知事部局等）</p>   | <p>今後も、職員のライフスタイルに合わせて、職員が希望する制度を利用できるよう、育児関連制度の周知や所属への呼びかけを行うとともに、気運の醸成及び代替職員の確保に努める。</p>   | <p>人事課</p>        |
|                                    | <p>④よかボス企業登録事業所数：915事業所（令和4年3月末）</p>  | <p>「よかボス企業」の普及促進を図る。<br/>「よかボス」の取組を通じて仕事と子育ての両立しやすい環境整備を行う</p>   | <p>子ども未来課</p>     |
|                                    | <p>⑤ブライト企業認定制度を通じ、企業に対し環境整備の促進を図った。<br/>（R3年度認定：新規50社、更新132社）</p>   | <p>引き続き、ブライト企業認定を行い、認定企業の優れた取組を広く周知することで、県内企業の労働環境の向上や若者の県内就職を促進する。</p>  | <p>労働雇用創生課</p>    |
|                                    | <p>⑥令和4年（2022年）3月31日付け教令第1974号「教職員の育児休業制度の取扱いについて」の一部改正について（通知）を发出し、所属教職員から妊娠・出産等の申出があった場合、管理職として講ずべき措置（制度の周知や面談の実施）について、周知した。また、管理職研修において、当該休業取得に係る管理職の対応について、演習問題に取り組み、風通しのよい職場づくりへの意識向上を図った。</p>   | <p>近年、教員不足の問題が深刻化しており、育児休業等の代替者の確保が厳しい状況にあるため、退職教員の任用や免許所有者の積極的な任用など引き続き人材確保に努めていく。</p>  | <p>学校人事課</p>      |
|                                    | <p>⑦男女共同参画推進事業者表彰（5事業所）を行った。</p>  | <p>引き続き男女共同参画推進事業者表彰を行い、優れた取組の普及を図る。</p>   | <p>男女参画・協働推進課</p> |



| 具体的な取組                   | 令和3年度取組成果  | 課題・今後の取組   | 担当課     |
|--------------------------|--|--|---------|
| ●女性の活躍促進のための多様な新しい働き方の支援 | <p>①出前「勤労者セミナー」の中で、企業等へ講師（社会保険労務士等）を派遣し、働き方の見直し、ハラスメント対策、男女共同参画等を支援した。（セミナー実施回数：13回・参加者：425名）また、講師派遣事業の認知度を高めるため、県内企業にチラシ等を配布し、周知活動を行った。</p> <p>九州・山口働き方改革推進プロジェクトの中で、企業における好事例等をまとめたものを、ホームページ上にアップし WLB（ワーク・ライフ・バランス）の促進と見える化を図った。</p> <p>県内コワーキングスペース施設等による熊本型テレワーク推進ネットワークを発足し、情報発信やセミナーを実施した。また、テレワーク導入を検討している企業に対してICT関係団体・企業と連携したテレワークツールの導入支援を実施。（導入支援：203件、運営者、一般向けセミナー：109人参加）</p> | <p>引き続き、誰もが働きやすい職場環境づくりのために、雇用管理の改善に取り組もうとする中小企業に対して、出前「勤労者セミナー」の中で、企業等へ講師（社会保険労務士等）を派遣し、働き方の見直しや就業規則等の改正など、雇用管理等も含めた専門的な支援を行う。</p> <p>九州・山口働き方改革推進プロジェクトの中で企業の先進的な事例等を共有し、九州・山口 WLB 推進キャンペーンサイトで紹介する。</p> <p>引き続き、県内企業等におけるテレワークの導入促進を図るため、ICTツールの導入支援を行うとともに、相談会や体験会を実施する。</p> | 労働雇用創生課 |
|                          | <p>②ブライต์企業認定制度を通じ、企業に対し多様な働き方の促進を図った。（R3年度認定：新規50社、更新132社）</p>  | <p>引き続き、ブライต์企業認定を行い、認定企業の優れた取組を広く周知することで、県内企業の労働環境の向上や若者の県内就職を促進する。</p>   | 労働雇用創生課 |

### ○農林水産業における男女共同参画の推進

| 具体的な取組                  | 令和3年度取組成果   | 課題・今後の取組  | 担当課       |
|-------------------------|---|---|-----------|
| ●農林水産業における意思決定への女性の参画拡大 | <p>①各種会議や研修会を通じて農業委員会に周知したほか、各農業委員会やくまもと農業委員会女性委員の会においても、改選に際し、女性の積極的な応募や関係団体から推薦を行うよう働きかけを行った。</p>           | <p>熊本県農業会議やくまもと農業委員会女性の会を通じ、女性委員組織やJA女性部など関係団体に対し、改選時における女性農業委員への積極的な推薦を働きかける。</p>  | 農地・担い手支援課 |
|                         | <p>②全ての農協、漁協、森林組合に対してヒアリングや巡回指導の機会を利用して、女性参画の必要性について啓発を図った。特に次年度に理事の改選がある農協、漁協、森林組合には、理事への選任等を働きかけるよう促した。</p> | <p>農林漁業団体における女性役員の登用については、選任や選挙等制度上の要件もあることから一気に目標達成することは難しい。特に森林組合においては、森林所有者が組合員となるため、女性組合員の割合が低いことから、女性役員の登用は低い状況にある。このため、役員研修等を通じて意識啓発及び組合員以外からの理事登用の推進に取り組む。</p> | 団体支援課     |
| ●経営への女性の主体的な参画、起業化の推進   | <p>①農業女性アドバイザーや共同申請推進員による家族経営協定推進活動を支援した。女性農業経営者の就農年数に合わせた研修会を実施し、経営の課題解決や経営発展を支援した。</p>                      | <p>農業女性アドバイザーや共同申請推進員による家族経営協定推進活動を支援する。女性農業経営者の就農年数に合わせた研修会を実施し、経営の課題解決や経営発展を支援する。</p>   | 農地・担い手支援課 |

| 具体的な取組                | 令和3年度取組成果   | 課題・今後の取組   | 担当課   |
|-----------------------|---|--|-------|
| ●経営への女性の主体的な参画、起業化の推進 | ②女性林業担い手研修会を実施した（出席者20人）。<br>女性林業担い手広報誌「WOMEN FORESTERS vol.28」を発行した（400部）。             | 今後も、地域のリーダーとなるような人材の育成、グループ活動等を通じた経済的自立支援等につながるよう、質の高い研修を継続していく。   | 林業振興課 |
|                       | ③経営改善相談等への夫婦での参加についてこれまで周知を行ってきたが、令和3年度は相談自体の実績がなかった。                                   | 今後も継続して周知を行い、経営改善相談等に夫婦が同席することにより、夫婦による健全な漁家経営が可能となるよう指導を行う。<br><br>安定した漁家経営や漁村地域の活性化に向けた取組を推進するため、漁協女性部が6次産業化等に意欲的に取り組めるよう、情報提供や活動支援等を行う。 | 水産振興課 |
|                       | ④女性が地域のリーダーや経営者となって活躍される場合も増えてきたことから、熊本県普及指導協力委員活動推進事業実施要領の夫婦連名規定を削除し、女性の委嘱人数は128名となった。 | 広域本部（地域振興局）農業普及・振興課を通じて市町村に対し女性の普及指導協力委員の積極的な推薦を依頼し、女性の委嘱を推進する。  | 農業技術課 |
|                       | ⑤女性林業担い手研修会を実施した（出席者20人）。<br>女性林業担い手広報誌「WOMEN FORESTERS vol.28」を発行した（400部）。             | 今後も、地域のリーダーとなるような人材の育成、グループ活動等を通じた経済的自立支援等につながるよう、質の高い研修を継続していく。   | 林業振興課 |

### ○地域社会における男女共同参画の推進

| 具体的な取組               | 令和3年度取組成果   | 課題・今後の取組   | 担当課        |
|----------------------|---|--|------------|
| ●地域の女性リーダーの活躍        | ①地域において様々な分野で活動している女性人材の情報の登録・管理を行うとともに、市町村へ情報提供し女性の登用支援を行った。また、県内市町村、推進員、地域リーダーを対象に地域の女性活躍推進に関する勉強会や研修を行った。                  | 新たな人材へ登録を働きかけ、女性人材バンクの登録者数の増加を図る。<br>また、各種会議や地域連絡等で情報提供を行い、市町村における女性登用を促進する。 | 男女参画・協働推進課 |
|                      | ②PTAリーダー研修において、PTA活動における男女共同参画の必要性について啓発を行った。（出席者16名）   | PTAが参加する研修会等で、男女共同参画の必要性について、今後も啓発を継続していく。                                   | 社会教育課      |
| ●男女共同参画や地域づくりのリーダー育成 | ①各地域ブロックの自主的な取組強化や自立した運営のため、女性を含む各地域のリーダー等で構成される会議を開催した。（新型コロナの影響により書面、webを含め開催、総会1回（書面）、役員会2回（web2回）役員会・県市町調整会議合同会議2回（リアル2回） | 活発な地域づくり活動の実現のため、女性の参画拡大や若手の人材育成を促進する。                                       | 地域振興課      |
|                      | ②令和3年度地域リーダー育成集合研修として、専門研修（10月）、事後研修（3月）を実施、一般研修生：6名、市町村職員：5名が受講した。また、研修生が各地域・職場等で受講や活動報告などを行い報告書としてまとめた。                     | 研修内容やスケジュールの見直しにより、受講者数の増加及び年代、男性参加者の拡大を図る。また、受講生の熊本県男女共同参画推進員への登用を働きかける。    | 男女参画・協働推進課 |

## 2 男女共同参画の視点からの安全・安心な暮らしの実現

### 総括

セクシュアル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンス（以下：「DV」という。）、ストーカー行為、性犯罪など女性に対する暴力や人権侵害の根絶に向け、県民に対する啓発を行うとともに、被害者からの相談対応、一時保護、自立支援等の充実に努めている。

県内の主な相談窓口におけるDV相談件数は4,600件となり、昨年より107件減少した。

DVや性暴力等の被害者も加害者も出さないようにするため、県内各地域における相談窓口の周知を徹底するとともに、適切な対応ができるよう、関係機関の一層の連携強化が求められる。

令和4年(2022年)4月時点の消防団員における女性の割合は2.9%で依然として低い状況にあることから、地域防災への女性の参画を一層促進していく必要がある。

### 令和3年度取組成果、課題・今後の取組

#### ○女性に対するあらゆる暴力の根絶

| 具体的な取組        | 令和3年度取組成果   | 課題・今後の取組   | 担当課         |
|---------------|---|--|-------------|
| ●女性に対する暴力への対応 | ①被害者の保護対策を徹底するとともに、精神科医療と連携したストーカー加害者の治療及びカウンセリングにより、再発防止を図った。  | 精神科医療と連携した加害者の治療及びカウンセリングにより再発防止を図るとともに、迅速かつ積極的な事件化、警告等により、重大事件の発生を防止し、被害者の安全確保を徹底する。  | 警察本部人身安全対策課 |
|               | ②DV未然防止教育講演を県内高等学校等21校で実施し、3,662人の生徒が受講した。<br>教職員に対するDV未然防止教育講演会(3回・50名)を実施した。                                    | 高等学校等におけるDV未然防止教育講演実施校の割合100%をめざし、未実施校へは実施の働きかけを行っていく。また、中学校においても全地域振興局単位での実施に取り組む。  | 子ども家庭福祉課    |
| ●被害者への支援      | ①女性相談センター相談件数：3,076件  | 引き続き相談窓口の周知や研修の充実に図る。  | 子ども家庭福祉課    |
|               | ②男女共同参画相談室らいふにおけるDVに関する相談件数：26件   | 引き続き相談事業を実施する。   | 男女参画・協働推進課  |
|               | ③電話・メール相談への24時間対応、病院付添い等の直接的支援活動、弁護士や臨床心理士と連携した専門相談など、性暴力被害者のニーズに応じた各種支援を実施した(相談件数：1,790件、直接的支援活動：266件、専門相談：37件)。 | あらゆる広報媒体及び機会を捉えた効果的な広報活動を展開し、性暴力被害者のためのサポートセンター「ゆあさいどくまもと」の更なる周知促進を図る。また、ワンストップ支援事業の協力病院の拡充及び「ゆあさいどくまもと」と関係機関との連携により、性犯罪被害の潜在化の防止を図るとともに、性犯罪被害者が必要な支援を受けられる体制の充実に図る。 | 警察本部広報県民課   |
|               | ④性被害相談電話について県民へ周知するとともに、被害者のニーズに応じたきめ細やかな対応により、被害者等の精神的負担の軽減を図った。   | 性被害相談電話について、県警ホームページなどを活用して更なる周知を図るとともに、効果的な運用を行うことで、性犯罪被害者等の精神的・経済的負担の軽減を図る。  | 警察本部捜査第一課   |

| 具体的な取組      | 令和3年度取組成果  | 課題・今後の取組  | 担当課                  |
|-------------|--|---|----------------------|
| ●被害者への支援    | ⑤カウンセリング費用を始めとする公費負担制度に関する規定の一部を見直し、公費支出の対象を拡大するなど、性犯罪被害者等の精神的・経済的負担の軽減を図った。   | 性犯罪被害者等の支援に従事する職員に対し、必要な指導・教養を行うことで、性犯罪被害者等に対する適切な説明及び公費支出を行い、性犯罪被害者等の精神的・経済的負担の軽減を図る。                                  | 警察本部広報県民課            |
|             | ⑥性犯罪捜査用ダミー人形4体を新たに警察署等に整備するとともに、被害者に代替服を貸与することにより、被害者等の精神的・経済的負担の軽減を図った。   | 捜査過程における二次的被害防止のため、性犯罪捜査用ダミー人形や代替服の更なる整備及び希望する性別の警察官による事情聴取を実施することで、性犯罪被害者等の精神的・経済的支援活動を推進する。                           | 警察本部捜査第一課            |
|             | ⑦女性一時保護所入所人数：27件。<br>民間シェルターを運営する3団体に一時保護事業費の一部を補助した。  | 引き続きDV被害者等への安心安全な生活環境の提供を図る。  | 子ども家庭福祉課             |
|             | ⑧県営住宅入居者において、令和3年度は1件の優先入居及び1件の目的外一時入居があった。  | 今後も、DV被害者の居住の安定による自立支援を図るため、引き続き事業を実施する。  | 住宅課                  |
|             | ⑨DV被害者グループミーティング<br>参加：1件（実数1人）<br>DV被害者カウンセリング<br>来所相談：3件（実数3人）<br>電話相談：16件<br>DV加害者カウンセリング<br>来所相談：0件（実数0人）<br>電話相談：4件 | DV被害者グループミーティングはH28年度後半より参加者が減少したことに伴い、H29年度より研修の場での広報・周知を行っている。その結果、新たな参加者は増加傾向にあったが、R2年度以降、コロナ禍の影響もあり、減少。引き続き、周知に努める。 | 子ども家庭福祉課（精神保健福祉センター） |
|             | ⑩児童家庭支援センター事業<br>相談件数：4,242件<br>児童相談所業務<br>相談件数：2,352件<br>子ども相談員事業<br>相談件数：2,667件<br>子ども・若者総合相談センター<br>相談件数：1,236件       | 引き続き相談窓口の周知や支援の充実を図る。   | 子ども家庭福祉課             |
| ●支援体制の充実・強化 | ①DV対策関係機関会議はコロナの影響により開催せず、関係機関のDV対策に係る取組状況等を取りまとめ、関係機関への共有や県HPへの掲載を実施。各地域振興局でネットワーク会議を開催し、各地域におけるDVの現状や関係者の意・見交換等を行った。   | 会議等を通じて引き続き関係者間で情報共有や意見交換を図る。   | 子ども家庭福祉課             |
|             | ②性犯罪被害者の心情に配慮した対応要領について取りまとめた教養資料を作成し、性犯罪指定捜査員に対し配布するなど、性犯罪被害者の対応に当たる捜査員の実務能力の向上を図った。                                    | 性犯罪被害者からの事情聴取に当たる捜査員の捜査能力向上・育成を図るため、引き続き教養資料の配布を行うとともに、警察署捜査員を対象とした専科教養等により、捜査体制を強化する。                                  | 警察本部捜査第一課            |

| 具体的な取組             | 令和3年度取組成果   | 課題・今後の取組   | 担当課        |
|--------------------|---|--|------------|
| ● 支援体制の充実・強化       | ③熊本県女性相談業務初任者研修会はコロナの影響で開催見送り。課題別研修会をオンライン形式で実施し、女性相談業務に携わる職員等のスキルアップを図った。  | 増加し複雑化する女性相談に対応するため、継続して業務に携わる職員等のスキルアップを図る。   | 子ども家庭福祉課   |
|                    | ④相談員などの支援者を対象とした研修会に相談員を派遣し、スキルアップを図った。   | 各種関連研修に職員を派遣し、業務に携わる職員のスキルアップを図る。  | 男女参画・協働推進課 |
| ● ハラスメントを許さない社会づくり | ①「男女共同参画社会」リーフレットを市町村へ配布し、ハラスメントの防止に関する啓発を行った。ハラスメント防止に関する国等の情報を各市町村等へ周知し、情報の共有と取組の強化を図った。  | 関係部署、市町村等と連携し普及啓発を行う。  | 男女参画・協働推進課 |
|                    | ②県登録講師を団体や企業、学校等へ34回派遣し、様々な人権課題をテーマにした研修や学習を支援した（延べ3,560名参加）。   | 引き続き、対象者の年代や特性に応じたテーマ、講師、手法等による意識啓発を行う。  | 人権同和政策課    |
|                    | ③出前「勤労者セミナー」の中で、企業等へ講師（社会保険労務士等）を派遣し、働き方の見直し、ハラスメント対策、男女共同参画等を支援した（セミナー実施回数：13回・参加者：425名）。また、講師派遣事業の認知度を高めるため、県内企業にチラシ等を配布し、周知活動を行った。 | 引き続き、誰もが働きやすい職場環境づくりのために、雇用管理の改善に取り組もうとする中小企業に対して、出前「勤労者セミナー」の中で、企業等へ講師（社会保険労務士等）を派遣し、働き方の見直しや就業規則等の改正など、雇用管理等も含めた専門的な支援を行う。               | 労働雇用創生課    |
|                    | ④しごと相談支援センターにおいて、社会保険労務士による労働相談及び各種制度の周知を実施した。<br>（相談件数：1,055件）   | 引き続き、しごと相談支援センターにおいて、社会保険労務士による労働相談及び各種制度の周知を実施していく。   | 労働雇用創生課    |
|                    | ⑤ハラスメント相談員（内部・外部）を設置した。職員向けのハラスメント防止通知を改正するとともに、特定課題研修に組み込み、各所属で周知・啓発を行った。  | 県庁におけるハラスメントの防止のため、職員に対するハラスメント研修の実施や相談体制を引き続き整備する。  | 人事課        |
|                    | ⑥特定社会保険労務士に委嘱し、セクシュアル・ハラスメント及びパワー・ハラスメント外部相談員を設置した。管理職を対象とした研修会等において、セクシュアル・ハラスメント及びパワー・ハラスメント防止について、演習を通じて理解を促す取組を実施した。              | 外部相談員が設置されていることを広く周知し、積極的な活用を呼びかける必要がある。セクシュアル・ハラスメント及びパワー・ハラスメントの防止については、研修等を通して教職員一人ひとりが自らの言動について振り返るような意識づけを行うとともに、相談体制についても引き続き周知していく。 | 学校人事課      |
|                    | ⑦ハラスメント相談窓口の周知を図るとともに、採用後間もない職員や中堅幹部等に対する教養を実施し、ハラスメントの発生防止及び発生時の早期認知に資する体制の構築を図った。   | ハラスメント防止対策の重要性やハラスメント相談窓口についての周知を継続し、良好な勤務環境を確保するとともに、ハラスメントの被害者及び加害者に対するカウンセリング等によるダメージケアと再加害の防止を図る。                                      | 警察本部総務課    |

## ○生涯を通じた女性等の暮らしや健康への支援

| 具体的な取組             | 令和3年度取組成果   | 課題・今後の取組   | 担当課           |
|--------------------|---|--|---------------|
| ●ひとり親家庭への支援        | ①ひとり親家庭等相談事業における相談件数：6,776件。<br>母子家庭等就業・自立支援センター事業における相談件数：83件（延べ）。<br>母子父子寡婦福祉資金貸付金における貸付実績：70,692千円。  | ひとり親家庭の安定した生活の実現に向け、県で実施している各種事業の周知強化や拡充等を図るなど、さらに取組を進める必要がある。   | 子ども家庭福祉課      |
|                    | ②ひとり親家庭等に係る医療費の助成件数：262,521件（延べ）。   | 制度の利用促進に向け、更なる周知・広報を図る。  | 子ども家庭福祉課      |
|                    | ③令和3年度26名が経済的な自立を目指し、高等職業訓練促進給付金制度を利用して看護師などの対象資格取得のため、養成機関を受講。<br>高等職業訓練促進資金貸付事業においては、就職準備金9名、入学準備金11名、住宅支援資金8名が利用。  | 制度の利用促進に向け、更なる周知・広報を図る。  | 子ども家庭福祉課      |
|                    | ④ひとり親家庭等を対象にした「地域の学習教室」の開所数・利用する子どもの数：188教室・1,028人。   | 最寄りの地域で、できるだけ多くの子どもたちが「地域の学習教室」を利用できるよう、教室未設置の13町村を中心に取組の普及・拡大を図る。   | 子ども家庭福祉課      |
| ●経済的な理由による貧困家庭への支援 | ①県内全ての市町村に自立相談支援窓口が設置されており、8,128件の新規相談を受け、ニーズに応じ支援プランを策定のうえ、各事業による個別支援により自立を促進した。   | 制度の周知を行うとともに、関係機関（福祉、就労、教育、税務、住宅等）が生活困窮の端緒となる事象を把握した場合に、自立相談支援機関に確実につなげていけるよう、連携の強化に取り組む。  | 社会福祉課         |
|                    | ②生活保護、生活困窮世帯の子どもの問題を早期に把握し、進学、保護者等への生活習慣、不登校等への支援を学習塾形式及びSNSで行い、295人が利用した。  | 学習支援に加え、子どもの生活環境・育成環境の改善、高校生世代の中退防止や就労（進路選択）に関する支援を強化する。   | 社会福祉課         |
| ●高齢者の自立及び介護等への支援   | ①在宅の要介護高齢者等の自立の維持や介護者の負担の軽減を図るために行う住宅改造に要する費用を助成する高齢者住宅改造助成事業を以下のとおり実施した。<br>住宅改造実施件数：48件   | 市町村や対象となる要介護高齢者だけでなく、様々な機会を捉えて家族や介護支援専門員等への制度の周知を引き続き行う。   | 認知症対策・地域ケア推進課 |
|                    | ②高齢者が健康で生きがいをもって暮らすことのできる明るい長寿社会の実現をめざして、（一財）熊本さわやか長寿財団が行う以下の事業に対する助成を行うこととしていたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、中止・縮小となった。<br><br>さわやか大学校の開校（熊本校40人、八代校12人）<br>シルバースポーツ大会（中止）<br>囲碁将棋大会、作品展（109人参加、作品展235点） | 新型コロナウイルス感染症の感染状況により開催を検討する必要がある。<br>高齢者の社会参加や文化・スポーツ活動への参加を推進するため、効果的な広報・PR活動が必要である。<br><br>さわやか大学校受講者数は年々減少傾向にあるが、活動を進める人材を増やしていく必要があり、今後も引き続き人材の育成が必要である。 | 高齢者支援課        |

| 具体的な取組                    | 令和3年度取組成果   | 課題・今後の取組  | 担当課                  |
|---------------------------|---|---|----------------------|
| <p>● 高齢者の自立及び介護等への支援</p>  | <p>③ (一財) 熊本さわやか長寿財団が行う各地の高齢者無料職業紹介所で、高齢者の就労支援を実施した (R3 年度就職者数: 281 人)。</p>   | <p>高齢者及び地域のニーズ等を踏まえた高齢者の雇用・就業機会の確保のため設置された熊本県生涯現役促進地域連携協議会と連携し、求職と求人を適切に結びつけられるよう、相談員の資質向上を図るとともに、高齢者の多様な就業ニーズを把握し、きめ細やかな職業紹介を行う。</p>   | <p>高齢者支援課</p>        |
|                           | <p>④ 令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の流行に伴う外出自粛の影響により心身機能の低下が懸念される高齢者に対し、地域の通いの場への参加を促すため、県内12か所の通いの場を紹介するテレビ番組を制作・放送した。また、県作業療法士協会や県栄養士の協力を得て、日常生活における健康づくりについても掲載した、通いの場普及啓発用のパンフレット・ポスターを作成し、県内に配布した。</p> | <p>新型コロナウイルス感染症の流行が続く中でも、感染症防止対策を取りつつ、通いの場での活動により、高齢者の心身機能の維持向上を図るため、引き続き通いの場の普及啓発に取り組む。<br/>併せて、住民主体の通いの場等、地域づくりによる介護予防の取組支援等を行うとともに、より効果的な通いの場の継続を行っていくためにリハビリテーション専門職の協力や活動を積極的に進めていく。<br/>リハビリテーション専門職を対象に地域ケア会議等で活動する人材の養成を行う。</p> | <p>認知症対策・地域ケア推進課</p> |
|                           | <p>⑤ 地域密着型特別養護老人ホーム 58 床整備。<br/>認知症高齢者グループホーム 9 床整備。<br/>特別養護老人ホーム 12 床改築整備。<br/>※繰越分を含む</p>  | <p>第8期熊本県介護保険事業支援計画 (令和3年度～令和5年度) に基づく施設整備を着実に進めていく。<br/>養護老人ホーム等の老朽改築工事により個室・ユニット化を図る。</p>   | <p>高齢者支援課</p>        |
| <p>● みんなが安心して暮らせる環境整備</p> | <p>① 40 市町村で地域活動支援センター機能強化事業を実施した。<br/><br/>視覚障がい者生活訓練事業の実績は、視覚障がい者対象: 開催回数 22 回・延べ受講者数 55 人・開催地 5 ヶ所、中途失明者対象: 開催回数 14 回・受講者数 28 人</p>  | <p>地域活動支援センター機能強化事業、相談支援事業の実施主体は市町村であるため、引き続き市町村において事業が継続されるよう支援を行う必要がある。<br/>視覚障がい者生活訓練事業については、支援を必要とする障がい者に適切に訓練が提供できるよう事業の周知を徹底するとともに、県下各地域での訓練の実施を進める。</p>  | <p>障がい者支援課</p>       |
|                           | <p>② 令和元年 (2019 年) 9 月 2 日、熊本県外国人サポートセンターを開設し、外国人が地域で安心して暮らせるように多言語 (22 言語) での生活相談を行った。(令和3年度相談件数: 674 件)</p>   | <p>引き続きサポートセンターの周知を図るとともに、相談会や SNS 等を活用するなど相談体制の充実を図っていく。加えて社会情勢等を捉え、在留外国人に有用と思われる情報の発信を積極的に行う。また、ウクライナ避難民の相談対応も行う。</p>   | <p>観光交流政策課</p>       |
|                           | <p>③ 市町村が行う健康診査、健康教育、健康相談等の健康増進事業に対し一部補助を行い、県民の健康増進を図った。<br/>県民の生活習慣を改善し健康寿命を伸ばすことを目的に、YouTube 動画の配信、イベントの開催等により、適度な運動、適切な食生活、健診やがん検診の受診などについての普及啓発を行った。</p>                                    | <p>引き続き市町村の取組みを支援するとともに、様々な広報媒体を活用して、運動、食事、健診受診等に関する普及啓発を行う。</p>  | <p>健康づくり推進課</p>      |

| 具体的な取組            | 令和3年度取組成果  | 課題・今後の取組   | 担当課         |
|-------------------|--|--|-------------|
| ●みんなが安心して暮らせる環境整備 | ④全ての方が安全で安心して暮らせる地域社会の実現のため、犯罪の起きにくいまちづくりに顕著な貢献をされた防犯関係団体の表彰や「くまもと安全安心まちづくり県民大会」を実施した。   | 防犯意識や自主防犯活動の高まりにより、県内の刑法犯認知件数は減少傾向にあるが、各種広報啓発等により県民への意識啓発を継続していく。  | くらしの安全推進課   |
|                   | ⑤安全・安心に関わる身近な地域の事件・事故について、その発生状況、特徴的な傾向等をゆっぴー安心メール、地域安全ニュース等により、積極的かつタイムリーに発信した。   | 安全・安心に関わる身近な地域の事件・事故について、その発生状況、特徴的な傾向等を積極的かつタイムリーに発信する。   | 警察本部生活安全企画課 |
|                   | ⑥福祉犯事件 81 件 67 人を検挙するとともに、SNS 上の不適切な書き込みに対する注意喚起メッセージの送信や、県警公式 YouTube チャンネルを活用した啓発動画の配信等により福祉犯被害対策を推進した。  | サイバーパトロールを始めとした多角的な警察活動により、引き続き福祉犯事件の取締りを強化するとともに、SNS 上の不適切な書き込みへの対応、各種広報啓発活動等の福祉犯被害対策を推進する。   | 警察本部生活安全企画課 |
|                   | ⑦人権フェスティバルにおいて、性的指向・性自認をテーマとした講演会を開催した。<br>性の多様性の理解を目的に、人事担当補佐等を対象として研修会を開催した。<br>県の申請書等における性別記載欄の見直しについて、進捗状況調査を行った（見直済 R2 年度 88.2%→R3 年度 97.9%）。 | 性の多様性の理解について、全職員へ波及するための啓発を行う。<br>県の申請書等における性別記載欄の見直しについて、状況を把握するとともに、見直しの検討に向けた働きかけを行う。   | 人権同和政策課     |
| ●ライフステージに応じた健康支援  | ①男女共同参画相談室らいふにおける「こころとからだ」に関する相談件数：23 件。   | 継続して相談事業を実施する。   | 男女参画・協働推進課  |
|                   | ②ホームページや YouTube 等の SNS 等でのがん検診受診啓発、市町村が効果的な施策へつなげられるようがん検診の分析・評価支援等を実施し、受診率向上を図った。また、がん連携サポートセンターを継続設置し、各拠点病院のがん相談支援センターの活動支援を行った。                | がんの早期発見のために、今後も継続的に検診受診に関する普及啓発や市町村への支援を行い、受診率の向上を進めるとともに、がん連携サポートセンターを継続設置し、各拠点病院のがん相談支援センターの活動支援を行う。   | 健康づくり推進課    |
|                   | ③HIV 検査普及週間・世界エイズデーにあわせたポスターやパネルの掲示、各保健所での啓発活動（パンフレットの配布・相談対応等）により、エイズや性感染症に関する正しい知識の普及啓発を行った。   | 令和3年の梅毒の報告数は131件で、平成29年に急増して以降、報告数が多い状況が続いており、特に女性では20代が多い。感染予防や早期発見の重要性について今後も継続して周知が必要である。<br>引き続き、エイズ・性感染症の検査・相談の周知や HIV 検査普及週間・世界エイズデーにあわせた検査体制の拡充、保健所による啓発活動等の取組を行っていく。 | 健康危機管理課     |
|                   | ④県内 15 高等学校で思春期保健教育講演会を実施し、5,169 人が参加した。<br>県内全ての高等学校に思春期相談窓口の啓発カードを配布した。  | 令和4年度においても、高校生を対象とした講演会を実施し、性と生に関する正しい知識の普及を行う。<br>また県内全ての高校生に対して、思春期相談窓口の啓発カードの配布を行う。   | 子ども未来課      |



| 具体的な取組           | 令和3年度取組成果   | 課題・今後の取組  | 担当課    |
|------------------|---|---|--------|
| ●ライフステージに応じた健康支援 | ⑤健康教育担当者研修会において、性に関する指導について行政説明、シンポジウムを実施し、性教育の充実を図る取組を行った。   | 学習指導要領の内容に即して児童生徒の発達段階に応じた集団指導に加え、児童生徒が抱える性に関する諸問題及び問題行動に個別対応する能力の向上を図る必要がある。<br>また、コロナ禍においてもWEBの活用等実施形態を工夫し、新型コロナウイルス感染症の感染対策を踏まえた性教育講演会等の健康教育が行われるよう周知を継続する必要がある。   | 体育保健課  |
| ●妊娠・出産等に関する健康支援  | 特定不妊（体外受精、顕微授精）にかかる費用の一部を助成した（1,196件、うち男性不妊治療9件）。<br>不妊で悩む方への電話・来所相談、情報提供を行った（電話相談169件、来所相談1件）。<br>行政・医療関係者を対象に、一般不妊からART治療に関する知識の普及及び男性不妊治療についての研修会を開催した（53人参加）。<br>「よかボス企業」を対象に、女性のからだとこころに関するセミナーや不妊治療と仕事の両立を図るためのセミナーを実施。（46人参加）<br>令和元年10月より少子化対策総合交付金事業のメニュー事業のひとつとして一般不妊治療費に関する市町村助成を開始し、43市町村へ助成を行った。 | 令和4年度においても、特定不妊治療費への助成や不妊で悩む方への電話・来所相談等を実施する。<br>特定不妊治療の申請件数は例年増加傾向にあり、今後さらに男性不妊治療に関する知識の普及啓発、助成に関する周知を図っていく必要がある。<br>そのため、関係者研修会を開催し、男性不妊に関する正しい知識の普及啓発を行うとともに、関係者の資質向上を図り、不妊に関する相談体制の充実を図る。<br>引き続き、不妊治療に関する企業への理解促進を図る。<br>令和4年4月から、不妊治療が保険適用されたことに伴う一般不妊治療の自己負担額については、少子化対策総合交付金事業において助成。（市町村補助の一部助成） | 子ども未来課 |

### ○男女共同参画の視点からの防災・復興の推進

| 具体的な取組                    | 令和3年度取組成果  | 課題・今後の取組  | 担当課     |
|---------------------------|--|---|---------|
| ●防災・復興の各段階における男女共同参画の取組推進 | ①要配慮者への対応や男女双方の視点等を踏まえた防災に関する啓発（防災ハンドブック・リーフレット配布等）を実施した。  | 防災計画上、男女共同参画の視点が必要とされる取組について、適宜その進捗状況の確認等を行っていく。                                  | 危機管理防災課 |
|                           | ②消防団員の加入促進を目的として、PR冊子及びPR動画を作成し、県内の高校に配布したり、SNSに掲載し周知を行った。 | 令和4年度においても、女性消防団活性化セミナーや、女性消防操法大会の実施及び、消防団の加入促進リーフレットの配布等により、女性消防団の加入促進及び資質向上を図る。 | 消防保安課   |

### 3 男女共同参画社会実現のための意識改革・就業環境の充実

#### 総括

男女が性別にかかわらずなく、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会を実現するためには、県民一人ひとりが男女共同参画社会について正しく理解することが重要である。

県が実施した県民アンケートでは、『男は仕事、女は家庭』など性別によって役割を決める考え方」に「同感しない」又は「どちらかといえば同感しない」と回答した県民の割合は78.3%となっており、今後も男女共同参画の意識啓発を行う必要がある。

男女共同参画を校内研修のテーマに採用した公立小・中学校の割合は99.0%（熊本市を含む）、公立高等学校の割合は100%となり、教育現場において男女共同参画の推進が図られている。

一方で県内事業所における男性の育児休業取得率は14.2%と全国を上回ったが、依然として低い状況であり、男性の家事・育児への参画促進を更に図る必要がある。

#### 令和3年度取組成果、課題・今後の取組

##### ○男女共同参画の実現に向けた意識啓発の推進

| 具体的な取組             | 令和3年度取組成果  | 課題・今後の取組  | 担当課                        |
|--------------------|--|---|----------------------------|
| ●男女共同参画の実現のための意識啓発 | ①「男女共同参画週間」に合わせてポスター、パネル、資料等を庁内展示し、男女共同参画の啓発を行った。また、関連資料、リーフレットを各種会議、研修、講演会等の機会を捉えて配布し、周知と啓発を行った。            | 「男女共同参画週間」をはじめ、各イベントや会議などで展示や資料を配布するとともに、男女共同参画推進員等を通じて地域に対する啓発活動を推進する。 | 男女参画・協働推進課                 |
|                    | ②男女共同参画通信「ならんで」を年2回（各9,000部）発行した。また、男女共同参画団体等が参加するワークショップ等を開催した。   | 情報発信や講演会等を通じ、引き続き男女共同参画の取組を推進する。  | 男女参画・協働推進課<br>（男女共同参画センター） |
|                    | ③啓発イベントや講演会、研修会の会場等において、パネル展示や啓発資料配布による啓発を行うとともに、県人権センターにおいて人権啓発図書、映画、パネル等の貸出、上映、展示等を行った（利用者数702人、貸出件数520件）。 | 対象者の年代や特性に応じたテーマ、手法により啓発、研修を行い、男女共同参画をはじめとする人権意識の高揚を図る。                 | 人権同和政策課                    |
| ●メディアにおける男女共同参画の推進 | ①「わかりやすい広報の視点」を県ホームページに掲載することで、各課等で実施する広報の際に参照してもらえるようにした。   | 更なる周知・徹底を行う。  | 広報グループ                     |
|                    | ②情報モラル教育を実施した学校に対し、経常費助成費補助において加算した。また、情報モラル教育に関するセミナーの案内や通知、教材等の活用について周知を行い、学校における情報モラル教育の推進に向け働きかけた。       | 今後も、これまでと同様の取組を行う。  | 私学振興課                      |
|                    | ③「インターネットによる人権侵害」をテーマとした講座を1本追加し、その他「ハラスメント」をはじめとしたWeb講座を広く活用いただいた（視聴回数6,627回）。                              | 講座の内容を充実させ、更なる啓発を行う。  | 人権同和政策課                    |

| 具体的な取組             | 令和3年度取組成果   | 課題・今後の取組  | 担当課   |
|--------------------|---|---|-------|
| ●メディアにおける男女共同参画の推進 | ④学校やPTA等の要望に対応して、保護者、教職員等に対して携帯電話やスマートフォン、コミュニティサイト等の安全利用について説明する「情報安全出前講座」を実施し、講師20人を42団体のべ4,020人に対して派遣した。 | 学校やPTA等の要望に対応して、「情報安全出前講座」として講師を派遣し、保護者、教職員等に対して携帯電話やスマートフォン、コミュニティサイト等の安全利用について啓発する。 | 教育政策課 |
|                    | ⑤男女共同参画の意識啓発に関する資料（内閣府作成の副教材等）の活用を呼びかけた。男女混合名簿の出席簿作成の割合は94.4%で、令和2年度より3.9ポイント増加した。                          | 更なる周知を行う。   | 義務教育課 |
|                    | ⑥「GIGAスクール構想」の実現に向けて、生徒が一人一台の学習端末（タブレット等）を活用した主体的な学びを進めている。   | 男女共同参画における学習をはじめ、生徒が授業や学校行事等をとおして学び得たことを発信する取組を進める。                                   | 高校教育課 |

### ○男女の子育て・介護環境の整備

| 具体的な取組         | 令和3年度取組成果  | 課題・今後の取組   | 担当課     |
|----------------|--|--|---------|
| ●女性の就労継続への環境整備 | ①出前「勤労者セミナー」の中で、企業等へ講師（社会保険労務士等）を派遣し、働き方の見直し、ハラスメント対策、男女共同参画等を支援した（セミナー実施回数：13回・参加者：425名）。また、講師派遣事業の認知度を高めるため、県内企業にチラシ等を配布し、周知活動を行った。  | 引き続き、誰もが働きやすい職場環境づくりのために、雇用管理の改善に取り組もうとする中小企業に対して、出前「勤労者セミナー」の中で、企業等へ講師（社会保険労務士等）を派遣し、働き方の見直しや就業規則等の改正など、雇用管理等も含めた専門的な支援を行う。               | 労働雇用創生課 |
|                | ②女性医師の復職等に関する相談（延べ18件）に対応するとともに、講演会等参加時の無料一時保育を行い、延べ28人の医師が利用した。これらに加え、メンター制度、熊本県医療人キャリアサポートクローバーセミナー等を実施した。                           | 女性医師の就業継続及び復職を支援するため、メンター制度・女性医師意見交換会などによる相談体制の強化をはじめ、柔軟な勤務体制の普及等に向けた医療機関への働きかけ、研修会の開催、子育て医師のキャリアアップに資する取組みへの支援を充実させるための一時保育の提供等を引き続き実施する。 | 医療政策課   |
|                | ③国と県が一体的に女性等の就労支援等に取り組む「くまジョブ（県：しごと相談・支援センターや国：マザーズハローワーク熊本）」やジョブカフェくまもと、県内各地域振興局にある「ジョブカフェ・ランチ（地域無料就労相談窓口）」等が連携し、県内一円で就労支援に継続して取り組んだ。 | 今後も、くまジョブやジョブカフェくまもと、ジョブカフェ・ランチ等が連携し、県内一円で就労支援に取り組んでいく。  | 労働雇用創生課 |
| ●待機児童の解消       | 「施設整備等による利用定員増」、「保育士確保」などの取組により、令和3年4月1日時点の待機児童数は前年同期の70人から62人減の8人となった。  | 市町村計画に基づき、引き続き保育所等の施設整備、既存施設の利用定員増等により、受け皿の拡大を支援していく。  | 子ども未来課  |

| 具体的な取組           | 令和3年度取組成果  | 課題・今後の取組   | 担当課     |
|------------------|--|--|---------|
| ●多様な子育て支援の充実     | ①29市町村でファミリー・サポート・センター事業を実施した。   | 令和4年度においてもファミリー・サポート・センター事業を引き続き実施するとともに、未実施市町村の意向を踏まえて、事業開始の働きかけや情報提供等を行う   | 子ども未来課  |
|                  | ②地域の保護者に対する教育相談・情報提供、地域の子ども達に幼稚園を開放するなど、地域の幼児教育センター的役割を果たす私立幼稚園に対し、補助金の交付を行った(3園:498千円)。<br><br>40市町村で地域子育て支援拠点事業を実施した。  | 私立幼稚園15園のうち、私立幼稚園子育て支援事業の未実施が4園となっているため、今後、未実施園の子育て支援の現状把握を進めるとともに、補助制度の周知を図っていく。<br><br>令和4年度においても地域子育て支援拠点事業を引き続き実施するとともに、事業実施を希望する市町村の意向を踏まえて情報提供等を行っていく。 | 子ども未来課  |
|                  | ③医療機関に対し病院内保育所の運営を支援することにより、看護職員や女性医師をはじめとする医療従事者の離職防止を図り、再就業を促進した。<br>病院内保育所運営費補助医療機関数:24ヶ所。                            | 令和4年度においても同様の事業を引き続き実施する。<br>病院内保育所の新設や拡充については、県の補助制度より好条件である内閣府の「企業主導型保育事業に対する助成金」の活用が可能であるため、医療機関への制度の周知についても引き続き行う。                                       | 医療政策課   |
|                  | ④38市町村で延長保育事業を実施し、34市町村で病児保育事業の実施があった。   | 令和4年度においても同様の事業を引き続き実施する。病児保育事業補助金については、実施市町村の増加に向けて、市町村と連携し、計画的に事業を実施する。  | 子ども未来課  |
|                  | ⑤42市町村で日中一時支援事業を実施した。<br><br>身近な地域で適切な療育が受けられる体制の整備を目的として、障がい保健福祉圏域ごとに設置された地域療育センター(県内10ヶ所)において、地域療育事業を実施した。             | 日中一時支援事業の実施主体は市町村であるため、引き続き市町村において事業が継続されるよう支援を行う必要がある。<br>地域療育事業については、児童発達支援センターを地域における中核的な支援機関として位置づける新たな地域療育支援体制への移行を進め、相談支援や療育機能の充実を図る。                  | 障がい者支援課 |
|                  | ⑥小児救急医療拠点病院2か所に運営費補助を実施した。また、小児救命救急センター、小児在宅医療支援センターに運営費補助を実施した。子ども医療電話相談事業(#8000)では、17,008件の相談に対応した。                    | 小児医療体制検討会議において小児医療体制の必要な対応を検討する。また、小児在宅医療支援センター等と連携し、多職種での在宅医療の支援体制の整備を図る。   | 医療政策課   |
| ●放課後児童クラブの拡充と多様化 | 40市町村で放課後児童健全育成事業を実施した。<br><br>4市町村で4ヶ所の施設整備を実施した。認定資格研修を計3回実施し、196人が修了した。<br><br>「子どものストレスケア」のテーマで資質向上研修を実施し、208人が受講した。 | 令和4年度においても同様の事業を引き続き実施する。<br>放課後児童支援員認定資格研修、資質向上研修については、市町村と連携し、積極的な参加を促していく必要がある。   | 子ども未来課  |

| 具体的な取組         | 令和3年度取組成果  | 課題・今後の取組  | 担当課     |
|----------------|--|---|---------|
| ●仕事と介護の両立支援の促進 | <p>①出前「勤労者セミナー」の中で、企業等へ講師（社会保険労務士等）を派遣し、働き方の見直し、ハラスメント対策、男女共同参画等を支援した。（セミナー実施回数：13回・参加者：425名）また、講師派遣事業の認知度を高めるため、県内企業にチラシ等を配布し、周知活動を行った。</p> <p>九州・山口働き方改革推進プロジェクトの中で、企業における好事例等をまとめたものを、ホームページ上にアップし WLB（ワーク・ライフ・バランス）の促進と見える化を図った。</p> <p>県内コワーキングスペース施設等による熊本型テレワーク推進ネットワークを発足し、情報発信やセミナーを実施した。また、テレワーク導入を検討している企業に対して ICT 関係団体・企業と連携したテレワークツールの導入支援を実施。（導入支援：203件、運営者、一般向けセミナー：109人参加）</p> | <p>引き続き、誰もが働きやすい職場環境づくりのために、雇用管理の改善に取り組もうとする中小企業に対して、出前「勤労者セミナー」の中で、企業等へ講師（社会保険労務士等）を派遣し、働き方の見直しや就業規則等の改正など、雇用管理等も含めた専門的な支援を行う。</p> <p>九州・山口働き方改革推進プロジェクトの中で企業の先進的な事例等を共有し、九州・山口 WLB 推進キャンペーンサイトで紹介する。</p> <p>引き続き、県内企業等におけるテレワークの導入促進を図るため、ICT ツールの導入支援を行うとともに、相談会や体験会を実施する。</p> | 労働雇用創生課 |
|                | <p>②ブライต์企業認定制度を通じ、企業に対し多様な働き方の促進を図った。（R3年度認定：新規50社、更新132社）</p>  | <p>引き続き、ブライต์企業認定を行い、認定企業の優れた取組を広く周知することで、県内企業の労働環境の向上や若者の県内就職を促進する。</p>  | 労働雇用創生課 |

### ○男女共同参画の視点に立った教育・学習の充実、人権尊重の理解促進

| 具体的な取組                  | 令和3年度取組成果  | 課題・今後の取組   | 担当課        |
|-------------------------|--|--|------------|
| ●子ども・若年層に対する男女共同参画教育の充実 | <p>①県内各地で「親の学び」講座（講座数1,757講座、参加者44,649人）を実施し、家庭教育及び子育てへの男女共同参画の必要性について啓発を行った。</p>  | <p>コロナ禍により、保護者が集まる機会が減り、講座数や参加者数はコロナ禍前に比べて少ない。対面を伴わない双方型の「オンライン」講座の実施のため、講座の実施に向けた環境面・技術面での支援を行う。</p>                        | 社会教育課      |
|                         | <p>②校内研修において、男女共同参画をテーマにした研修をした割合は98.6%（熊本市を除く）であった。</p> <p>校内研修において、男女共同参画をテーマにした研修をした学校の割合は98.6%（熊本市を除く）で、令和2年度より0.6ポイント増加した。</p>    | <p>ほとんどの学校が男女共同参画をテーマにした研修を実施しているものの、全ての学校での実施には至っていないため、引き続き児童生徒が人権尊重や男女の相互理解・協力など、人としての在り方を身に付けることができるよう、継続して研修の推進を図る。</p> | 義務教育課      |
|                         | <p>③中学生、高校生向けの学習資料及び教師用手引きを作成し、県内全ての中学1年生、高校1年生に配布するとともに、県・市町村の教育委員会、各学校へ活用依頼を行った。</p> <p>学習資料を用いた授業実施率<br/>中学校：81.5%<br/>高校：86.0%</p> | <p>会議の場や市町村等を通じて依頼し活用率の向上を図る。また、学習資料等の内容の充実とともに職員研修等での出前講座に対応し、授業等での男女共同参画の啓発を推進する。</p>                                      | 男女参画・協働推進課 |

| 具体的な取組                  | 令和3年度取組成果  | 課題・今後の取組  | 担当課                    |
|-------------------------|--|---|------------------------|
| ●子ども・若年層に対する男女共同参画教育の充実 | ④高等学校等進路指導主事連絡協議会は書面開催となった。各県立高等学校の進路指導担当者に、就職に関して男女平等な選考ルールについて周知を行った。                                  | 「女子高校生のための仕事・進路選びガイド」を紹介し、就職に関して男女平等な選考ルールを説明するとともに、一人ひとりの生徒の能力の伸長、適性の把握、興味・関心の喚起、進路希望の実現に向けた進路指導に取り組む。 | 高校教育課                  |
|                         | ⑤各大学からの要請に応じて対応すべく出前講座の準備を進めた（令和3年度要請なし）。大学研究室からの依頼に対し、男女共同参画の現状等に関する情報提供を行った。                           | 要請に応じ出前講座を実施するとともに、引き続き男女共同参画に関する有用な情報提供を行う。  | 男女参画・協働推進課             |
| ●社会教育の推進                | ①県が当面する多様な地域課題等に係る講座を企画して県民に提供する「くまもと県民カレッジ主催講座」において、男女共同参画の視点を取り入れた講座を、3講座企画し動画配信を行った。（動画視聴回数：3講座計490回） | 「くまもと県民カレッジ主催講座」の講座企画において、今後も男女共同参画の視点を取り入れた講座の企画を継続して行っていく。  | 社会教育課                  |
|                         | ②情報ライブラリーの生涯学習関連図書の購入において、男女共同参画がテーマに含まれる書籍を4冊購入した。  | 情報ライブラリーの生涯学習関連図書の購入において、今後も男女共同参画がテーマに含まれる書籍の選定を継続して行っていく。   | 社会教育課（生涯学習推進センター）      |
|                         | ③男女共同参画を推進するため、男性の家事育児や女性起業家の支援、ワークライフバランスなどをテーマとしたセミナーや講演会を開催した。  | 引き続き、県民の意識向上を図ることができるようなテーマを選定し、セミナーや講演会を開催することにより男女共同参画の更なる普及啓発を行う。                                    | 男女参画・協働推進課（男女共同参画センター） |
| ●相談体制の充実及び周知            | 性別にとらわれない自由な生き方の選択と人権を尊重した総合相談窓口として、自分らしく生きたい方、仕事や人間関係に悩んでいる方などのあらゆる相談に対応。また、県ホームページや県政テレビによる周知を行った。     | 引き続き、さまざまな悩みを抱えた女性や男性からの相談を受け付け、解決のサポートをする。必要に応じて、専門の相談機関などを紹介したり、女性弁護士による法律相談にもつないでいく。                 | 男女参画・協働推進課             |

## 4 推進体制の整備・強化

### 総括

男女共同参画社会づくりを進めるためには、県及び市町村の体制の整備と、関係機関・団体等と連携した積極的な取組が必要であり、それぞれが主体的に男女共同参画の視点を持って関連施策を進めていくことが重要である。

また、男女共同参画計画の取組については、住民に最も身近な市町村で計画的・総合的に取り組むことが重要である。これらの取組を行政だけでなく、企業、団体、地域と一体となって進めることにより、その効果を最大化していくことが期待される。

### 令和3年度取組成果、今後の課題・方向性

#### ○県・市町村の推進体制の強化、国との連携

| 具体的な取組             | 令和3年度取組成果   | 課題・今後の取組   | 担当課        |
|--------------------|---|--|------------|
| ● 庁内会議の開催や年次報告書の作成 | 男女共同参画社会推進会議幹事会、男女共同参画審議会で推進状況や関係課の施策の進捗等を確認し、年次報告書を作成した。国、県の関係課及び市町村や推進員・団体等へ配布するとともに、県のホームページで公表した。   | 関係課と連携し、第5次男女共同参画計画に基づく推進状況、施策の結果をまとめ、年次報告書を作成する。  | 男女参画・協働推進課 |
| ● 地域連絡会議の開催        | 県内2地域（阿蘇、上益城）で開催を予定していたが、新型コロナウイルス感染症対策のため中止となった。阿蘇地域については、地域の課題や施策の情報共有のため、各市町村・推進員へのアンケート結果をとりまとめ関係者へ配布した。  | 年3地域を目標に地域連絡会を開催し、市町村間及び地域間の情報共有と課題解決を図る。  | 男女参画・協働推進課 |
| ● 職員・教職員等の意識啓発     | ① 特定課題研修資料「男女共同参画社会づくりの推進」を作成し、職員の啓発を図った。また、3団体からの依頼を受け出前講座を実施するとともに、その他団体等の研修に対し資料の提供を行った。   | 特定課題研修にて職員の男女共同参画への意識向上を図るとともに、出前講座を通して企業や団体等への啓発を推進する。  | 男女参画・協働推進課 |
|                    | ② 各学校における人権教育の充実・深化に資するため、推進体制の機能強化と研修の充実、指導方法等の工夫・改善についての研修等を実施した。その成果として、女性の人権を尊重し、男女共同参画に対する意識向上を含めた一人一人の人権が尊重される環境づくりなど、「人権尊重の精神に立った学校づくり」の推進に向け、校長、人権教育主任及び研修出席者の意識向上や実践的な指導力を高めることができた。 | 女性の人権を尊重し、男女共同参画に対する意識向上を含めた一人一人の人権が尊重される環境づくりなど、「人権尊重の精神に立った学校づくり」の更なる推進に向けて、全ての教職員の意識や実践的な指導力の向上が図られるよう、研修内容を工夫していく。 | 人権同和教育課    |

#### ○企業や各種団体等との連携

| 具体的な取組               | 令和3年度取組成果  | 課題・今後の取組  | 担当課        |
|----------------------|--|---|------------|
| ● 熊本県女性の社会参画加速化会議の開催 | 「女性の社会参画加速化戦略」に基づき実施している各種取組や事業の進捗管理、意見交換等を行った。また、ワーキング会議を3回開催し、第5次熊本県男女共同参画計画や女性活躍サミット2020後継事業について、意見交換等を行った。 | 加速化会議及びワーキング会議を開催し、「戦略」の進捗管理を行うとともに、構成団体等と情報共有及び意見交換を行いながら、女性の活躍推進に向けた各種取組を検討、実施する。 | 男女参画・協働推進課 |